

華鐘コンサルタントグループ・上海市外国投資促進中心

第36回春季中国セミナー（オンラインセミナー）

「当面の中国经济状況と日系企業事例報告」

セミナーの付属資料

2024年5月



作成・編集：華鐘コンサルタントグループ

www.shcs.com.cn

上海華鐘コンサルタントサービス有限公司
上海華鐘投資コンサルティング有限公司
上海華鐘信息管理コンサルティング有限公司
上海華鐘国際貿易有限公司
株式会社華鐘コンサルティング

非売品（会員内部資料）

本資料は全て華鐘コンサルグループがその著作権を有し、
弊社の許可なく一切の複写及び転載を禁じます。

目 次

1. 付属資料

- 1) 月刊華鐘通信・2024 年第 1 四半期の中国経済実績値特別報告(24 年 5 月)…1
- 2) 「中華人民共和国会社法 (2023 年改訂版)」に関する Q&A(1~7)…4
- 3) 「産業構造調整指導目録 (2024 年版)」に関する Q&A(1~3)…18
- 4) 商務部の「内外資の不合理な差別待遇に係る特別整理業務
の実施に関する書簡」に関する Q&A…24
- 5) 発展を奨励する外商投資プロジェクトの輸入設備減免税政策に関する Q&A(1~2)…26
- 6) 訪中外国人に対する決済サービスの便利化、多様化に関する Q&A(1~2)…30
- 7) 2024 年度第 1 四半期の最低賃金の状況に関する Q&A…34
- 8) 「個人情報出国標準契約弁法」に関する Q&A(1~2)…36
- 9) 改正「オゾン層破壊物質管理条例」に関する Q&A…40
- 10) 「上海市イノベーション型企業本部認定奨励管理弁法」および
第一弾認定 40 社に関する Q&A(1~3)…42
- 11) 「中華人民共和国会社法」(2023 年改正) (日中対照訳)…48
- 12) 「データ越境移転の促進及び規範化に関する規定」 (日中対照訳)…97
- 13) 「中国における外国人ビジネスパーソンの仕事・生活に関する手引
(2024 年版)」 (日本語版)…102

2. 華鐘コンサルタントグループの紹介

3. 「華鐘希望奨学基金」への義捐金募金の呼びかけ

4. 提携関係にある開発区及びパートナーの紹介



特別報告-1

歴史的転換期にある中国経済と世界経済

2024年の第1四半期が終了して、実質国内総生産（以下実質GDP）の成長率が5.3%と発表された（具体的数値は本稿最終ページを参照下さい）。前年の第4四半期の実質GDPが5.2%成長であったから成長率は僅かに加速した。政府目標の5.0%前後を超えたことから、日本の中国に対する悪口を専門とするメディアからは「目標を上回るためにどうせ適当に作った数字だろう」とまで言われている。しかし、しっかり中身を見ると、明るい兆しはあるものの実はそんなに良い数字でもない。大いに問題なのは、生活する人々の実感に近い名目GDP成長率が4.2%でかなり低く、2023年も通年名目GDP成長率は4.6%（実質GDP成長率は5.2%）であったから、それより更に悪化している。結果的には4四半期連続で実質GDP成長率より名目GDP成長率が低い情況が続いており、物価が下がるデフレに近い状況にあると言える。ただ、2024年2月より消費者物価指数（CPI）は前年同月比+0.7%、3月+0.1%、4月+0.3%となっており、3ヶ月続けてプラスとなって物価の下落に歯止めがかかったと言える。これは食品価格の値下がり有一段落したことによるもので、明るい兆しであると言えよう。ただ工業品卸売物価指数（PPI）は、今年4月も前年同月比2.5%下落して、下落幅は縮小傾向とは言うものの19カ月連続で下落であり、工業製品メーカーにとっては厳しい情況が続いている。しかし国家統計局などが発表する製造業購買担当者指数（PMI）は3月50.8、4月50.4と2ヶ月連続で景気の拡大縮小の分岐点となる50を超えて、これは今後の景気動向に強気を意味しており良いニュースであろう。

第1四半期のGDP成長率5.3%の内訳を見ると、最終消費による成長が3.9%ポイント（全体の74%）を占めており、2023年第4四半期（10-12月）の4.2%ポイントに続き、最終消費が経済成長の牽引役となっている。続いて固定資産投資が0.6ポイント（11%）、純輸出が0.8ポイント（15%）である。この最終消費が

経済成長の牽引役となる傾向は、過去の土地・建物などの不動産投資とその値上がり益に依存した不健全な経済成長から脱却したことを意味しており、今後とも不動産投資に頼らない健全な経済成長路線を進みたいものである。

第1四半期の固定資産投資は前年同期比4.5%増であったが、内訳は製造業の設備投資9.9%増、インフラストラクチャー投資が6.5%増に対して、不動産投資は実に▲9.5%減にもなった。前年同期も▲5.8%減であるから下がり方は急である。不動産不況と言われて久しいが、現在の中国は過去の根拠なき不動産値上がり益に依存した経済成長から脱却しようとしており、いわば経済成長の正常化への生みの苦しみの最中である。政府は2016年から「不動産は住むものであり使うものでもある。投機の対象ではない」と言い続けて5年以上が経ち、2021年になって遂に資金の流れを止めてしまった。それが起因で起こった現在の不動産不況である。中国が直面する苦しみを何も理解しない海外メディアはさんざんに政策の失敗だと悪口を言いふらしているが、不動産業界をより持続可能な成長方向に転換して、野放図な債務の膨張を抑えようとする現在の苦しみは、今後の新しい時代のより質の高い成長に移行するために、現在の中国が避けて通れない関門であろう。最近、政府は全国の売れ残り住宅を買い取って安価で再販売する方針を正式に発表した。業者も客も膠着状態になっている現状から脱却できるかどうか、注目して行きたい。

対外貿易については、対米ドルで人民元安の傾向があつて、人民元表示ではプラスになつても、米ドル表示ではマイナスとなる場合が生じている。2024年3月の米ドル表示輸出額は前年同月比7.5%減と大幅なマイナスを記録したが、翌4月には前年同月比1.5%増を回復、輸入額も8.4%増、貿易総額は4.4%増となり、米ドル表示で完全にプラス基調を回復した。さらに香港のハンセン株価指数や上海の株価指数が

上昇に転じていることで、一旦海外に逃げた資金が中国に戻りつつあるように見える。これを受けて大手金融機関や国際組織は相次いで2024年の中国の経済成長予測を上向きに訂正しつつある。現状の関係組織の今年のGDP成長率予測は、国際通貨基金（IMF）4.6%、経済協力開発機構（OECD）4.9%、アジア開発銀行（ADB）4.8%などであり、ゴールドマンサックスやモルガンスタンレー等の大手金融機関も中国の経済成長の見方を強気に転じつつある。今後、4月以降の工業生産や対外貿易額の好転などの明るい材料を織り込んでいけば、さらに上方修正される可能性はあると予想する。

さて、標題の「歴史的転換期にある中国経済と世界経済」はまったく筆者の私見であるが、現状の世界各地で起こる大小様々な紛争や事件、過去30数年のデータを見ながら、中国経済も世界経済も今後はこれまでの延長線上ではなく、全く新しい段階に入っていくだろうと思える。それぞれの国が自国に最適な成長路線を模索、挑戦して行かなければならない時代と感じている。2005年から開催している弊社の華鐘コンサルタント中国セミナーは今年の春季セミナーで第36回となるが、このセミナー資料の中で私がいつも紹介するIMFの世界経済予測（World Economic Outlook、WEO）のデータがあるが、直近データで2023年の中国GDPは米ドル表示で初めて前年比減少する（マイナス成長！！）事態となった。原因は、人民元の対米ドルレートが日本円ほどではないが、かなり値下がりして人民元安となったことである。

IMFの直近2024年4月発表データでは、2021年、2022年、2023年の中国対アメリカの経済規模比率は75.3%、69.3%、64.6%となり、3年のうちに実に75%から65%まで10%も中国が後退したことになる。この間中国の人民元対米ドルは、2021年は6.4元/1ドル、2022年6.8元/1ドル、2023年7.2元/1ドル前後で推移した。現状の世界経済の中では対米ドルの為替レートはその国の国力、すなわち経済力の強さを表すものであり、通貨安は即世界経済の中での

存在感の減少を意味する。今後の人民元が対米ドルでどのような経緯をたどるのかはおおいに注目しなければならない。

中国の奇跡的な経済成長を振り返ると、中国のGDPは1989年（平成元年）から昨年までに38.6倍となり、経済規模における日本との比率は6.8分の1から4.2倍に変化した。逆に日本は同期間に中国との比率が6.8倍から現在の4.2分の1に縮小した。そして2023年にはドイツに抜かれ、2025年にはインドに抜かれて経済規模では世界第5位になる見込みである。

中国においても、これまで2030年代には経済規模がアメリカに追い付くだろう、いや2040年代であろうとかの議論があったが、昨年のようにたった2年でその差が10%以上も拡大するようでは、このような議論はおよそ無意味であり、今後はアメリカに追い付くかどうかの議論よりも、内政を充実して実質的な経済成長を達成していかにかに国民生活の豊かさを実現して行くかに注力しなければならないと思う。

世界の情勢を見ると、アメリカの世界覇権国への固執、見境のない執拗な中国たたき、各地で起こる民族間の紛争、グローバルサウスの経済発展と発言力拡大……などなどいくつもの要素が複合的に絡み合っていて、極めて先行き不透明な時代に差し掛かっており、その意味で中国経済も世界経済も歴史的な転換期に差し掛かっていると云わざるを得ない。

今後の中国は、従来の対外依存経済よりも自らの国内での経済発展を目指さざるを得ないであろう。「世界の工場」と言われて、安価な労働力で物を作り、世界に輸出して金を稼ぐ時代は終わろうとしている。人口が減り始めていると言われるがそれでも13億人以上の人口を持ち、9億人近い労働力人口、毎年1,500万人以上の新規労働者、高等教育を受けている人数は2億4,000万人を超え、新しい労働力の平均教育年数も14年に達している。豊富な人的資源を生かして、4億人とも5億人とも言われる中産階級が活力を持って、自律的な発展を模索する時代が来たようである。（董事長 古林恒雄 2024/5/17 記）

2024年第1四半期の中国経済実績値

項目	単位	2023年		2023年		2024年	
		通年	前年比	1-3月	前年比	1-3月	前年比
国内総生産(GDP)	億元	1,260,582	5.2%	284,997	4.5%	296,299	5.3%
第一次産業	億元	89,755	4.1%	11,575	3.7%	11,538	3.3%
第二次産業	億元	482,589	4.7%	107,947	3.3%	109,846	6.0%
第三次産業	億元	688,238	5.8%	165,475	5.4%	174,915	5.0%
工業生産付加価値額	億元	-	4.6%	-	3.0%	-	6.1%
固定資産投資	億元	503,036	3.0%※	107,282	5.1%	100,042	4.5%
東部地区投資	億元	-	4.4%	-	6.5%	-	5.7%
中部地区投資	億元	-	0.3%	-	1.5%	-	4.1%
西部地区投資	億元	-	0.1%	-	4.9%	-	1.4%
東北部地区投資	億元	-	-1.8%	-	13.7%	-	9.6%
第一次産業投資	億元	10,085	-0.1%	2,425	0.5%	1,804	1.0%
第二次産業投資	億元	162,136	9.0%	33,964	8.7%	33,213	13.4%
第三次産業投資	億元	330,815	0.4%	70,894	3.6%	65,025	0.8%
不動産開発投資	億元	110,913	-9.6%	25,974	-5.8%	22,082	-9.5%
社会消費品小売総額	億元	471,495	7.2%	114,922	5.8%	120,327	4.7%
小売業	億元	418,605	5.8%	102,786	4.9%	106,882	4.0%
飲食業	億元	52,890	20.4%	12,136	13.9%	13,445	10.8%
自動車販売台数	万台	3,009	12.0%	608	-6.7%	672	10.6%
卸売り物価指数(PPI)		-	3.0%↓	-	-1.6%↓	-	-2.7%↓
消費者物価指数(CPI)		-	0.2%↑	-	1.3%↑	-	0.0%↑
食品		-	0.3%↑	-	2.9%↑	-	-1.7%↓
衣服		-	1.0%↑	-	0.7%↑	-	1.6%↑
全住民可処分所得(実質)	元	39,218	6.1%	10,870	3.8%	11,539	6.2%
都市可処分所得(実質)	元	51,821	4.8%	14,388	2.7%	15,150	5.3%
農村部純所得(実質)	元	21,691	7.6%	6,131	4.8%	6,596	7.7%
輸出入貿易総額	億ドル	59,368	-5.0%	14,390	-2.9%	14,313	1.5%
一般貿易	億ドル	38,475	-3.4%	9,391	0.0%	9,321	1.5%
加工貿易	億ドル	10,823	-14.7%	3,632	15.9%	2,470	-32.0%
輸出総額	億ドル	33,800	-4.6%	8,218	0.5%	8,075	1.5%
輸入総額	億ドル	25,568	-5.5%	6,171	-7.1%	6,238	1.5%
貿易黒字	億ドル	8,232	-6.2%	2,047	25.7%	1,837	-10.3%
外貨準備高	億ドル	32,380	3.5%	31,839	-0.1%	32,457	1.9%
対外債務残高	億ドル	24,475	-0.2%	24,909	-8.1%	-	-
社会融資増加額	億元	355,874	11.2%	145,336	20.6%	129,287	-11.1%
非銀行融資増加額	億元	135,837	16.9%	37,745	6.7%	36,670	-3.1%
マネーサプライM2	千億元	2,923	9.7%	2,815	12.7%	3,048	8.3%
外国投資契約件数	件	53,766	39.7%	10,000	25.5%	12,086	20.7%
外国投資実行総額	億ドル	1,633	-13.7%	604	2.2%	425(※)	-29.6%
対外投資実行総額	億ドル	1,479	0.9%	315	17.2%	342(※)	8.7%
上海株価指数		2,975	114↓	3,273	21↑	3,041	232↓
株式時価総額	億元	773,131	-1.9%	848,855	5.4%	768,946	-9.4%
株式取引総額の総計	億元	2,122,110	-5.5%	519,805	-11.1%	514,853	-1.0%
為替レート 1US\$	元	7.0827	1.7%	6.8717	8.2%	7.0950	3.2%
100円	元	5.0213	-4.1%	5.1693	-0.5%	4.7158	-8.8%
1ユーロ	元	7.8592	5.9%	7.4945	5.8%	7.6765	2.4%

※ 本稿編集日現在、商務部からの米ドル金額が未発表であるため、第1四半期に関する中国全国外資導入額と対外投資実行総額は、外貨管理局が2024年3月末時点で発表した為替中間レートに基づき算出した参考値です。

★ 中国ビジネス相談Q&A

■ 「中華人民共和国会社法（2023年改訂版）」について（1）

Q: 最新版の「中華人民共和国会社法」について、教えてください。

<政策法規><会社法><2023年改訂版>

A: 2023年12月29日、第14期全国人民代表大会常務委員会第7回会議は、新たに改正された「中華人民共和国会社法(中国語：中華人民共和国公司法)」(以下、新「会社法」)を可決しました。2024年7月1日に施行されます。新「会社法」は全15章、266箇条からなり、会社の設立、運営、変更、ガバナンスなどの面で調整が施され、「会社法」が1993年に初めて公布されて以来最も全面的な改正となっています。

1. 新「会社法」改正の背景

現行の「会社法」は1993年に制定され、2023年は公布30周年にあたります。この間、1999年、2004年には同法の個別条項が改正され、2005年には全面的に改訂され、2013年、2018年には会社の資本制度に関する問題が改正されています。今回の新「会社法」は、公布以来最も全面的な改正であり、会社資本制度の整備、コーポレートガバナンスの最適化、株主の権利保護の強化、株主、董事などの責任強化、会社の設立及び撤退制度の整備など、様々な分野で調整を施し、改正しました。

統計によると、今回の改正では現行の2018年版「会社法」のうち16の条文が削除され、228の条文が追加、修正され、うち112の条文が実質的に改正されました。

2. 主な改正のポイント

(1) 会社の資本制度の整備

以下は、新「会社法」からの引用です（太字下線は増加箇所、~~取り消し線~~は削減箇所、波線は調整箇所です。一部省略、以下同じ）。

① 登録資本引受登記制度の整備

2013年以降、「会社法」は会社登録資本引受制を確立し、わずかな産業を除いて、基本的に全ての会社の資本金払込期限は会社株主が自ら決定できる、つまり「払込期限無制限」が実施されることとなりました。統計によると、2023年11月末時点で全国の企業数は4,839万社に達し、そのうち99%は小規模零細企業に該当しており、多くは柔軟な出資期限を設定していると考えられます。しかしながら、今回の新「会社法」では、有限責任会社の株主の出資期間が5年を超えてはならないと規定されていますので(この納付期限は企業の増資にも同様に適用)、この部分の改正は既存の企業に大きな影響を与えると予測されます。

国家市場監督管理総局が2023年12月30日に公布した「出資引受登記制度を整備し、誠実で秩序ある経営環境を創造する」の意見は、国务院に具体的な方法（※以下の解説を参照）の制定を授権しており、新「会社法」施行前に既に設立登記されており、かつ、出資期間が5年を超える会社に対しては移行措置を設置し、既存企業が段階的に適切に調整を施し、新「会社法」が規定する期限内に、新政策が安定して実現されることを保障するとしています。この条項の実施は、株主が会社の実際の経営計画、規模などの要素を鑑みて適切に登録資本金やその払込期限を確定し、株主の出資金払込の責

任を明確にし、株主の投資リスクを回避することにもなります。

第 47 条 有限責任会社の登録資本は、会社登記機関に登録している全株主が払込みを引き受けた出資額とする。全株主が払込みを引き受けた出資額は、株主が会社の定款の規定に従って会社が設立された日から5年以内に満額を払い込む。

法律、行政法規及び国務院決定が、有限責任会社の払込み済み登録資本、登録資本の最低限度額、**株主の出資期限**について別途規定を有する場合、その規定に従う。

第 266 条 本法は 2024 年 7 月 1 日 から施行する。

本法の施行前に既に登記、設立している会社は、出資期限が本法に規定する期限を超える場合、法律、行政法規又は国務院が別途規定を有する場合を除き、本法が規定する期限内へ、徐々に調整しなければならない。出資期限、出資額が明らかに異常である場合、会社登記機関は法に基づき速やかに調整するよう要求することができる。具体的な実施弁法は国務院が規定する（※）

※上記第 266 条の実施に合わせて、2024 年 2 月 6 日、国家市場監督管理総局は「国務院の、『中華人民共和国会社法』登録資本登記管理制度の実施に関する規定（意見募集稿）」（以下、「意見稿」）を公布し、その中で、3 年間の移行期間を設け、既存企業の安定した調整を支援するとしています。現在「意見稿」はまだ意見を求める段階にあり、正式公布時には一定の調整が加えられる可能性があります、「意見稿」の一部内容は以下の通りです。

- ▶ 3 年間の移行期間を設け、有限責任会社が出資期限を調整し、株式有限公司が株式代金を満額払い込む便宜を図る。

「意見稿」は新「会社法」の施行前に設立された既存企業に対して 3 年間の移行期間（2024 年 7 月 1 日～2027 年 6 月 30 日）を設けています。有限責任会社は移行期間内に出資期限を 5 年以内に調整することができ、2032 年 6 月 30 日まで（2027 年 6 月 30 日から 5 年以内）に出資を完了すれば要件に合致することになります。また、有限責任会社の 2027 年 7 月 1 日以降の余剰出資払込期限が 5 年に満たない場合、出資期限を調整する必要はありません。このほか、株式有限公司は、2027 年 6 月 30 日までに出資を引き受けた株式代金を満額払い込みます。

……【参考】「意見稿」第 3 条

- ▶ 既存企業の出資期限、出資額の異常を慎重に判定する：

出資期限、出資額が明らかに異常な企業を合理的に定義するために、「意見稿」は、出資期限が 30 年以上、出資額が 10 億元の企業を異常に該当するか否かの審査範囲に組み入れ、会社登記機関は専門機関を組織して評価を行うか、または関連部門と共同で総合的な審査を実施し、省級市場監督管理部門の同意を得て、当該企業に対し、6 カ月以内に調整を行い、出資期限、出資額を合理的な範囲内に調整するよう要求することができるとしています。

……【参考】「意見稿」第 7 条

また、「意見稿」は、企業が 5 年間の出資規定を適用しない具体的な状況を明確にしました。国の重大な戦略任務、国家経済及び人民の生活、または国家の安全、重大な公共利益に関連する民営企業、外資企業、国家資本企業などは、国務院主管部門または省級以上の人民政府の同意を得て、元の出資期限に応じて出資することができます。

……【参考】「意見稿」第 8 条

『中華人民共和国会社法（2023 年改訂版）』について（2）」へ続く

（作成：公関部 兪穎春）

★中国ビジネス相談Q&A

■「中華人民共和国会社法（2023年改訂版）」について（2）

Q:最新版の「中華人民共和国会社法」について、教えてください。

<政策法規><会社法><2023年改訂版>

A:2023年12月29日、第14期全国人民代表大会常務委員会第7回会議は、新たに改正された「中華人民共和国会社法(中国語:中華人民共和國公司法)」(以下、新「会社法」)を可決しました。2024年7月1日に施行されます。新「会社法」は全15章、266箇条からなり、会社の設立、運営、変更、ガバナンスなどの面で調整が施され、「会社法」が1993年に初めて公布されて以来最も全面的な改正となっています。

『中華人民共和国会社法（2023年改訂版）』について（1）」より続く

2. 主な改正のポイント

(1) 会社の資本制度の整備（続き）

また、発生する可能性のある減資需要に対して、「意見稿」では、出資期限、出資額の手続きや資料の調整を最適化し、オンライン手続きの利便性を高める必要があることを明確にしています。例えば、一定の条件に合致する企業は、国家企業信用情報公示システムを通じて社会に20日間公示し、公示期間中に異議が提出されなければ、減資手続きを行うことができます。

……【参考】「意見稿」第5条

▶ 企業の情報公示に対する拘束力を強化し、出資情報の透明性や正確性を高める。

「意見稿」は、企業に対し、国家企業信用情報公示システムにおいて、出資引受額、実際の出資額、出資方式、出資期日、発起人が引受ける株式数などの情報を速やかに公示すること、併せて株主名簿、財務諸表など株主による実際の出資額に関連する説明資料をアップロードすることを明確に要求しています。法律どおりに調整を行わない企業については、特別記載を行い、社会に公示します。

……【参考】「意見稿」第3、5、10、11、14条

②株式有限会社への授權資本制の導入

新「会社法」は、会社の定款または株主会が董事会に株式の発行を授權することの許可を明確にすると共に、発起人に対し、株式代金の全額払い込みを求めています。これは、会社設立を便利にし、資金調達柔軟性を高めるほか、登録資本の虚化などの問題を減らすことに繋がります。

第152条 会社定款又は株主会は、発行済み株式の50%を超えない株式の3年以内の発行決定を董事会に授權することができる。ただし、非貨幣財産で出資する場合は株主会の決議を経なければならない。

董事会が前項規定に従って株式の発行を決定し、会社の登録資本、発行済み株式数が変化した場合、会社の定款の当該記載事項の変更は、株主会の議決を必要としない。

③有限会社が定款に基づき額面株または無額面株のいずれかを採用することを許可

新「会社法」は、株式会社が無額面株制度を新設し、上場企業株の分割を実現し、株式の流通数量や流通速度を向上させる一助としています。

第 142 条 会社の資本は株式に区分される。会社の全株式は、会社の定款の規定に基づいて額面株式又は無額面株式のうち一つを採用することができる。額面株式を採用する場合、1株あたりの金額は同一とする。

会社は、会社の定款の規定に基づいて発行済の額面株式の全てを無額面株式に転換し、又は無額面株式の全てを額面株式に転換することができる。

無額面株式を採用する場合、株式の発行により取得した株式代金の2分の1以上を登録資本に計上するものとする。

④会社が規定に従って資本積立金を使用し損失補填することを許可

新「会社法」は、資本積立金が赤字補填に使用可能であることを初めて明確にしましたが、利益剰余金で赤字補填した後となります。

第 214 条 会社の積立金は、会社の赤字の補填、会社の生産経営の拡大、又は会社の登録資本の増資への転換に用いる。

積立金で会社の赤字を補填する場合、先ず任意の積立金と法定積立金を使用しなければならない。それでもなお補填し得ない場合は、規定に従い資本積立金を使用することができる。

法定積立金を登録資本の増加に転じる場合、当該積立金の残余额が、増資転換前の会社の登録資本の25%を下回ってはならない。

⑤減資の規定を追加、細分化

新「会社法」は、減資による損失補填及び簡易減資制度を新設し、会社が規定に従って登録資本を減らすことで赤字補填することを許可していますが、株主に配当することはできず、株主の出資や株式代金納付の義務を免除するものではありません。また、会社が登録資本を減資する場合は全株主の同じ比率の減資を原則としています。

上記④と合わせて、新「会社法」では、企業は先ず任意の積立金や法定積立金を用いて赤字補填ことができ、なお補填できない部分は資本積立金を用いることができると規定しています。資本積立金を用いてもなお赤字がある場合に、減資によって赤字を補填することができます。減資による赤字補填手順において、会社は正常な減資手順では必要となる債権者への通知や申告の手順が不要になります。なお、簡易減資制度に加えて、新「会社法」は違法減資の法的結果についても規定しています。

第 225 条 会社は、本法第 214 条第 2 項の規定に従い赤字を補填した後、なお赤字である場合、登録資本を減らして赤字を補填することができる。登録資本を減らして赤字を補填する場合、会社は株主に分配してはならず、株主の出資又は株式代金払込みの義務を免除してはならない。

前項の規定に従い登録資本を減らす場合、前条第 2 項の規定は適用されない。ただし、株主会が登録資本の減少を協議した日から 30 日以内に、新聞又は国家企業信用情報公示システムにて公告しなければならない。

会社が前 2 項の規定により登録資本を減らした後、法定積立金と任意積立金の累計額が会社の登録資本の 50%に達するまでは、利益を分配してはならない。

第 226 条 本法の規定に違反して登録資本を減少させた場合、株主はその受領した資金を返還しなければならない。株主の出資を減免する場合は、原状回復しなければならない。会社に損失を与えた場合、株主及び責を負う董事、監事、高級管理職は、賠償責任を負わなければならない。

『中華人民共和国会社法（2023年改訂版）』について（3）」へ続く

（作成：公関部 兪穎春）

★中国ビジネス相談Q&A

■「中華人民共和國会社法（2023年改訂版）」について（3）

Q:最新版の「中華人民共和國会社法」について、教えてください。

<政策法規><会社法><2023年改訂版>

A:2023年12月29日、第14期全国人民代表大会常務委員会第7回会議は、新たに改正された「中華人民共和國会社法(中国語：中華人民共和國公司法)」(以下、新「会社法」)を可決しました。2024年7月1日に施行されます。新「会社法」は全15章、266箇条からなり、会社の設立、運営、変更、ガバナンスなどの面で調整が施され、「会社法」が1993年に初めて公布されて以来最も全面的な改正となっています。

『中華人民共和國会社法（2023年改訂版）』について（2）」より続く

2. 主な改正のポイント

(1) 会社の資本制度の整備（続き）

⑥株主が期限通りに出資額を払い込まない場合に権利を失う制度、株主が出資額を払い込む際の期限満了加速制度を追加

新「会社法」は、株主が期限どおりに出資していない場合や、責任董事が催促責任を履行しておらず、会社に損失を与えた場合に、賠償責任があることを明確にしました。同時に、催促や猶予の期間が満了してもなお出資義務を履行していない株主が相応の持分を失うという条項も追加されました。これにより、各者の責任が更に強調され、董事会は出資審査を厳格に履行すべきであり、董事は出資催促手続きを履行しなければならず、株主も期限どおりに出資する責任が明確になりました。

以下の新たな「株主の出資引受額納付加速満期制度」も、企業債権者の利益を保護するものです。株主も、このリスクが発生する可能性を常に低減し、把握する必要があり、会社が満期債権を償還し得ない場合には、債権者はこの条項により、会社に対して法的調査を行うことができ、出資期限が到来していない株主の出資額については、期限前の出資を求めることができます。

第51条 有限責任会社設立後、董事会は、株主の出資状況に対して確認を行わなければならない、株主が期限通りに会社の定款に規定する出資を満額払い込んでいないことが発覚した場合、会社から当該株主に書面で督促状を発行し、出資払込みを催促しなければならない。

前項に規定する義務を遅滞なく履行しておらず、会社に損失をもたらした場合、責任を負う董事は賠償責任を負わなければならない。

第52条 株主が、会社の定款に規定する出資期日どおりに出資を払い込んでおらず、会社が前条第1項の規定に基づいて書面の督促状を発行し、出資を催促する場合、出資払込みの猶予期間を明記することができる。猶予期間は、会社が督促状を発行した日から60日を下回ってはならない。猶予期間が満了してもなお、株主が出資義務を履行していない場合、会社は董事会決議を経て、当該株主に失権通知を発行することができる。通知は書面形式で発行されなければならない。通知が発行された日から、当該株主は出資払込みを行っていない持分を喪失する。

前項の規定によって喪失した持分は、法に基づいて譲渡し、又は相応に登録資本を減少させ、且

つ当該持分を抹消しなければならない。6ヶ月以内に譲渡せず、又は抹消しない場合、会社の他の株主がその出資比率に従って相応の出資を満額払い込む。……

第54条 会社が期限の到来した債務を弁済することができない場合、会社又は期限の到来した債権の債権者は、出資払込みを引き受けているが出資期限が到来していない株主に期限前の出資払込みを要求する権利を有する。

(2) コーポレートガバナンスの最適化

- ①会社組織機構の設置を簡略化し、会社が董事会を設置しないこと、監督会を設置しないこと、さらには監事を設置しないことを許可

新「会社法」は、有限会社が監事会を設置しなくてもよい状況を追加しました。会社が董事会のみを設置する場合は、董事会には監査委員会を設置して監事会の職権を行使しなければならないこと、また規模が小さい、または株主の数が少なく、且つ全株主が同意していることが前提となっています。

第83条 規模が小さく、又は株主数が比較的少ない有限責任会社は、監事会を設けず、監事1名を設け、本法に規定する監事会の職権を行使することができる。全株主の同意を得て、監事を設けないこともできる。

- ②董事会構成員の人数の上限を廃止し、構成員に会社従業員代表を入れる規定を追加

新「会社法」は、董事会構成員数に対して人数の上限を設けていません(従来の董事会構成員は最多で13人という制限を撤廃)。また、従業員が会社の民主的な管理に参加することをよりよく保障するために、従業員数300名以上の会社に対し、法に基づき監事会を設け、会社従業員代表が構成員になっている場合を除き、董事会構成員には会社従業員代表を入れなければならないと規定しました。会社董事会構成員の中の従業員代表は、監査委員会の構成員になることができます。

第68条 有限責任会社の董事会構成員は3名以上とし、構成員に会社従業員代表を入れることができる。従業員数が300人以上の有限責任会社は、法に基づき監事会を設け、且つ会社従業員代表を入れている場合を除き、董事会構成員に会社従業員代表を入れなければならない。董事会の中の従業員代表は、会社従業員が従業員代表大会、従業員大会又はその他の形式により民主的に選挙して選出する。

董事会には董事長1名を設けるものとし、副董事長を置くことができる。董事長及び副董事長の選出方法は、会社の定款が規定する。

『中華人民共和国会社法（2023年改訂版）』について（4）」へ続く

(作成：公関部 兪穎春)

★ 中国ビジネス相談Q&A

■ 「中華人民共和国会社法（2023年改訂版）」について（4）

Q: 最新版の「中華人民共和国会社法」について、教えてください。

<政策法規><会社法><2023年改訂版>

A: 2023年12月29日、第14期全国人民代表大会常務委員会第7回会議は、新たに改正された「中華人民共和国会社法(中国語：中華人民共和国公司法)」(以下、新「会社法」)を可決しました。2024年7月1日に施行されます。新「会社法」は全15章、266箇条からなり、会社の設立、運営、変更、ガバナンスなどの面で調整が施され、「会社法」が1993年に初めて公布されて以来最も全面的な改正となっています。

『中華人民共和国会社法（2023年改訂版）』について（3）」より続く

(2) コーポレートガバナンスの最適化(続き)

③株主会の呼称を統一し、職権区分を調整

新「会社法」は株主会の呼称を統一し、従来の有限株式会社に対する「株主総会」という表現を削除しました。また、新「会社法」は、従来の株主会の法定職権のうち「会社の経営方針や投資計画を決定する」という項目を削除し、董事会の「会社の経営計画や投資案を決定する」に統合しました。また、株主会と董事会の「会社の年度財務予算案、決算案の審議、承認」に関する職権規定を削除し、今後は会社機構の権限とはしません。これにより、会社は実際の管理権限の設定に基づいて、どの決定機関が意思決定を行うか、決定できると考えられます。

この他、新「会社法」は一人有限会社に関する規定を廃止し、株式会社には今後株主数の制限がなくなりました。

第59条 株主会は、以下の職権を行使する。

~~(1) 会社の経営方針や投資計画を決定する~~

(2) ~~従業員代表ではない~~ 董事及び監事の選挙及び交代を行い、董事及び監事に関する報酬事項を決定する。

(3) 董事会の報告を審議し、承認する。

(4) 監事会 ~~又は監事~~ の報告を審議し、承認する。

~~(5) 会社の年度財務予算案、決算案を審議、承認する。~~

(4) 会社の利益分配案及び欠損補填案を審議し、承認する。

(5) 会社の登録資本の増加又は減少について決議する。

(6) 社債の発行について決議する。

(7) 会社の合併、分割、解散、清算又は会社形式の変更について決議する。

(8) 会社の定款を修正する。

(9) 会社の定款に規定するその他の職権。

株主会は、董事会に対し、社債発行について決議するよう授権することができる。

本条第1項に掲げる事項について株主が書面形式で一致して同意を示す場合は、株主会会議を開催せずに直接決定を行うことができ、全株主が決定文書に署名し、又は捺印する。

④ 今後は総経理の職権を明確に規定せず、有限責任会社の執行董事の呼称を廃止

新「会社法」は、今後、総経理の職権を明確に規定せず、総経理の職権範囲の設定を会社定款の規定または董事会の授権に任せることとしました。また、執行董事の呼称を取り消しました。

第74条 有限責任会社には総経理を設けることができ、董事会が任用又は解任を決定する。

総経理は董事会に対して責を負い、会社の定款の規定又は董事会の授権に基づいて職権を行使する。

~~(1) 会社の清算経営管理業務を主宰し、董事会決議を実行する~~

~~(2) 会社の年間経営計画及び投資案を計画、実行する~~

~~(3) 社内管理機構設置案を起草、制定する~~

~~(4) 会社の基本管理制度を起草、制定する~~

~~(5) 会社の具体的な規則を制定する~~

~~(6) 会社副総経理、財務責任者の任用または解任を提起する~~

~~(7) 董事会が任用または解任を決定すべき人員以外の管理責任者の任用または解任を決定する~~

~~(8) 董事会が授与するその他の職権。~~

~~会社定款が総経理の職権に別途規定を有する場合は、その規定に従う~~

総経理は董事会会議に列席する。

第75条 規模が小さく、又は株主数が比較的少ない有限責任会社は、~~執行董事1名を置くことができ、~~董事会を設けず、董事1名を設け、本法に規定する董事会の職権を行使することができる。当該執行董事は会社総経理を兼任することができる。

⑤ 監査委員会の追加

新「会社法」は、有限責任会社、株式有限会社、上場会社または国有独資会社はいずれも董事会に監査委員会を設置することを許可しています。その基本的な職能は、監事会の職能を代理で履行することです。その上で、新「会社法」は、様々な形態の会社に応じて、監査委員会の人員構成、議事規則、その他の職能について規定しています。

第69条 有限責任会社は、会社の定款の規定に従い董事会の中に、董事によって構成される監査委員会を設置し、本法が規定する監事会の職権を行使し、監事会又は監事を設けないことができる。

会社の董事会の構成員中の従業員代表は、監査委員会の構成員になることができる。

第121条 株式有限会社は、会社の定款の規定に従い、董事会中に董事により構成される監査委員会を設置して本法に規定する監事会の職権を行使し、監事会又は監事を設けないことができる。

監査委員会構成員は3名以上とし、構成員の過半数が会社において董事以外のその他の職務を担当してはならず、且つ会社との間に、その独立で客観的な判断に影響を与える何らかの関係があってはならない。会社董事会構成員の中の従業員代表は、監査委員会の構成員になることができる。

監査委員会が決議を下す場合、監査委員会構成員の過半数を以て可決する。

監査委員会の決議の議決は、一人一票でなければならない。

監査委員会の議事方式や表決手順は、本法が別途規定を有する場合を除き、会社の定款により規定する。

会社は、会社の定款の規定に従い、董事会中にその他の委員会を設置することができる。

『中華人民共和国会社法（2023年改訂版）』について（5）」へ続く

（作成：公関部 兪穎春）

★ 中国ビジネス相談Q & A

■ 「中華人民共和国会社法（2023年改訂版）」について（5）

Q: 最新版の「中華人民共和国会社法」について、教えてください。

<政策法規><会社法><2023年改訂版>

A: 2023年12月29日、第14期全国人民代表大会常務委員会第7回会議は、新たに改正された「中華人民共和国会社法(中国語：中華人民共和国公司法)」(以下、新「会社法」)を可決しました。2024年7月1日に施行されます。新「会社法」は全15章、266箇条からなり、会社の設立、運営、変更、ガバナンスなどの面で調整が施され、「会社法」が1993年に初めて公布されて以来最も全面的な改正となっています。

『中華人民共和国会社法（2023年改訂版）』について（4）」より続く

(2) コーポレートガバナンスの最適化（続き）

⑥ 実質支配者に様々な制限を設定

新「会社法」は実質的支配者の定義を調整し、実質的支配者には持株株主が含まれることを明確にしました。また、実質的支配者に対してより多くの制限を設けました（下表192条）。このほか、会社の持株株主、実質的支配者が会社董事ではないものの、実際に会社の執務を行う場合も、会社に対して忠実義務、勤勉義務を負うことを求めています(第180条参照)。

第192条 会社の支配株主、実質的支配者は、董事、高級管理者に対し、会社又は株主の利益を損なう行為に従事するよう指示した場合、当該董事、高級管理者と連帯責任を負う。

第265条 本法の用語の定義は以下の通り。

……

(3) 実質的支配者とは、~~会社の株主ではないが~~投資関係、協議又はその他の手配により、実際に会社の行為を支配することができる者を指す。……

(3) 株主の権利保護の強化

① 株主の知る権利の強化

新「会社法」は、株主の資料閲覧の範囲を拡大しました。株主は株主名簿を閲覧、複製することができると新たに規定しました。また、知る権利を会計証憑まで拡大しました。

この他、会計士や弁護士に委託して閲覧権を行使することができるとし、株主が会計資料を閲覧する場合の専門性を強化しています。更に、株主が完全子会社の関連資料を閲覧、複製することも許可し、知る権利を完全子会社まで拡大しました。

この条項の調整について、会社は今後、株主に相応の資料を提供する流れや方法を確立して明確にし、規則違反やトラブルを未然に防ぐことが大切です。

第57条 株主は、会社の定款、株主名簿、株主会会議記録、董事会会議決議、監事会会議決議及び財務会計報告を閲覧し、及び複製する権利を有する。

株主は、会社の会計帳簿及び会計証憑の閲覧を要求することができる。株主は、会社の会計帳簿又

は会計証憑の閲覧を求める場合、会社に書面の請求を提出し、目的を説明しなければならない。会社は、株主が会計帳簿又は会計証憑を閲覧することに不正な目的が有り、会社の合法的利益を損なう可能性があると合理的な根拠をもって認める場合、閲覧に供することを拒否することができ、且つ株主が書面請求を提出した日から15日以内に、書面にて株主に回答して理由を説明しなければならない。会社が閲覧に供することを拒否した場合、株主は人民法院に対し会社が閲覧に供するよう求めることができる要求会社提供査閲人民法院に訴訟を提起することができる。

株主が前項に規定する資料を閲覧する場合、会計士事務所、弁護士事務所等の仲介機関に委託して実施することができる。

株主及び株主の委託を受けた会計士事務所、弁護士事務所等の仲介機関が関連資料を閲覧し、又は複製する場合、国家秘密、商業秘密、個人のプライバシー、個人情報等の保護に関する法律、行政法規の規定を遵守しなければならない。

株主が会社の完全子会社の関連資料の閲覧又は複製を要求する場合は、前4項の規定を適用する。

②持分譲渡制限の廃止

新「会社法」は、有限責任会社の株主が対外的に持分を譲渡する場合、他の株主の過半数の同意を要するとする規定を廃止しました。同時に、対外譲渡の通知に含まれる事項を明らかにし、他の株主は規定の期限(30日)内に回答しなければ優先購入権を放棄すると見なされます。この条項の調整により、企業の持分譲渡の効率が高まると言えます。

第84条 有限責任会社の株主の間で、全部又は一部の持分を相互に譲渡することができる。

株主は、株主以外の者に持分を譲渡する場合、~~他の株主の過半数の同意を得て~~持分譲渡の数、価格、支払方法及び期限等の事項を書面にて他の株主に通知しなければならず、他の株主は同等の条件において優先購入権を有する。株主が書面通知を受領した日から30日以内に回答しない場合は、~~譲渡に同意したものと優先購入権を放棄したものとみなす~~。2者以上の株主が優先購入権を行使する場合、各自の購入比率を協議して確定する。協議不成立の場合、譲渡時の各自の出資比率に従って優先購入権を行使する。

会社の定款が持分譲渡に対して別途規定を有する場合、その規定に従う。

③中小株主の買い取り救済規定を追加

新「会社法」は、支配株主が株主の権利を濫用し、圧迫された状況においては、他の株主は会社に対し合理的な価格でその持分を買い取るよう求める権利を有することを新たに規定しました。

第89条 ……

会社の支配株主が株主の権利を濫用し、会社又は他の株主の利益を著しく損なった場合、他の株主は会社に対し、合理的な価格で当該他の株主の持分を買い取るよう請求する権利を有する。……

『中華人民共和国会社法（2023年改訂版）』について（6）」へ続く
(作成：公関部 兪穎春)

★中国ビジネス相談Q&A

■ 「中華人民共和国会社法（2023年改訂版）」について（6）

Q:最新版の「中華人民共和国会社法」について、教えてください。

<政策法規><会社法><2023年改訂版>

A:2023年12月29日、第14期全国人民代表大会常務委員会第7回会議は、新たに改正された「中華人民共和国会社法(中国語：中華人民共和国公司法)」(以下、新「会社法」)を可決しました。2024年7月1日に施行されます。新「会社法」は全15章、266箇条からなり、会社の設立、運営、変更、ガバナンスなどの面で調整が施され、「会社法」が1993年に初めて公布されて以来最も全面的な改正となっています。

『中華人民共和国会社法（2023年改訂版）』について（5）」より続く

(3) 株主の権利保護の強化（続き）

④株主が会社完全子会社の董事、監事、高級管理者などに代表訴訟を起こすことを新たに許可

第189条

……

会社の完全子会社の董事、監事、高級管理者に前条に規定する状況がある場合、又は他者が会社の完全子会社の合法的權益を侵害して損失をまねいた場合、有限責任会社の株主、株式有限会社において180日以上連続で単独又は合計で会社の1%以上の株式を有する株主は、前3項の規定に従い、書面にて完全子会社の監事会、董事会に対して人民法院に訴訟を起こすよう求めることができ、又は自らの名義で直接人民法院に訴訟を起こすこともできる。

⑤新規決議撤回権条項の追加

新「会社法」は、株主会、董事会の招集手順、表決方式に軽微な瑕疵があっても決議の有効性に影響を及ぼさない場合、その無効の前提条件は、手順や内容が違法であることを明確にしました。また、少数株主に有利な権利条項、すなわち株主会への参加が通知されていない場合には、法に基づき取消権を行使することができるとしています。

第26条 会社の株主会、董事会の会議招集手順、表決方式が法律、行政法規又は会社の定款に違反している場合、又は決議内容が会社の定款に違反している場合、株主は、決議を行った日から60日以内に、人民法院に取消しを請求することができる。ただし、株主会、董事会の会議招集手順又は表決方式に警備な瑕疵が有るのみで、決議に実質的な影響を及ぼしていない場合を除く。

株主会会議への参加を通知されていない株主は、株主会決議が行われたことを知った日、又は当然知るべきである日から60日以内に、人民法院に取消しを請求することができる。決議が行われた日から1年以内に取消権を行使しない場合、取消権は消滅する。

(4) 支配株主、実質的支配者、董事、監事、高級管理者の責任を強化し、新たに董事責任保険を追加

新「会社法」は、上記人員の会社に対する忠実義務、勤勉義務の具体的な内容を整備しました。これには、董事、監事、高級管理者と会社関連取引との規範の強化が含まれ、関連取引の報告義務や回避の議決規則を追加しました。また、董事、監事、高級管理者が会社資本の充実を維持する責任を強化しています。更に、董事、高級管理者が職務を執行する上で故意または重大な過失があり、他人に損害を与

えた場合、賠償責任を負わなければならないこと、会社の支配株主、実質的支配者が董事、高級管理者に対して会社または株主の利益を損なう行為に従事するよう指示した場合、当該董事、高級管理者と連帯責任を負わなければならないことを規定しました。

このほか、董事責任保険に関する条項を以下のように追加しました。董事が会社の管理職責を履行する過程で、業務上の過失や職務失当行為があり、個人の賠償責任を追及された場合、保険会社が関連の訴訟費用及び民事賠償責任の負担を負うことができるとしました。これにより、董事個人や会社のリスクが低減されます。

第 193 条 会社は、董事在任期間において、董事が会社職務の執行により負う賠償責任のために責任保険に加入することができる。

会社が董事のために責任保険に加入し、又は加入を継続した後、董事会は、株主会に対し、責任保険の加入金額、補償範囲及び保険料率等の内容を報告しなければならない。

(5) 会社の設立・撤退制度の整備

①新設した会社の登記の章では、会社の設立登記、登記の変更、登記の抹消などの事項及び手順について、明確にしました。

新「会社法」は、会社のライフサイクルにあわせて会社登記事項をまとめ、単独で第2章を設けました。会社の設立、変更、抹消などの登記と公示について規定されています。

②情報化建設の成果の活用

会社は電子通信方式を用いて意思決定のための各種会議や表決を行うことができると追加しました。また、電子営業許可証の法律効力を明確にし、会社は国家企業信用情報公示システムによって公告しなければならないと規定しました。

第 24 条 会社の株主会、董事会、監事会の会議開催及び表決は、電子通信方式を採用することができる。ただし、会社の定款が別途規定を有する場合を除く。

第 33 条 法に基づき設立した会社には、会社登記機関が会社の営業許可証を発行する。会社の営業許可証の発行日は会社の設立日とする。

営業許可証には、会社の名称、住所、登録資本、経営範囲、法定代表者の氏名等の事項を記載しなければならない。

会社登記機関は、電子営業許可証を発行することができる。電子営業許可証は紙の営業許可証と同等の法的効力を有する。

第 40 条 会社は、規定に基づき、国家企業信用情報公示システムによって以下の事項を公示しなければならない。

(1) 有限責任会社の株主が払込みを引き受けた出資額、払込み済み出資額、出資方式、出資日、株式有限会社の発起人が購入を引き受けた株式数

(2) 有限責任会社の株主、株式有限会社の発起人の持分、株式の変更情報

(3) 行政許可の取得、変更、抹消等の情報

(4) 法律、行政法規が規定する他の情報

会社は、前項の公示情報が真実で、正確で、完全であることを保証しなければならない。

第 41 条 会社登記機関は、会社登記手続きの流れを改善し、会社の登記効率を高め、情報化の構築を強化し、オンライン手続等の迅速便利な方法を推進し、会社の登記の利便化水準を向上させなければならない。……

『中華人民共和国会社法（2023年改訂版）』について（7）へ続く

（作成：公関部 兪穎春）

★中国ビジネス相談Q&A

■ 「中華人民共和国会社法（2023年改訂版）」について（7）

Q:最新版の「中華人民共和国会社法」について、教えてください。

<政策法規><会社法><2023年改訂版>

A:2023年12月29日、第14期全国人民代表大会常務委員会第7回会議は、新たに改正された「中華人民共和国会社法(中国語：中華人民共和國公司法)」(以下、新「会社法」)を可決しました。2024年7月1日に施行されます。新「会社法」は全15章、266箇条からなり、会社の設立、運営、変更、ガバナンスなどの面で調整が施され、「会社法」が1993年に初めて公布されて以来最も全面的な改正となっています。

『中華人民共和国会社法（2023年改訂版）』について（6）」より続く

(5) 会社の設立・撤退制度の整備（続き）

③出資とすることができる財産の範囲を拡大

新「会社法」は、出資として用いることのできる財産の範囲を更に拡大し、株式、債権を価格評価して出資できることを明確にしました。これにより、今後の企業再編により多くのルートや方式が提供されます。

第48条 株主は、貨幣で出資することができ、又は現物、知的財産権、土地使用権、**持分、債権**等の貨幣で評価することができ、且つ法に基づき譲渡可能な非貨幣財産を価値評価して出資することもできる。ただし、法律、行政法規が出資としてはならないと規定している財産を除く。

……

④会社清算制度を整備し、清算義務人とその責任を明確化

新「会社法」は、清算組は董事によって構成されること、董事が清算義務人であることを明確にし、清算義務人が速やかに清算義務を履行しない場合の賠償責任を追加しました。また、強制清算申請者の範囲を従来の「債権者」から「利害関係者」に拡大しました。これにより小数株主なども含むことができ、小数株主は清算手続きを開始することができます。

第232条 会社が本法第229条第1項第1目、第2目、第4目、第5目の規定により解散する場合、**清算しなければならない。董事が会社の清算義務人である場合、解散事由が発生した日から15日以内に、清算組を構成して清算しなければならない。**

清算組は董事によって構成されるが、会社の定款が別途規定を有する場合、又は株主会が他の者の選出を決議した場合を除く。

清算義務人が速やかに清算義務を履行せず、会社又は債権者に損失を与えた場合、賠償責任を負わなければならない。

第233条 **会社は前条第1項の規定に従って清算すべき場合、期限を過ぎても清算組を設置して清算を行っていない場合、又は清算組を設置した後に清算していない場合、債権者利害関係者は**人民法院に対し、関係者を指定して清算組を構成し、清算を実施するよう申請することができる。人民法院は当該申請を受理し、速やかに清算組を組織して清算を実施しなければならない。

.....

⑤簡易抹消制度と強制抹消制度の追加

急速に変化する市場に適応し、企業が柔軟に撤退しやすくするために、新「会社法」は、簡易抹消の方法を追加しました。一定の条件を満たした場合、企業は20日間の公告期間後に会社登記抹消を申請することができます。

また、営業許可証を没収されたり、閉鎖を命じられたり、取消しされていながら抹消していないゾンビ企業に対して、新「会社法」は強制抹消の条項を追加しました。今後は、登記機関や企業がこの規定を利用して、簡易プロセスで抹消を申請することができるため、会社抹消に要する時間が大幅に短縮され、市場に現存するゾンビ企業を減らすことができると考えられます。

第 240 条 会社の存続期間中に債務が発生していない場合、又は全ての債務を返済した場合、全株主の承諾を経て、規定に従い簡易手続きにより会社の登記を抹消することができる。

簡易手続きにより会社の登記を抹消する場合、国家企業信用情報公示システムにて公告しなければならず、公告期間は20日を下回らないものとする。公告期間が満了し、異議がない場合、会社は20日以内に会社登記機関に登記抹消を申請することができる。

会社が簡易手続きにより会社の登記を抹消し、株主が本条第1項に規定する内容に対し不実な承諾を行った場合、登記抹消前の債務に対して連帯責任を負わなければならない。

第 241 条 会社は、営業許可証の没収、閉鎖命令、取消しを受け、3年間会社登記機関に会社登記の抹消を申請していない場合、会社登記機関は、国家企業信用情報公示システムにて公告することができ、公告期間は60日を下回らないものとする。公告期間が満了し、異議が無い場合、会社登記機関は会社登記を抹消することができる。

前項の規定に従い会社の登記を抹消する場合、元の会社株主、清算義務人の責任は影響を受けない。

上記の改正に加え、新「会社法」では、国家出資会社、社債などに関する規定が整備されています。今回の改正は全面的できめ細かな調整であり、中国国内で運営している個々の企業や中国市場への進出を検討して外資系企業に影響を与えられと考えられます。各社の既存の規則制度、経営条項なども、今回の新「会社法」の影響を受ける可能性があり、適時調整することが大切です。各企業は新「会社法」を参照して、既存または計画中の会社規則制度などの文書を見直し、必要に応じて専門家に相談されることをお勧めします。

ご不明な点がございましたら、随時弊社担当者（shcs@shcs.com.cn）までお問合せ下さい。

以上

（作成：公関部 兪穎春）

★中国ビジネス相談Q&A

■ 「産業構造調整指導目録（2024年版）」について（1）

Q: 「産業構造調整指導目録（2024年版）」の内容及び産業に対する影響について、教えてください。

<政策法規><産業構造調整><2024年版目録><奨励類><制限類><淘汰類>

A: 2023年12月27日、国家発改委は「産業構造調整指導目録（2024年版）」（発改委令第7号、以下「2024年版「目録」」）を改訂し、公布しました。奨励類は新たに「スマート製造」、「農業用機械装置」、「デジタル工作機械」、「ネットワークセキュリティ」などの産業大分類が追加されました。2024年版「目録」は、2024年2月1日から施行され、同時に2019年版は廃止されます。

1. 2024年版「目録」改訂の背景とポイント

(1) 改訂の背景

「国務院の、『産業構造調整促進暫定規定』の実施に関する決定」（国発〔2005〕40号）によると、「産業構造調整指導目録」（以下、「目録」）は、投資の方向性、政府が管理する投資プロジェクトを明らかにし、財税、貸付、土地、輸出入などの政策を制定、実施する重要な根拠となるものであり、その内容は奨励、制限、淘汰の3種類で構成されています。これら3種類に該当せず、かつ、国家の法律法規や政策規定に合致するものは許可類であり、「目録」には記載されていません。

2005年、国家発展改革委員会は関係部門と共同で「目録（2005年版）」を制定、公布。その後2011年、2013年、2019年に改訂や修正が施され、このほど最新で公布された「目録（2024年版）」は2024年2月1日から施行されます。

「目録」は基礎的、総合的な産業政策として、多くの産業に関わり、様々な分野をカバーしており、公布以降、マクロコントロールの強化や改善、社会資源の流れの誘導、産業構造の調整や最適化、アップグレードの促進などの面で重要な役割を果たしてきました。目下、中国の産業発展の内外環境に深刻な変化が起きていることを考慮し、また新たな情勢、任務、要求に適応するために、2024年版「目録」が公布されました。

(2) 改訂のポイント

1) 製造業のハイエンド化、スマート化、グリーン化の推進	製造業の核心的競争力を持続的に強化し、品質の向上とブランド建設を推進し、産業のミドル～ハイエンドへの躍進を継続的に進める。スマート製造を主たる方向性とし、産業技術の変革や最適化・アップグレードを推進し、スマート製造の新技术の普及、応用を加速させる。グリーン技術イノベーションやグリーン環境保護産業の発展を奨励し、重点分野における省エネ二酸化炭素削減、グリーン転換を推進する。
2) 優位産業の率先的地位の強化	戦略的新興産業を大いに発展させ、デジタル経済の成長を加速させる。農業の近代化を着実に推進する。IoT(モノのインターネット)の発展を加速させる。インフラの配置、構造、機能やシステムの集積を最適化

	し、現代化インフラシステムを構築する。
3) 安全発展に関する分野における不足箇所の補充の加速	高水準の科学技術の自立・自強の実現を加速させる。産業インフラの再建や重大な技術装置のブレイブルーの推進を加速し、戦略的資源の供給保障能力を向上させる。重点分野の安全能力の建設を強化し、産業システムの衝撃耐性を強化し、食糧、エネルギー資源、重要な産業チェーン、サプライチェーンの安全を確保する。
4) 良質で効率的なサービス業新システムの構築	現代サービス業と先進製造業、現代農業との深い融合を推進し、新業態、新モデル、新ルートを育成する。生産性サービス業の専門化やバリューチェーンへのハイエンド延伸を推進し、研究開発設計、現代物流、法律サービスなどのサービス業の発展、サービス業のデジタル化推進を加速させる。生活性サービス業の高品質化、多様化に向けたアップグレードを推進し、健康、養老、託児、文化、観光、スポーツ、家政などのサービス業の発展を加速させる。

2. 2024年版「目録」の概要

(1) 主たる特徴

統計によると、2024年版「目録」は1,005項目が収められ、うち奨励類は352項、制限類は231項、淘汰類は422項で、依然として奨励、制限、淘汰の管理分類を踏襲しています。

- ①2024年版「目録」は冒頭と章頭に政策の方向性を解説し、「目録」の基本状況を紹介して、指導性を強化しています。例えば「第三類 淘汰類」には次のような説明が加えられています（2024年版「目録」より抜粋）。

淘汰類は主として、関連の法律法規に合致せず、資源を深刻に浪費し、環境を汚染し、安全生産のリスクが深刻であり、カーボンピークアウト、カーボンニュートラルの目標の実現を阻害し、淘汰を要する立ち遅れたプロセス技術、装置及び製品である。…

淘汰類項目の後のカッコ内の年は淘汰期限であり、淘汰期限が2025年12月31日であれば、2025年12月31日までに淘汰しなければならないということであり、他の分類項目もこれに準ずる。淘汰計画のある項目は、計画に基づいて淘汰を進める。淘汰期限または淘汰計画の表記が無い項目は、国家産業政策が既に淘汰命令を明らかにし、または直ちに淘汰する項目である。

淘汰類のプロジェクトには、投資を禁止する。…

- ②産業の設定を見ると、2024年版「目録」の奨励類には「スマート製造」「農業用機械装置」「数値制御工作機械」「ネットワークセキュリティ」などの大分類や、産業の最適化、アップグレードに役立つ分野が新規に設定されました。制限類、淘汰類には「消防」「建築」の大分類、グリーン発展や安全生産の要求に合致しない分野の項目が追加されました。

- ③項目の設定を見ると、2024年版「目録」は安全、環境保護、エネルギー消費、品質などの分野の標準作用を強化し、重点分野の省エネ・二酸化炭素削減を推進し、簡単に生産能力、装置規模などを新規の制限、淘汰の根拠とすることを回避しています。

『産業構造調整指導目録（2024年版）』について（2）」へ続く

（作成：公関部 兪穎春）

★中国ビジネス相談Q&A

■ 「産業構造調整指導目録（2024年版）」について（2）

Q: 「産業構造調整指導目録（2024年版）」の内容及び産業に対する影響について、教えてください。

<政策法規><産業構造調整><2024年版目録><奨励類><制限類><淘汰類>

A: 2023年12月27日、国家発改委は「産業構造調整指導目録（2024年版）」（発改委令第7号、以下「2024年版「目録」）を改訂し、公布しました。奨励類は新たに「スマート製造」、「農業用機械装置」、「デジタル工作機械」、「ネットワークセキュリティ」などの産業大分類が追加されました。2024年版「目録」は、2024年2月1日より施行され、同時に2019年版は廃止されます。

『産業構造調整指導目録（2024年版）』について（1）」より続く

2. 2024年版「目録」の概要

(1) 主たる特徴（続き）

④表現の規範を見ると、奨励類は主として誘導的な役割を發揮しており、項目の記載は主に産業ごとの発展段階や特徴に基づいて、定量と定性を結合させ、発展の方向性が明確な分野に対し、できるだけ指標やパラメータを明確にしています。発展の方向性が明確でない新たな産業、業態については、方向性のみ記載されています。制限類、淘汰類の目録は生産能力の新設の禁止、生産の能力の淘汰について、できるだけ重点品種に焦点を当て、指標やパラメータを明確にしています。

⑤項目の数を見ると、2024年版「目録」は全体で473項目減少し、うち奨励類は469項目減少、制限類は16項目増加、淘汰類は20項目減少しています。

奨励類の数が減少したのは、主に同じタイプの項目に対して分類・統合が行われたためであり、「目録」の体系化の特徴や実用性をよりよく強調しています。統合の結果、項目数は減少しましたが、奨励の方向性が明確になり、奨励事項は全体として安定を維持しています。

(2) 新旧版「目録」の比較（一部）

新旧「目録」の一部条項は、以下の通りです（太字下線箇所は追加された内容、~~取り消し線~~箇所は削除された内容、一部省略。以下同じ）。

新旧版「目録」一部対照表（第一類 奨励類）

2024年版「目録」	2019年版「目録」
<p>四十七. スマート製造</p> <p>1. ロボット及び集積システム：溶接ロボット、スプレーロボット、組み立てロボット、洗淨ロボット、積卸ロボット……等の専門及び特殊ロボット並びに集積システム、ロボット用高精度減速機、高性能サーボシステム、スマートコントローラ、スマート一体化関節等の重要部品、ロボット用オペレーティングシステム、プロセスソフトウェア及びデータベース、オフラインシミュレーションソフトウェア、クラウドサービスプラットフォーム等、ロボットのヒューマンマシンインタラクティブ及び自主プログラミング、ロボットの安全性と信頼性等に係る重要共通性技術の開発と応用、ロボッ</p>	<p>本大項目なし</p>

日刊華鐘通信 No. 5641	華鐘コンサルタントグループ会員専用	2024年1月31日(水)
<p>トのスマート化評価認証システム、ロボット応用試験検証センター</p> <p>2. <u>スマート測定装置及び計器……</u></p> <p>3. <u>センサー……</u></p> <p>4. <u>増材製造装置及び専用材料……</u></p> <p>5. <u>スマート物流設備……</u></p> <p>6. <u>スマート製品：ウェアラブルデバイス、スマートホーム、無人自律型システム、スマートヒューマンマシンインタラクティブシステム、仮想現実(VR)、拡張現実(AR)、音声・セマンティック・画像認識、マルチセンサー情報融合等の技術の研究開発及び応用</u></p> <p>7. <u>工業用制御システム……</u></p> <p>8. <u>工業用ソフトウェア及びシステム……</u></p> <p>9. <u>工業用インターネットプラットフォーム……</u></p> <p>10. <u>工業用クラウドの応用……</u></p> <p>11. <u>工業情報セキュリティ……</u></p> <p>12. <u>スマート製造システムの集積及び応用体験検証サービス……</u></p> <p>……（一部省略）</p>		
<p><u>四十八. 農業用機械装置</u></p> <p>……（一部省略）</p>	本大項目なし	
<p><u>四十九. 数値制御工作機械</u></p> <p>……（一部省略）</p>	本大項目なし	
<p><u>五十. ネットワークセキュリティ</u></p> <p>1. <u>ネットワークセキュリティ製品……</u></p> <p>2. <u>ネットワークセキュリティサービス……</u></p> <p>3. <u>ネットワークセキュリティ技術の研究開発及び譲渡</u></p> <p>4. <u>ネットワークセキュリティ検査ツール……</u></p> <p>5. <u>ネットワークセキュリティインフラの建設及び改造アップグレード……</u></p> <p>6. <u>データセキュリティ技術製品の研究開発及び産業化応用、データセキュリティサービスの発展(検査評価、認証、教育訓練等を含む)</u></p>	本大項目なし	

新旧版「目録」一部対照表（第二類 制限類）

第二類 制限類	
2024年版「目録」	2019年版「目録」
<p><u>十六. 建築</u></p> <p>……</p> <p>5. <u>建設現場の生産、オフィス、生活等のエリアの照明に用いる白熱灯、ヨウ素タングステンランプ、ハロゲンランプ</u></p> <p>6. <u>25メートル以上の建設工事に用いるガントリー、巻き上げ機ウィンチ……（一部省略）</u></p>	本大項目なし
<p><u>十七. 消防</u></p> <p>1. <u>スペクトルヘプタデカフルオロ-1-オクタンスルホン酸及びその派生物を含む消火剤</u></p>	本大項目なし

『産業構造調整指導目録（2024年版）』について（3）」へ続く
（作成：公関部 兪穎春）

★中国ビジネス相談Q&A

■ 「産業構造調整指導目録（2024年版）」について（3）

Q: 「産業構造調整指導目録（2024年版）」の内容及び産業に対する影響について、教えてください。

<政策法規><産業構造調整><2024年版目録><奨励類><制限類><淘汰類>

A: 2023年12月27日、国家発改委は「産業構造調整指導目録（2024年版）」（発改委令第7号、以下「2024年版「目録」」）を改訂し、公布しました。奨励類は新たに「スマート製造」、「農業用機械装置」、「デジタル工作機械」、「ネットワークセキュリティ」などの産業大分類が追加されました。2024年版「目録」は、2024年2月1日より施行され、同時に2019年版は廃止されます。

『産業構造調整指導目録（2024年版）』について（2）」より続く

(2) 新旧版「目録」の比較（一部）（続き）

新旧版「目録」一部対照表（第三類 淘汰類）

2024年版「目録」	2019年版「目録」	備考
(五) 鉄鋼 2. 炭化室の高さが4.3m未満のコークス炉(3.8m以上のスタンプチャージ式コークス炉を除く) <u>(京津冀及び周辺地域、汾渭平原は2025年12月31日までに炭化室の高さ4.3m以下のコークス炉を淘汰)</u> 、乾式消火装置を付帯していない鉄鋼企業のコークス炉、 <u>企業の生産能力が40万トン/年未満の熱回収コークス炉、同期に熱エネルギー回収装置を建設していないコークス炉</u>	(五) 鉄鋼 2. 炭化室の高さが4.3m未満のコークス炉(3.8m以上のスタンプチャージ式コークス炉を除く)、乾式消火装置を付帯していない鉄鋼企業のコークス炉	指定区域と具体的な淘汰期限を明確にし、後期の政策の実施を容易にした
(九) 医薬 8. <u>水銀ガラス製体温計、血圧計製造装置(2025年12月31日)</u>	本小項目なし	水銀ガラス製体温計、血圧計生産装置の項目を追加し、淘汰期限を明らかにした
(十八) 建築 1. <u>現場で鉄筋用コンクリートスパーサーブロックを簡易に製造する技術</u> 2. <u>巻上機の鉄筋ストレートニング技術</u> 3. <u>化粧タイルのセメントモルタルによる貼り付け工法</u> 4. <u>竹(木)製足場</u>	本大項目なし	「建築」全体の淘汰種別を増やした

日刊華鐘通信 No. 5642	華鐘コンサルタントグループ会員専用	2024年2月1日(木)
<p>5. <u>ベントキャップ(つなぎ梁)のオイル漏れ防止装置油圧ジャッキ上部荷降ろし型板技術</u></p> <p>6. <u>中空板、箱型梁エアバッグ内型技術</u></p> <p>7. <u>汚水検査井戸レンガ積み技術</u></p> <p>8. <u>橋梁用重量シュート付装置</u></p>		
<p>(十九) その他</p> <p>「大気汚染防止法」「水質汚染防止法」「固体廃棄物環境汚染防止法」「省エネ法」「安全生産法」「製品品質法」「土地管理法」「職業病予防治療」などに合致しない</p> <p>6. <u>仮想通貨の「マイニング」活動</u></p> <p>7. <u>医療廃棄物を原料とするプラスチック製品の製造</u></p> <p>8. <u>一段式固定ガス発生炉</u></p> <p>9. <u>国の法律法規が淘汰を明確に命令している、生態環境参入リストの要求に合致しない、国の安全、環境保護、エネルギー消費、水消費、品質面における強制性基準に合致しない、国際環境条約などの要求に合致しない、立ち遅れた生産プロセス、技術、製品、装置</u></p>	<p>(十八) その他</p> <p>6、<u>「大気汚染防止法」「水質汚染防止法」「固体廃棄物環境汚染防止法」「省エネルギー法」「安全生産法」「製品品質法」「土地管理法」「職業病予防治療」などの国の法律法規に合致しない、安全、環境保護、エネルギー消費、品質分野における国の強制性基準に合致しない、国際環境条約などの要求に合致しない、プロセス、技術、製品、装置</u></p>	<p>仮想通貨の「マイニング」などの淘汰種別に加え、生態環境参入リスト、水消費などの要求に合致しない産業についても淘汰範囲に該当することを明らかにした</p>

2024年版「目録」は2024年2月1日から施行されます。施行後、奨励類プロジェクトに該当するものは、関連規定により審査、認可または届出を行います。また、国は、金融機関が市場化原則に従って貸付支援を提供することを奨励します。奨励類投資プロジェクトに対するその他の優遇政策は、国の関連規定に従って執行されます。

制限類に該当する新規プロジェクトは、投資が禁止されます。投資管理部門は審査、承認を行わず、各金融機関は貸し付けを行ってはならず、自然資源、建設、生態環境、水利、市場監督管理、消防、税関などの部門は関連の手続きを行いません。制限類に該当する既存の生産能力は、一定期間内の改造、アップグレードが認められ、金融機関は貸し付け原則に従って引き続き支援を行います。国家関連部門は、産業構造の最適化、アップグレードの要求に基づき、優れたものが勝利し、劣ったものが淘汰される原則に従って、分類指導を実施します。

淘汰類プロジェクトは、投資が禁止され、規定の期限に従い排除されます。

外資企業においては、自社が所属する産業の「目録」でのカテゴリーを把握して、的確に中長期計画を作成することが大切です。具体的にプロジェクトを実施する際には、規定に違反することがないように、所在地の外資主管部門や専門のコンサルタントにご相談下さい。

以上

(作成：公関部 兪穎春)

★中国ビジネス相談Q&A

■ 商務部の「内外資の不合理な差別待遇に係る特別整理業務の実施に関する書簡」について

Q: このほど商務部から公布された「内外資の不合理な差別待遇に係る特別整理業務の実施に関する書簡」について、教えてください。

<法律法規><内外資平等><外資企業の国民待遇><特別整理>

A: 2023年11月8日、商務部弁公庁は「内外資の不合理な差別待遇に係る特別整理業務の実施に関する書簡（中国語：關於請做好内外資不合理差別待遇專項清理工作的函）」（以下、「書簡」）を公布し、「中華人民共和國外商投資法」を厳格に実施し、内外資の不合理な差別待遇の内容が含まれる規定や措置について、特別な整理を実施し、外資企業に対してより公平な市場競争環境をつくり、外資企業が中国で長期的な投資を行う期待や自信を安定させることを明確にしました。

1. 「書簡」公布の背景

商務部の最近のデータによると、2023年1～10月、中国全国で新たに設立された外商投資企業数は前年同期比32.1%増の4万1,947社だったものの、実行ベースの外資導入額は9.4%減の9,870.1億元となりました。そのため、今後どのように外資誘致に注力して外資の導入を図るか、経営環境を最適化するか、外資企業の国民待遇を実現するかが、政府が行う作業の重点になっています。

中国はWTOに加盟して20数年、WTOの規則は十分に実行できていますが、国内市場の建設においてはなお、外国企業が中国での経営活動において遭遇する様々な問題点を徹底的に解決する必要があります。

現在多くの外資系企業が直面している不公平な待遇は規則政策によるものではない可能性を考慮すると、関連部門の操作が規範的でないことに関連しているかもしれません。今回の「書簡」は、実務的な文書であり、その効果を実現するためには、政府が各地の執行力を強化する一方で、関連作業の普及や差別をしない教育を行うことが重要となってきます。「書簡」の今後の実施過程において、公平で公正な市場競争環境の構築が望まれます。

特に、今回商務部が「書簡」の末尾に問題の内容をフィードバックするルートである「外資系企業問題訴求収集処理(企業エンド)」を付したことは注目点であり(右図)、外資系企業が経営していくなかで遭遇した具体的な問題をフィードバックすると、関係部門が受理し、対応します。

2. 「書簡」が提起した整理範囲と6分野の整理事項

(1) 二大整理範囲（下表はいずれも「書簡」からの抜粋。太字下線箇所は重点内容、以下同じ）

二. 整理範囲

- (一) 各地区人民政府、各部門が公布した現行の有効な法規、規則、規範性文書、その他の政策措置。
 (二) 各地区人民政府、各部門直属事業単位、業務主管社会团体が制定した、経営主体に関連する各種措置。

(2) 6分野の整理事項

今回の「書簡」は、各級政府部門の6つの分野の整理事項について仔細に説明しており、特に例示する形をとって、現在存在する可能性があり、整理が必要な外資の排除や差別的な内容を具体的にしています。これにより、文書内容が理解しやすく、操作性の高いものになっています。

No.	整理事項	例
1	<u>内外資が平等に参入できる分野において、外資を制限する措置を設置したり、採用したりし、外資系企業の経営活動に障害を与えたり、負担を与えたりすること。</u>	ある業界では、 <u>外資系企業の行政許可申請にかかる時間が内資企業のそれよりも長く、必要書類が多く、要求が厳しい。</u>
2	<u>「ブランド」を限定したり、「外資ブランド」であることを理由として、外資系企業およびその製品やサービスを排除又は差別すること、および外資系企業及びその製品やサービスが政策を享受する際に追加条件を設けること。</u>	ある地域では、新エネルギー車消費促進政策を公布し、 <u>消費者が自主ブランドの新エネルギー車を購入、使用する場合に補助金を与えると規定している。</u>
3	<u>所有制形式の限定などにより、外資系企業の現地での入札、政府調達への参加を排除、制限すること。</u>	ある業界協会は、当該業界の工程プロジェクトの評価方法を制定する際に、 <u>所有制タイプ別の採点欄を設け、内資企業は1点、合弁企業は0.5点、外資企業は0点とし、外資系企業の平等な入札参加に影響を及ぼしている。</u>
4	<u>政策の執行において形を変えて外資系企業を差別すること。</u>	ある地では、財政奨励金や補助金などの政策を実施する際に、 <u>内部文書の形式で実施細則を公布し、「点对点」で国有企業、民営企業に政策支援の申請を通知しており、外資系企業は公平に企業支援政策を享受することができない。</u>
5	<u>事業単位、社会团体が経営主体に関する作業に従事する際に、外資系企業およびその製品やサービスを排除又は差別すること。</u>	ある業界団体は、授権により何らかの特別計画を実施する際に、 <u>経営主体に対して評価を行い登録標示を授与する責を負い、明文規定はないが、実務において外資系企業の申請を受理したことがない。</u>
6	内外資の不合理な差別待遇を含む可能性があるその他の規定及び措置。	-

以上のように、今回発表された「書簡」は、商務部が高水準の対外開放を推進する措置の一つであり、これ以外にも、自貿試験区の外商投資参入ネガティブリストの合理的な削減を継続的に推進し、越境サービス貿易のネガティブリストを早期公布することなどが挙げられます。これらの具体的な措置が、外資系企業が差別なく国民待遇を受けられる助けとなり、より高いレベルの開放型経済新体制を建設する目標の実現につながることを期待されています。

以上
 (作成：公関部 兪穎春)

★ 中国ビジネス相談Q&A■ 発展を奨励する外商投資プロジェクトの
輸入設備減免税政策について（1）

Q: このほど商務部から公布された、発展を奨励する外商投資プロジェクトの輸入設備減免税政策について、教えてください。

<法律法規><外商投資プロジェクト><投資情報報告書><奨励産業><輸入設備の減免税>

A: 2023年11月8日、商務部弁公庁は「外商投資企業に適用する、国家が発展を奨励する外商投資プロジェクトの輸入設備減免税政策の良好な実施に関する通知（中国語：關於進一步做好外商投資企業適用國家獎勵發展的外商投資項目進口設備減免税政策落實工作的通知）」（商弁資函〔2023〕510号、以下「通知」）を公布し、国が外商投資を奨励する産業目録の範囲に該当する外商投資企業及び外国投資者は、外商投資情報報告を通じて、または取得した受領書により、税関にて外商投資プロジェクトの自家用設備輸入関税が免除となることを明らかにしました。

1. 「通知」公布の法的根拠

企業が、奨励類外商投資プロジェクトは輸入設備の減免税を享受できる政策をよりよく理解できるようにするために、以下に関連の法規を時期順に整理しました。

No.	法的根拠	備考
1	<u>「国務院の、輸入設備税收政策の調整に関する通知」</u> (1998年1月1日起施行)	「外商投資産業指導目録」の奨励類に合致する外商投資プロジェクトに対し、総投資額の範囲内で輸入する自家用設備は、「外商投資プロジェクトの免税不可輸入商品目録」に記載のある商品を除き、関税と輸入段階の増徴税を免除することを明確にした。
2	<u>国家發展改革委の、外商投資プロジェクトの『国家が発展を奨励する内外資プロジェクト確認書』の手續きに関する問題についての通知</u> (2006年3月1日執行)	
3	<u>「国務院の、外資利用のさらなる実施に関する若干意見」</u> (2010年4月公布)	「外商投資産業指導目録」を改訂して、開放する分野を拡大し、外資がハイエンド製造業、ハイテク産業、現代サービス業、新エネルギー及び省エネ環境保護産業に投資することを奨励すると共に、「中西部地域外商投資優勢産業目録」を補充、改訂することを明確にした。

日刊華鐘通信 No. 5624		華鐘コンサルタントグループ会員専用	2024年1月8日(火)
4	「 <u>中共中央、国務院の、西部大開発戦略を深く掘り下げて実施することに関する若干意见</u> 」(2010年)	西部地域が積極的に国内外の産業移転を受け入れ、戦略的新興産業基地を建設することを明確にした。	
5	「 <u>中華人民共和国外商投資法</u> 」及びその「 <u>実施条例</u> 」(2020年1月1日起施行)	外商投資奨励産業目録を制定し、外国投資者の投資を奨励、誘導する特定の産業、領域、地域を明確にした。	
6	「 <u>外商投資情報報告弁法</u> 」(2020年1月1日施行)	外国投資者または外商投資企業は、規定に従って企業登記システム及び国家企業信用情報公示システムを通じて商務主管部門に初期報告書、変更報告書、抹消報告書、年度報告書などの投資情報を提出しなければならないと規定。	
7	<u>国家発展改革委の、外商投資プロジェクトの『<u>国家が発展を奨励する内外資プロジェクト確認書</u>』の手続き最適化に関する通知</u> (2021年3月16日より実施)	国家発展改革委員会は、奨励類外商投資プロジェクト確認書手続きの審査認可権限を委譲するとし、奨励類外商投資プロジェクト確認書の手続きの流れを明確にした。	
8	「 <u>国務院の、外商投資環境をさらに最適化し、外商投資誘致力を強化することに関する意見</u> 」(2023年8月13日公布)	外商投資企業の投資を支持する国家投資奨励分野など、6分野24箇条の政策措置を提起。各地域が法定の権限範囲内で、外商投資奨励産業目録の規定に合致する外商投資企業に対して実施する付帯奨励措置を支持している。また、奨励類の外商投資プロジェクトの輸入設備免税業務に関する付帯政策措置を良好に実施することとした。	
9	「 <u>外商投資企業に適用する、国家が発展を奨励する外商投資プロジェクトの輸入設備減免税政策の良好な実施に関する通知</u> 」(2023年11月8日公布)	国家外商投資奨励産業目録の範囲に合致する外商投資企業及び外国投資者は、外商投資情報報告書及び取得した受領書に基づいて、税関にて外商投資プロジェクトの自家用設備の輸入関税免除手続きを行うことができると明確にした。	

上記1番目の法規「国務院の、輸入設備税収政策の調整に関する通知」では、1998年1月1日から、政府審査認可機関は、外資企業のフィージビリティスタディに対して認可回答を行う際に、「外商投資産業指導目録」の奨励類に合致するプロジェクトに対して統一書式の確認書を発行し、企業はこの確認書により主管税関にて輸入設備の免税手続きを行うことができると規定しています。

2014年公布の「国務院の、一部行政審査認可項目の取り消し及び調整に関する決定」により、2015年1月1日から、商務部の「奨励類外商投資企業プロジェクト確認審査認可」に関する事項が取り消されました。しかしながら、企業が設立（増資）した時の認可回答中で 外商投資奨励類プロジェクトに関する情報を明確にし、関連の情報を外商投資管理情報システムに登録するよう求めています。

「発展を奨励する外商投資プロジェクトの輸入設備減免税政策について（2）」へ続く
(作成：公関部 兪穎春)

★ 中国ビジネス相談Q&A■ 発展を奨励する外商投資プロジェクトの
輸入設備減免税政策について（2）

Q: このほど商務部から公布された、発展を奨励する外商投資プロジェクトの輸入設備減免税政策について、教えてください。

<法律法規><外商投資プロジェクト><投資情報報告書><奨励産業><輸入設備の減免税>

A: 2023年11月8日、商務部弁公庁は「外商投資企業に適用する、国家が発展を奨励する外商投資プロジェクトの輸入設備減免税政策の良好な実施に関する通知（中国語：關於進一步做好外商投資企業適用國家獎勵發展的外商投資項目進口設備減免税政策落實工作的通知）」（商弁資函〔2023〕510号、以下「通知」）を公布し、国家が外商投資を奨励する産業目録の範囲に該当する外商投資企業及び外国投資者は、外商投資情報報告を通じて、または取得した受領書により、税関にて外商投資プロジェクトの自家用設備輸入関税が免除となることを明らかにしました。

「発展を奨励する外商投資プロジェクトの輸入設備減免税政策について（1）」より続く

1. 「通知」公布の法的根拠（続き）

その後、2021年に公布された上記7番目の法規「国家發展改革委の、外商投資プロジェクトの「国家が発展を奨励する内外資プロジェクト確認書」の手続き最適化に関する通知」（「発展を奨励する外商投資プロジェクトの輸入設備減免税政策について（1）」に記載）ではまた、国家發展改革委関連部門が「国家が発展を奨励する内外資プロジェクト確認書」発行の具体的な流れや権限を明確にしました。

今回新に公布した「通知」は、企業の自主的で迅速・便利な方法から出発し、企業またはその投資者が外商投資情報の報告を行う際に、国が外商投資を奨励する産業目録の範囲、プロジェクトの内容に確実に合致する場合、事実のとおりシステムプラットフォームに関連の情報を記入し、商務主管部門の事実照合を経て、企業は「備考」欄に国が発展を奨励する外商投資プロジェクト情報が記載されている報告受領書に基づいて直接税関で国が発展を奨励する外商投資プロジェクトの自家用設備輸入の関税免除手続きを行うことができます。以前に發展改革委員会が発行していた確認書などの資料は必要ありません。

以前の審査認可手順に比べ、今回は、企業が外商投資情報報告システムプラットフォームを通じて受領書を取得することが可能となり、従来と比べて迅速・便利で、企業が輸入設備免税の優遇政策を受ける際に大いに役立ちます。現在、上海などの地域では、企業は、上記の發展改革委員会発行の「国が発展を奨励する内外資プロジェクト確認書」と、今回の「通知」が提起した情報報告受領書のいずれによっても、税関にて自家用設備輸入の関税免除手続きを行うことができます（「通知」は公布・施行されて間もないため、各地域の主管部門での手続き方法は若干異なる可能性がありますので、実際の手続き時に詳細を企業所在地の主管税関にて確認されることをお勧めします）。

2. 発展を奨励する外商投資プロジェクトの輸入設備減免税手続き

「通知」は、企業が外商投資情報報告プラットフォームを通じて国が発展を奨励する外商投資プロジェ

クト情報の申告を行う方法を明らかにしています。以下は「通知」からの抜粋で、太字下線箇所は重点内容です。

1. 企業又はその投資者が、外商投資情報を報告する場合、国が発展を奨励する外商投資プロジェクトの情報を真実、正確、完全に記入しなければならない。これにはプロジェクトが国家外商投資奨励産業目録の範囲に該当するか否か、プロジェクトの内容(プロジェクト名や具体的な内容)、プロジェクトの性質及び適用される産業政策項目、プロジェクトの総投資額(米ドル値)、プロジェクト開始年、プロジェクトの期限、プロジェクトに必要な外貨の額(米ドル値)等を含む。

企業の投資経営活動が複数のプロジェクト内容に関連する場合、プロジェクトの内容に従って別々に、上記の情報を記入しなければならない。同一プロジェクトが同時に複数の国家外商投資産業奨励目録の条目に該当する場合、適用する産業政策項目欄に、複数の産業政策項目を記入することができる。

上記情報に変更が生じた場合、企業又はその投資者は、規定に従い速やかに変更報告書に記入しなければならない。

「通知」は、企業の手続きを簡略化しました。「備考」欄に、国が発展を奨励する外商投資プロジェクト情報の記載のある報告受領書があれば、税関にて設備の免税手続きを行うことができます。

二. 省級以下の商務主管部門及び自由貿易試験区、国家級経済技術開発区の関連機関（以下、情報報告機関という）は、完全な初期報告、変更報告を受領した後、その中で国が発展を奨励する外商投資プロジェクトに関する情報を、商務部業務システム統一プラットフォーム（外商投資総合管理アプリ）を通じて省級商務主管部門に提出する。

省級商務主管部門が照合して合致を確認した後、企業又はその投資者は、情報報告機関にて「備考」欄に国が発展を奨励する外商投資プロジェクト情報の記載がある「外商投資（企業/パートナー企業）初期報告受領書」又は「外商投資（企業/パートナー企業）変更報告受領書」（書式は付属書参照、以下受領書という）を受け取り、かつ、受領書に基づいて、規定に従い税関で、国が発展を奨励する外商投資プロジェクトの自家用設備輸入の輸入関税免除手続きを行う。

また、「通知」は、外商投資企業の国内での再投資に係る設備免税手続きについても明確にし、「通知」を参照して実施することができるとしています。

三. 外商投資企業が国内で再投資して(マルチレベルの投資を含む)設立した企業の投資プロジェクトが「外商投資奨励産業目録」を執行し、国が奨励する産業政策を適用する項目範囲に該当する場合、省級商務主管部門が本通知を参照して、プロジェクトに関する情報を企業の主管直屬税関に通知する。

以上

(作成：公関部 俞穎春)

★中国ビジネス相談Q&A

■ 訪中外国人に対する決済サービスの便利化、多様化について（1）

Q: 最近発表された、訪中外国人や高齢者などの利便性を高める決済サービス多様化政策について、教えてください。

＜外商投資環境の最適化＞＜決済方式＞＜モバイル決済＞＜現金決済＞＜訪中外国人＞

A: 2024年3月7日、国務院弁公庁は「決済サービスを更に最適化し利便性を向上させることに関する意見（中国語：關於進一步優化支付服務提昇支付便利性的意見）」（以下、「意見」）を公布し、外国の銀行カードを受理する環境を改善し、現金の使用環境を最適化し、モバイル決済の利便性を向上させることについて一連の規定を提起しました。これは、訪中外国人や高齢者の様々な決済サービスのニーズをよりよく満たすと共に、経営環境全体を向上させるものです。

1. 「意見」公布の背景

近年、中国のモバイル決済は急速に発展し、交通、飲食、ショッピング、医療、教育など様々な民生分野に深くとけこみ、取引効率の向上、取引コストの低減などの面で重要な役割を果たしています。ただ、銀行カードや現金などの従来の決済方式の代替となっていることから、訪中外国人が日常的な決済の面で不便を感じたり当惑したりすることが起こっています。そこで、国の意思決定と配置を徹底して実施し、訪中外国人や高齢者などの様々な決済サービスニーズをよりよく満たすために、「意見」が公布されました。これにより、モバイル決済、銀行カード、現金など様々な決済方式を同時に発展させ、相互補完することが期待されています。

「意見」発表前の1月25日、商務部は「中国における外国人ビジネスパーソンの仕事・生活の手引（2024年版）」（以下、「生活ガイド（2024年版）」）を公布しました。生活ガイドには、外国人の日常生活サービスに関連するモバイル決済などについても具体的な情報が提供され、通信カード、銀行カードの手続きやモバイル決済の開通、外貨の人民元現金への両替、交通機関の利用、宿泊手続きなどが記載されています。

その後2024年2月29日、中国人民銀行も決済サービス最適化推進会を開催。会議では、決済サービスの最適化はビジネス環境をより良くし、ハイレベルな対外開放において求められるものであると指摘されました。中国人民銀行は関係方面と共同で、様々な人々の決済習慣に対して、決済サービスの包摂性を絶えず向上させ、多層的、多面的な決済サービスシステムの整備に注力し、高齢者や訪中外国人により良質で高効率で便利な決済サービスを提供し、社会・民生やハイレベルな対外開放に貢献するとしています。

2. 「意見」の主な内容

「意見」は、銀行カード受理環境を確実に改善し、高齢者や訪日外国人の「食、住、交通、観光、ショッピング、娯楽、医療」などのシーンの銀行カード決済の需要を満たすこと、現金の位置付けを堅持し、現金の使用環境を継続的に最適化して、外貨両替及び現金サービスの水準を不断に向上させること、消費者の決済方法の選択権を保障すること、口座開設サービスの流れを最適化することなど六大任務を提示しています。一部内容を以下にご紹介します。（下表は「意見」からの抜粋、**太字下線**箇所は重点内容です）

(1) 銀行カードの受付環境を確実に改善する。

現在、外国からの訪中者の一部は決済に不便を感じており、その理由は国内外の決済習慣の違いによるところが大きいのが現状で、銀行カードを使用する習慣のある訪中外国人は少なくありません。そのため、「意見」は、銀行カードを使用する利便性を不断に高め、主要場所の重点業者リストを確定し、外

国銀行カードの受理を推進するよう求めています。現在、上海、浙江の重点業者の外国銀行カード受理率はすでに90%を超えているほか、多くの銀行も外国銀行カード受理環境の設定を加速させています。データによると、工商銀行では業者13万社の外国銀行カードPOS機が外国銀行カードによる消費をサポートしており、80万台のPOS機が外国カード受取機能を備えています。中国銀行では、2024年2月末までに外国銀行カードを受理した業者数は年初比で13%増加し、銀行カードを受理した業者のうち3割近くが外国銀行カードを受理することができるようになり、近年最高の水準に達しています。

(1) 銀行カードの受理環境を確実に改善する

高齢者、訪中外国人などの銀行カード使用の利便性を不断に向上させ、**公共事業の支払い、医療、観光地、デパートなどの生活シーンでの銀行カード決済をサポートする**。各地方政府は、「食、住、交通、観光、ショッピング、娯楽、医療」などのシーンに焦点をあて、**大型商圈、観光地、リゾート地、夜間文化及び観光消費集中区、美術館・博物館、娯楽場所、ホテル、交通ハブとなる駅、病院などの重点場所及び重点業者のリストを確定し、銀行カードの受理環境を推進しなければならない**。銀行、決済機関は、重点業者リストに従って、外国銀行カード受理設備のハードウェア、ソフトウェアの改造を加速させ、非接触型決済の発展の推進を統一的に考慮しなければならない。銀行カード清算機関などに対し、国際決済プラットフォームとの相互接続を加速するよう督促し、指導する。商務部、文化観光部などの産業主管部門は、指導を強化し、業者の銀行カード受理状況を各自の領域のサービス品質査定評価範囲に組み入れなければならない。

(2) 現金の使用環境を継続的に最適化する

中国人民銀行の調査によると、高齢者のうち現金をよく使う人の割合は75%を超えています。また、一部の訪中外国人も現金決済を習慣としています。そのため、「意見」は、経営主体、特に交通、ショッピング、飲食、娯楽、観光、宿泊など民生、涉外分野の主体に対し、現金受取り可能であることを公開承諾し、釣銭の準備をして、日常消費分野における現金受取り能力を高めるよう指導しています。

現在全国で既に6万箇所以上の銀行拠点が外貨両替をサポートしており、工商銀行、農業銀行、中国銀行、建設銀行、交通銀行などのATMはすでに全国範囲で外国カードの現金引出しが可能です。また多くの銀行が空港や港などの重要な場所に自動外貨両替機を設置しています。

(2) 現金の使用環境を継続的に最適化する

現金の位置付けを堅持し、経営主体に対して法律法規に基づき現金決済を保障するよう督促し、経営主体、特に交通、ショッピング、飲食、文化娯楽、観光、宿泊など民生、涉外分野の主体に対して、現金受取り可能であることを公開承諾し、釣銭を十分に準備して、現金使用の需要を満たし、日常の消費分野における現金受取り能力を高めるよう指導する。銀行は、自主的に標準化、多様化した人民元現金「釣銭パック」製品を発売しなければならない。銀行拠点は、勝手に現金業務を停止したり、サービスの質を落としたりしてはならない。**ATM銀行カードの受理改造を継続的に実施し、高齢者や訪中外国人などの外国銀行カードを用いた人民元現金引出しをサポートする**。人民元現金の受け取り拒否の整備を継続的に展開し、法に基づき処罰や公示を強化する。**訪中外国人の入国が集中する空港、港などのエリア、宿泊者の多いホテルなどに外貨両替機関や施設を増設し、両替可能な外貨の種類を増やし、外貨両替サービスに携わる人員の業務研修を強化し、外貨両替サービスのレベルを向上させるよう指導する**。

※訪中外国人は、中国入国前に国外で人民元現金に両替し、携帯して入国することができます(出入国者ひとりあたり1回に携帯できる人民元の限度額は2万元)。入国後は、国際空港、陸路イミグレーション、港などのイミグレーション所在地の商業銀行拠点のカウンター、外貨両替機関、児童両替機で両替することも、ATMで外国銀行カードを使って人民元現金を引き出すこともできます。

「訪中外国人に対する決済サービスの便利化、多様化について(2)」へ続く

(作成：公開部 兪穎春)

★中国ビジネス相談Q&A

■訪中外国人に対する決済サービスの便利化、多様化について(2)

Q: 最近発表された、訪中外国人や高齢者などの利便性を高める決済サービス多様化政策について、教えてください。

<外商投資環境の最適化><決済方式><モバイル決済><現金決済><訪中外国人>

A: 2024年3月7日、国務院弁公庁は「決済サービスを更に最適化し利便性を向上させることに関する意見（中国語：關於進一步優化支付服務提昇支付便利性的意見）」（以下、「意見」）を公布し、外国の銀行カードを受理する環境を改善し、現金の使用環境を最適化し、モバイル決済の利便性を向上させることについて一連の規定を提起しました。これは、訪中外国人や高齢者の様々な決済サービスのニーズをよりよく満たすと共に、経営環境全体を向上させるものです。

「訪中外国人に対する決済サービスの便利化、多様化について(1)」より続く

2. 「意見」の主な内容(続き)

(3) モバイル決済の利便性をさらに向上させる

「意見」は、銀行、決済機関、清算機関が提携を強化し、高齢者や訪中外国人のニーズを十分に考慮し、高齢化、国際化に適したサービスを行うよう求めています。

訪中外国人によるモバイル決済の利便性を更に高めるため、中国人民銀行は3月1日、国務院政策定例説明会において、以下の3点からの確な措置を打ち出すことを提案しました。

① 支付宝(アリペイ)、財付通(テンペイ)の業務プロセスの最適化を指導し、外国銀行カードの紐付け効率を高める

② 個人情報の安全を確実に保護すると共に、身元検証を簡素化する

③ 主要決済機関が、訪中外国人のモバイル決済費用の1回あたり取引限度額を1,000米ドルから5,000米ドルに引き上げ、年間累計取引限度額を1万米ドルから5万米ドルに引き上げるよう指導する

近ごろ、関連部門は国内外の決済通貫に注力しており、「外国カードの国内紐付け」を推進し、外国銀行カードはアリペイやWeChatと紐付けして国内で決済することができます。また、「外国の決済アプリの国内使用」を支持し、多くの外国電子マネーが国内で使えるようになってきました。現在、アリペイやテンペイは既に13の外国電子マネーを導入しています(下表「3. モバイル決済の開通」(4)参照)。

(3) モバイル決済の利便性をさらに向上させる。

銀行、決済機関、清算機関は提携を強化し、リスクコントロールが可能であることを前提として、モバイル決済サービスを継続的に整備する。また業務フローを最適化し、製品機能を増やし、受理範囲を拡大して、高齢者や訪中外国人などのニーズを十分に考慮し、高齢化、国際化に適したサービスを配置し、モバイル決済の各段階における親和性や利便性を向上させなければならない。訪中外国人向けの通信サービスをしっかりと実施し、訪中外国人の国内携帯電話番号取得手続きを最適化し、訪中外国人に良好な国際ローミングサービスを提供する。重点観光地、リゾート地、夜間文化及び観光消費集中区、特色ある商業街エリア、重点観光レジャー街、重要文化娱乐场所などのオンライン、オフラインでの便利な消費決済を推進する。「食、住、交通、観光、ショッピング、娯楽、医療」など消費に密接に関連するインターネットプラットフォーム企業を支援し、訪中外国人がオンライン、オフラインで商品やサービスを購入する決済体験を最適化する。

※外国人が中国で通信カードや銀行カードの手続きを行う場合については、「生活ガイド(2024年版)」に掲載されていますので、ここでは詳細を割愛し、外国人のモバイル決済の開通についてのみ、以下にご紹介します。

3. モバイル決済の開通

(1) 携帯電話でWeChatまたはアリペイアプリをダウンロードし、アプリの案内に従って登録し、外国ま

たは国内の携帯電話番号などの情報を入力する。

- (2) アプリを開き、マスター、ビザ、JCB などが付いたクレジットカード、または銀聯(ユニオンペイ)が付いた中国国内の銀行カードを紐付ける。
- (3) 決済時にアプリを開き、業者のQRコードを読み取るかまたは業者に決済用QRコードを提示する。
- ☆ クレジットカードとの紐付けについての注意事項
 - ①アリペイ、WeChat でクレジットカードの接続を開始するには、外国のカード発行銀行の同意を得る必要がある。
 - ②アリペイ、WeChat でクレジットカードと紐付け、QRコードを読み取って決済する場合、1件あたりの金額が200円を超えると、ユーザーは取引金額の3%をサービス手数料として支払わなければならない。
 - ③アリペイ、WeChat の、紐付けたクレジットカードに対する消費限度額は年間5米万ドル相当の人民元を超えず、1件あたりは5,000米ドル相当の人民元を超えない(中国人民銀行が3月1日に公布した新政策により限度額引き上げ)。
- (4) AlipayHK (香港)、mPay (マカオ)、Kakao Pay (韓国)、Touch' n Go eWallet (マレーシア)、HiPay (モンゴル)、Changi Pay (シンガポール)、華僑銀行 (シンガポール)、Naver Pay (韓国)、Toss Pay (韓国)、TrueMoney (タイ) などの電子マネーを使用するユーザーは、これらにより中国本土で直接QRコードを読み取って決済することができる。

(4) 口座サービスの水準を向上させる

「意見」は、銀行、決済機関に対し、口座開設サービスの流れを更に最適化し、口座の種類別、等級別管理を合理的に実施し、サービス、問い合わせ、クレームの多言語対応など口座開設の付帯サービスを整備するよう求めています。データによると、2023年末までに、国内金融機関において訪中外国人が開設した銀行口座は累計約2,200万件で、2022年末から314万件増加しています。

(5) 口座サービスの水準を向上させる

銀行、決済機関は口座開設サービスの流れを更に最適化し、口座の種類別、等級別管理を合理的に実施し、重点地域、重点拠点、重点業務段階に注目し、サービス、問い合わせ、クレームの多言語対応などの口座開設付帯サービスを整備し、口座サービスの水準を不断に向上させなければならない。**銀行が口座サービスを最適化し、銀行拠点到「グリーンレーン」を設置して高齢者、訪中外国人などの銀行口座サービス体験を向上させることを奨励する。**国家移民局は、中国人民銀行に対して情報審査サービスを提供し、銀行、決済機関の口座開設効率を高める。

(5) 消費者の決済方法の選択権をよりよく保障する

「意見」は、一定規模以上の大型商圈、ホテル、交通ハブとなる駅、病院などの重点場所には、モバイル決済、銀行カード、現金などを受理するために必要なソフトウェア、ハードウェア施設を配備し、消費者が自主的に決済方法やツールを選択することを保障しなければならないとしています。

(4) 消費者の決済方法選択権をよりよく保障する

大規模の大型商圈、観光地、リゾート地、博物館・美術館、娱乐场所、ホテル、交通ハブとなる駅、病院などの**重点場所にはモバイル決済、銀行カード、現金などを受理するために必要なソフトウェア、ハードウェア施設を配備し、消費者が自主的に決済方法やツールを選択することを保障しなければならない。**一定規模以下の商圈、観光地、リゾート地、博物館・美術館、娱乐场所、ホテル、交通ハブとなる駅、病院などが積極的に条件を整備して対応し、様々な決済受理環境を共同で構築することを奨励する。

以上のように、「意見」や「生活ガイド(2024年版)」などの新政策の公布は、政府が訪中外国人など様々な人々の多様化した日常生活のニーズをよりよく満たし、ビジネス環境を最適化して、国内と国際のシームレスな流れを実現することを示しています。

駐在員の派遣に関する手続きや準備でご不明のことがありましたら、弊社会員部までお問合せ下さい。

以上

(作成：公関部 兪穎春)

★中国ビジネス相談Q&A

■ 2024年度第1四半期における中国各地の最低賃金基準について

Q：中国各地の最新の最低賃金基準を教えてください。

<賃金><最低賃金基準>

A：中国で2024年3月31日までに発表された、最新の省・市・自治区の最低賃金基準は以下の通りです。

1. 最低賃金基準

中国で2024年3月末までに発表された、最新の省・市・自治区の最低賃金基準は以下の通りです(着色部分が2024年第1四半期の新規公布)。

中国各省・市・自治区の月額最低賃金基準

(単位：人民元)

No.	地区	実施日	最低月給額(一地区内で異なる基準のある地区は複数表示)			
1	上海	2023.07.01	2,690			
2	天津	2023.11.01	2,320			
3	広東(深圳除く)	2021.12.01	2,300	1,900	1,720	1,620
	広東深圳	2022.01.01	2,360			
4	北京	2023.09.01	2,420			
5	浙江	2024.01.01	2,280→2,490	2,070→2,260	1,840→2,010	
6	江蘇	2024.01.01	2,280→2,490	2,070→2,260	1,840→2,010	
7	山東	2023.10.01	2,200	2,010	1,820	
8	陝西	2023.05.01	2,160	2,050	1,950	
9	新疆	2021.04.01	1,900	1,700	1,620	1,540
10	河北	2023.01.01	2,200	2,000	1,800	
11	内蒙古	2021.12.01	1,980	1,910	1,850	
12	山西	2023.01.01	1,980	1,880	1,780	
13	河南	2024.01.01	2,000→2,100	1,800→2,000	1,600→1,800	
14	貴州	2023.02.01	1,890	1,760	1,660	
15	雲南	2023.10.01	1,990	1,840	1,690	
16	湖北	2024.02.01	2,010→2,210	1,800→1,950	1,650→1,800	第四類は取消
17	江西	2024.04.01	1,850→2,000	1,730→1,870	1,610→1,740	
18	遼寧	2024.05.01	1,910→2,100	1,710→1,900	1,580→1,700	第四類は取消
19	安徽	2023.03.01	2,060	1,930	1,870	1,780
20	四川	2022.04.01	2,100	1,970	1,870	
21	福建	2022.04.01	2,030	1,960	1,810	1,660
22	重慶	2022.04.01	2,100	2,000		
23	黒龍江	2021.04.01	1,860	1,610	1,450	
24	吉林	2021.12.01	1,880	1,760	1,640	1,540
25	寧夏	2024.03.01	1,950→2,050	1,840→1,900	第三類は取消	
26	甘肅	2023.11.01	2,020	1,960	1,910	1,850
27	海南	2023.12.01	2,010	1,850		
28	西藏	2023.09.01	2,100			
29	広西	2023.11.01	1,990	1,840	1,690	
30	湖南	2022.04.01	1,930	1,740	1,550	
31	青海	2023.02.01	1,880			

2. 最低賃金に関する諸規定

1) 関連規定

- ①「最低賃金規定」（労働社会保障部令第21号、2004年3月1日施行。中国語：「最低工資規定」）
 ②地方政府が公布した最低賃金規定

2) 最低賃金とは

最低賃金とは、労働者が法定労働時間又は労働契約にて約定した労働時間内に正常な労働を提供した場合、雇用単位が支払うべき最低の労働報酬をいいます。労働者が法に抛り享受する年次有給休暇、帰省休暇、結婚休暇、服喪休暇、生育(出産)休暇、避妊手術休暇等、国が定める休暇期間中、及び法定労働時間内に法に抛り社会活動に参加した時間は、正常労働を提供したとみなします。

3) 最低賃金に含まない項目

労働者が正常労働を提供した場合、雇用単位が以下の項目を控除した後の賃金は、所在地の最低賃金を下回ってはなりません。

①全国共通

- a) 時間外労働報酬
 b) 遅番、夜勤、高温、低温、井下、有毒有害等の特殊労働環境、条件により支払う手当
 c) 法律法規と国が定める労働者の福利待遇等。主には、以下の項目が含まれます。
- ・労働者に研修を受けさせる費用
 - ・国家労働安全衛生規定に基づき労働者に発給する費用と用品及び雇用単位が独自で発給する作業用品（作業服等）
 - ・労働者に支給する医療衛生費、弔慰金、帰省旅費、計画生育補助金、生活困難補助金、冬季暖房手当、防暑降温費等。

②地方適用

上記に加えて各地方の規定がありますので、注意が必要です。

地方	最低賃金に含まない項目	注意事項
上海市	<ul style="list-style-type: none"> ・上記①a)～c) ・社会保険及び住宅積立金の個人納付部分 ・食事手当・通勤手当・住宅手当 (※) 	(※) 食事手当・通勤手当・住宅手当を除いた額が最低賃金基準を下回るとは不可。
北京市	<ul style="list-style-type: none"> ・上記①a)～c) ・社会保険及び住宅積立金の個人納付部分 	
江蘇省	<ul style="list-style-type: none"> ・上記①a)～c) ・住宅積立金の個人納付部分 	
寧夏回族自治区	<ul style="list-style-type: none"> ・上記①a)～c) ・住宅積立金の個人納付部分 ・食事手当・通勤手当・住宅手当 (※) 	(上海市と同じ)
その他省・市	上記①a)～c)	

以上

(作成：HR 諮詢部 楊建成)

★ 中国ビジネス相談Q&A

■ 「個人情報出国標準契約弁法」について（1）

Q: 「個人情報出国標準契約弁法」について、教えてください。

<法律法規><個人情報保護><個人情報の出国><情報セキュリティ><標準契約>

A: 2023年2月24日、国家インターネット情報弁公室は、「個人情報出国標準契約弁法（中国語：个人信息出境標準合同弁法）」（以下、「弁法」）を公布し、個人情報の出国に関する標準契約（以下、「標準契約」）の適用条件、届出、監督管理などについて具体的に規定しました。2023年6月1日から施行されます。

1. 背景

近年、デジタル経済の発展に伴い、個人情報の出国需要は急速に増加し、個人情報権益の保護は大きな課題に直面することとなりました。2021年11月実施の「個人情報保護法」では、個人情報を越境提供の際の規則について基礎的な規定を設け、国家インターネット情報部門が制定した標準契約に従って契約を締結することは、国外に個人情報を提供する際の法定ルートのひとつであるとしています。今回の「弁法」の制定は、法律規定を実行する重要な措置であり、その目的は、個人情報の権益を保護し、個人情報出国活動を規範化することです。

2. 「弁法」の主な内容

(1) 「標準契約」を適用する主体を限定

「弁法」は、「標準契約」を用いて個人情報の国外提供を行い得る主体の範囲を明確に定義しており、4つの条件を満たす場合にのみ「標準契約」を適用できるとしています。（下表はいずれも「弁法」から抜粋。太字下線箇所は重点内容。以下同じ）

第4条 個人情報処理者が標準契約を締結して国外に個人情報を提供する場合、以下の状況に同時に合致しなければならない。

- (1) キー情報インフラの運営者ではない
- (2) 個人情報の処理数が100万人に満たない
- (3) 前年1月1日から累計で国外に個人情報を提供した数が10万人に満たない
- (4) 前年1月1日から累計で国外にデリケートな個人情報を提供した数が1万人に満たない

法律、行政法規又は国家インターネット情報部門が別途規定を有する場合、その規定に従う。

個人情報処理者は、数量分割等の手段を用いてはならず、法に基づき出国安全評価に合格した個人情報を、標準契約を締結することにより国外に提供しなければならない。

(2) 契約に基づいて出国させる個人情報保護の最低制約条件

「標準契約」は、その制定の直接的な目的が、「国外受入れ側の個人情報処理活動が、中華人民共和国の関連法律法規に規定する個人情報保護基準に達していることを確保するため」、「個人情報処理者と国

外受入れ側の個人情報保護に関する権利と義務を明確にすること」であると明らかにしています。この目的に基づいて、個人情報出国活動において、国外受入れ側である外国企業、組織などの実体の最低契約義務要求(具体的には「標準契約」第3条：国外受入れ側の義務を参照)を設定し、契約による各当事者の権利や義務の合理的な分配、法律適用、違約責任などを規定しています。

(3) 個人情報保護影響評価の実施

「弁法」は、個人情報処理者が国外に個人情報を提供する前に、以下のように個人情報保護影響評価を行うよう規定しています。

第5条 個人情報処理者は、国外に個人情報を提供する前に、個人情報保護影響評価を実施しなければならない。以下の内容を重点的に評価しなければならない。

- (1) 個人情報処理者と国外の受入れ側が個人情報を処理する目的、範囲、方式等の合法性、正当性、必要性
- (2) 出国する個人情報の規模、範囲、種類、デリケート度、個人情報の出国が個人情報権益に及ぼす可能性のあるリスク
- (3) 国外の受入れ側が承諾する義務、義務履行の管理、技術措置及び能力等が出国する個人情報の安全を保障できるか否か
- (4) 個人情報が出国後に改ざん、破壊、漏洩、紛失、違法利用等に遭うリスク、個人情報権益を保護するルートが整っているか否か等
- (5) 国外の受入れ側の所在国又は地域の個人情報保護政策及び法規が標準契約の履行に及ぼす影響
- (6) 個人情報の出国の安全に影響を及ぼす可能性のあるその他の事項

「『個人情報出国標準契約弁法』について(2)」へ続く

(作成：公関部 兪穎春)

★ 中国ビジネス相談Q & A

■ 「個人情報出国標準契約弁法」について（2）

Q: 「個人情報出国標準契約弁法」について、教えてください。

<法律法規><個人情報保護><個人情報の出国><情報セキュリティ><標準契約>

A: 2023年2月24日、国家インターネット情報弁公室は、「個人情報出国標準契約弁法（中国語：個人信息出境標準合同弁法）」（以下、「弁法」）を公布し、個人情報の出国に関する標準契約（以下、「標準契約」）の適用条件、届出、監督管理などについて具体的に規定しました。2023年6月1日から施行されます。

『個人情報出国標準契約弁法』について（1）」より続く

2. 「弁法」の主な内容（続き）

(4) 標準契約の届出及び届出手続きの再履行

「弁法」は、標準契約を締結する形で個人情報出国活動を行う場合、自主締結と届出管理の結合を堅持しなければならないと規定しています。また、第7条でも、「標準契約」の発効は届出または如何なる前提条件に依らず、「標準契約」の届出は行政許可に属さず、届出していなくとも契約自体の有効性には影響を及ぼさず、各当事者の意思、自治を十分に尊重することを明らかにしています。契約の有効期間内に重大な約定事項の変更が発生した場合、個人情報処理者は「標準契約」を補充するかまたは再締結して届け出る必要があります。

第7条 個人情報処理者は、標準契約が発効した日から10営業日以内に、所在地の省級インターネット情報部門に届出しなければならない。届出には、以下の書類を提出しなければならない。

- (1) 標準契約
- (2) 個人情報保護影響評価報告

個人情報処理者は、届出資料の真実性に責を負わなければならない。

第8条 標準契約の有効期間中に以下の状況のうちひとつが生じた場合、個人情報処理者は、あらためて個人情報保護影響評価を行い、標準契約を補充又は新たに締結し、かつ、相応の届出手続きを履行しなければならない。

- (1) 国外へ個人情報を提供する目的、範囲、種類、デリケート度、方式、保存地、又は国外受入れ側が個人情報を処理する用途、方式が変化した場合、又は個人情報の国外保存期間が延長された場合
- (2) 国外受入れ側が所在する国又は地域の個人情報保護政策や法規に変更等が発生し、個人情報権益に影響を及ぼす可能性がある場合
- (3) 個人情報権益のその他の状況に影響を及ぼす可能性がある場合

(5) 標準契約のひながた

「弁法」の付属書には、「個人情報出国標準契約」のひながたが掲載されており（付属書を含み全17ページ）、主に契約中の定義、基本要素、個人情報処理者と国外受入れ側の契約義務、国外受入れ側所在国または地域の個人情報保護政策や法規が契約の履行に与える影響、個人情報主体の権利及び関連の救

済、契約の解除、違約責任、争議の解決などの項目が含まれています。また、個人情報の出国に関する説明、双方が約束するその他の条項など2つの付録も含まれています。

「弁法」では、標準契約は付属書の標準契約ひながたに従って締結するよう規定しています。また、国家インターネット情報部門は、実際の状況に応じて付属書を調整することができます。個人情報処理者は、国外受入れ側との間にその他の条項を約定することができるものの、標準契約に抵触してはならないことが定められており、つまり「標準契約」の条項が優先的に適用されるということです。そのため、企業の実務においては、国外の法規に、個人情報出国標準契約の条項と相反する内容があるかどうかを重点的にチェックすることが大切で、既に国外受入れ側と締結している個人情報処理に関する契約については、標準契約のひながたに基づいて修正、補充する必要があります。

(6) その他

①標準契約の締結は強制的義務ではない

「弁法」第3条は「自主締結」と言及しており、標準契約の締結が強制的な法的義務ではないことを意味しています。

第3条 標準契約を締結する方法で個人情報の出国活動を展開する場合、自主締結と届出管理の結合、権益の保護とリスク防止の結合を堅持し、個人情報の国境を越えた安全、自由な流動を保障しなければならない。

このほか、「中華人民共和国個人情報保護法」第38条第1項では、個人情報処理者が業務などの必要により、国外に個人情報を提供する確たる必要がある場合には、以下の方式を採用することもできるとしています。

1) 専門機関による個人情報保護認証

2) 国家インターネット情報部門が組織するデータ出国安全評価申告

3) 法律、行政法規または国家インターネット情報部門が規定するその他の条件に基づく自由な流動
企業が標準契約を締結しておらず、他の合法的な個人情報出国ルート of 要求も満たしていない場合、「個人情報保護法」違反により法的責任を負う可能性もあります。

②「弁法」の施行前にすでに実施しているものの、「弁法」に合致しない個人情報出国活動は、6月1日の施行日から6か月以内(12月1日まで)に改善を完了しなければならないと定められていますので、該当する企業は、早期に手続きする必要があります。

第13条 本弁法は2023年6月1日から施行する。本弁法施行前に既に実施している個人情報出国活動が本法の規定に合致しない場合、本弁法の施行日から6か月以内に改善を完了しなければならない。

以上

(作成：公関部 兪穎春)

★ 中国ビジネス相談Q&A■ 改正「オゾン層破壊物質管理条例」について

Q:2024年3月1日施行の改正版「オゾン層破壊物質管理条例」について、教えてください。

<法律法規><環境><オゾン層破壊>

A:2023年12月29日、中国国務院は「オゾン層破壊物質管理条例」の改正に関する決定（国務院令第770号）を公布しました。改正版「オゾン層破壊物質管理条例」（以下、改正版「条例」）は2024年3月1日より施行されます。

1. 改正版「条例」公布の背景

2010年施行の「オゾン層破壊物質管理条例」（以下、元の「条例」）は、中国が「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」が規定する義務を履行するために制定された重要な行政法規であり、中国のオゾン層破壊物質の淘汰や管理に法的基礎を提供し、約定の履行に重要な役割を果たすものです。元の「条例」の規定に基づき、中国はオゾン層を破壊する物質を生産、使用、輸出入する場合にクォータ管理を実施し、根本からの管理を実現します。また、元の「条例」の実施過程においてオゾン層破壊物質の管理に付帯する規定の整備を進め、「中国が管理するオゾン層破壊物質のリスト」、「中国が輸出入を管理するオゾン層破壊物質の名簿」、「オゾン層破壊物質輸出入管理弁法」などが制定されました。

2016年、国際社会は「『オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書』キガリ改正案」を採択し、ハイドロフルオロカーボン¹を管理範囲に組み入れました。ハイドロフルオロカーボン¹はオゾン層を破壊する作用はありませんが、温室効果を招きます。これにより、「議定書」の機能はオゾン層の保護から気候変動への対応まで広がっています。

2021年9月15日、「キガリ改正案」が中国に対して正式に発効され、中国は温室効果ガスのハイドロフルオロカーボン¹に対して管理を開始しました。これを背景として、「議定書」と「キガリ改正案」の新たな要求を履行するために、元の「条例」の改正も必要になり、本改正版「条例」が公布されました。

2. 「条例」改正の主な内容

(1) 改正版「条例」は、「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」の要求を明確に履行（以下の改正版「条例」第5条参照）。

第五条 国は、冷媒、発泡剤、消火剤、溶媒、洗浄剤、加工助剤、殺虫剤、エアロゾル、膨張剤等の用途としてのオゾン層破壊物質を段階的に削減し、最終的に淘汰する。

国が淘汰したオゾン層破壊物質の前項規定の用途への使用を禁止する。

国務院生態環境主管部門は、国務院関連部門と共同で、「中国が『オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書』を履行する国家方案」（以下、国家方案）を制定し、国務院に提出して承認を得た上で実施する。

(2) 既に淘汰されたオゾン層破壊物質を冷媒、発泡剤、消火剤、溶媒、洗浄剤、加工助剤、殺虫剤、エアロゾル、膨張剤などの用途に使用することを明確に禁止（改正版条例第5、31条参照）

元の「条例」では、オゾン層破壊物質の冷媒、発泡剤、消火剤、溶媒などの製品の淘汰を規定していますが、これらのオゾン層破壊物質を原料として生産に用いることはできるため、上記用途に流入するリスクが存在します。そのため、改正版「条例」では、淘汰されたオゾン層破壊物質の関連用途への使用を明確に禁止しました。

(3) 届出管理の範囲を調整

元の「条例」で届出手続きを必要とする状況を統合し、クォータ許可証の申請受領を必要としない使用企業の届出要求を追加しました。また、届出手続きを主管する生態環境部門について規定しました（改正版「条例」第17条参照）。

元の「条例」は、使用単位がクォータ許可証を申請しなくてもよい状況を規定していますが、それらの企業をどのように管理するかが明確ではありませんでした。改正版「条例」は、それらの企業を届出範囲に組み入れ、より効果的な管理を実施すると共に、クォータ許可や届出管理のシステムを整備しています。

(4) 生産過程に付随してオゾン層破壊物質を発生させる行為に対する管理を追加

元の「条例」は、生産過程に付随してオゾン層破壊物質を発生させる行為について特定の規定を設けておらず、主として環境部門の規範性文書により管理されていました。改正版「条例」は関連条項を追加し、これらの企業が遵守すべき法的義務を明確にし、付随して発生したオゾン層破壊物質は無害化処理を施すべきであり、直接排出してはならないと要求すると共に、相応の法的責任を規定しています（改正版条例第19条、21、36、38条参照）

(5) 自動モニタリング装置の設置要件を追加。オゾン層破壊物質の生産、使用量が多い企業、及び生産過程で発生するオゾン層破壊物質の量が多い企業は、自動モニタリング装置を設置し、生態環境主管部門とネットワーク接続する必要あり（改正版条例第21条参照）。

生態環境部は現在すでに四塩化炭素生産国家監視プラットフォームを構築しており、改正版「条例」は自動モニタリング技術の応用に対して規定を行い、四塩化炭素生産監視プラットフォームの応用経験を法律レベルまで高め、管理対象であるオゾン層破壊物質に対する管理の科学性、正確性を高めています。

(6) 法的責任を強化し、処罰の種類を増やし、罰金の額を引き上げ、信用記録に記載して、違法コストが低いという問題を解決

クォータ許可証が規定する用途を逸脱したオゾン層破壊物質の生産、販売などの違法行為に対して、罰金額を大幅に引き上げました（改正版「条例」第30、31、32、34、35、36条参照）。

オゾン層破壊物質の回収などの経営活動に従事する企業が、無害化処理をせずに直接排出するなどの違法行為について、操業停止や廃業整理などを命じる処罰方式が追加されました。（改正版条例第35、36、38条参照）。

「環境保護法」及びその他の法律法規と結び付け、規定違反により行政処罰を受けた場合に、信用記録に記載し、社会に公表することを明確にしました（改正版「条例」第41条参照）。

3. あとがき

改正版「条例」は、「議定書」と「キガリ改正案」の要求を履行し、ハイドロフルオロカーボンの管理と排出削減を管理に組み入れることを明確にしました。中国にとって、ハイドロフルオロカーボンの代替、排出削減は、中国及び世界の冷凍、半導体などの様々な産業の発展に直接かかわるものです。中国はハイドロフルオロカーボンの生産、使用、輸出大国であり、改正版「条例」は、中国がハイドロフルオロカーボンの代替、排出削減目標を実現するための制度的枠組みを作るもので、世界のハイドロフルオロカーボンの排出削減にも多大な影響を与えるものです。

以上

（作成：会員部 許歆鐳）

★中国ビジネス相談Q&A

■ 「上海市イノベーション型企業本部認定奨励管理弁法」
および第一弾認定40社について（1）

Q: 「上海市イノベーション型企業本部認定奨励管理弁法」について、教えてください。

<法律法規><イノベーション型企業本部><新興産業><第一期40社><上海>

A: 上海のイノベーション型経済の発展を加速させ、各種高度成長性企業や研究開発機関がアップグレードしてイノベーション型企業本部を構築することの支援に向け、2023年2月1日、上海市発展改革委員会など4部門は連名で「上海市イノベーション型企業本部認定奨励管理弁法（中国語：上海市創新型企業総部認定和奨励管理弁法）」（以下、「弁法」）を公布しました。2023年3月1日に施行されており、有効期限は2028年2月29日。2023年12月5日には、集積回路、バイオ医薬、人工知能、デジタル経済の4大産業分野をカバーする第一弾40社のイノベーション型企業本部が上海で認定を受けました。

1. 「弁法」公布の背景

近年、上海のイノベーション型企業は成長を加速させており、産業に対し明らかな牽引作用を示しています。統計によると、2022年の全市戦略的新興産業の増加値（付加価値額）は前年比8.6%増の1兆0,641億1,900万元で、全市総生産に占める割合は23.8%に達しました。社会全体の研究開発（R&D）経費支出が域内総生産（GDP）に占める割合は4.44%前後となりました。集積回路（IC）産業の規模が全国に占める割合は4分の1超、バイオ医薬産業の科创板上場企業数は全国総数の4分の1、人工知能（AI）産業の重点企業は1,100社超となり、デジタル経済核心産業の増加値が全市のGDPに占める割合は13.5%に達しました。IC装置および材料、ハイエンド医療映像設備、オリジナル新薬、ロボット、データ産業などの分野では、数々の重大成果やオリジナル製品が生まれました。

そのため、継続的にイノベーション型企業の育成に注力し、イノベーション型企業の上海における成長に良好な環境を作るために、2023年3月1日、「弁法」が正式に実施されました。

2. 上海市イノベーション型企業本部の認定に対する全体の要求

全体の要求	具体的なポイント
1. イノベーション性が高い	当地で自主的に国内外に影響のある製品またはサービスの核心的な知的財産権を有し、全体的な技術レベルやイノベーション能力が業界の上位に位置する
2. 成長性が高い	市場競争において重要な優位性ある能力と、高い成長・発展能力がある
3. 貢献度が高い	地方経済社会の発展に高い貢献度がある、または先導的な牽引作用がある
4. 機能性が高い	地域を越えた経営を展開し、分支機構（または業務）に対して実質的な支配権を有する

3. 「弁法」で明確にされた認定基準

「弁法」は、総合的な条件、研究開発への投入、研究開発者数などの不変の指標データ基準と技術力を示す指標などを結合して比較的高い認定標準を提出。あわせて、経済社会の発展に突出した貢献や影響力を持つ企業に対しては、特に、特殊な研究の後に認定に組み入れる可能性に言及しています。

No.	認定基準	具体的な基準（「弁法」より抜粋。太字下線箇所は重点内容）	備考
1	総合的な条件	<ul style="list-style-type: none"> ✚ <u>上海市で登録</u>している工業企業またはサービス業企業 <u>総資産額が2億元または時価総額が20億元に達し、年間販売収入が1億元以上、または直近3年間の販売収入の複合年間成長率の平均が20%以上</u> ✚ <u>上海において研究開発、販売、決済などの複合型本部機能を有し、上海市外に2カ所以上の分支機構または対外投資企業を有している</u> 	左の3つの条件を同時に満たさなければならない
2	分野	<ul style="list-style-type: none"> ✚ <u>主要製品またはサービスが国の「戦略的新興産業重点製品及びサービス指導目録」及び関連計画の重点分野ならびに「デジタル経済及びその核心的な産業統計分類（2021）」の核心的産業範囲に該当する</u> 	今後、実際の状況に基づき動的調整を行うことができ、新業態や新モデルに空間を確保している
3	研究開発投入	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 研究開発費用面 ✚ <u>年間の研究開発費用が販売収入に占める割合が5%以上</u>（ソフトウェア及び情報サービス、ICの設計、バイオ医薬の研究開発アウトソーシングなどのサービス業企業は<u>10%以上</u>）、<u>または年間研究開発費用の総額が5,000万円を超え、</u>そのうち中国国内で発生した研究開発費用の全研究開発費用に占める割合が60%を下回らない ➢ 研究開発者数面 ✚ <u>年間の研究開発者数が従業員に占める割合が10%以上</u>（ソフトウェア及び情報サービス、集積回路の設計、バイオ医薬の研究開発アウトソーシングなどのサービス業企業は<u>20%以上</u>）、<u>または年間研究開発者総数が100人以上</u> 	研究開発費用と研究開発者数の両面から不変の規定を提起。但し、工業企業とサービス業企業性質の違いを考慮し、合理的に異なる割合を設定。申請企業は、割合要求に到達しなくても、総量要求に達すれば申請条件を満たすことができ、企業の基準達成に柔軟性を持たせている
4	知的財産権	<ul style="list-style-type: none"> ✚ <u>上海で主要製品またはサービスの核心となる知的財産権を有する。</u>発明特許、集積回路レイアウト設計専有権、ソフトウェア著作権など<u>15項目以上、または革新的な医薬品、高い技術力を持つ改良型新薬、イノベーション2類または3類医療機器の製品登録証明書</u>を有することなどが含まれる 	産業別の申請企業に対し、保有する知的財産権に対し不変の指標を提起し、考慮するとしている

『上海市イノベーション型企業本部認定奨励管理弁法』

および第一陣認定40社について（2）」へ続く

（作成：公関部 兪穎春）

★ 中国ビジネス相談Q&A■ 「上海市イノベーション型企業本部認定奨励管理弁法」
および第一弾認定40社について(2)

Q: 「上海市イノベーション型企業本部認定奨励管理弁法」について、教えてください。

<法律法規><イノベーション型企業本部><新興産業><第一弾40社><上海>

A: 上海のイノベーション型経済の発展を加速させ、各種高度成長性企業や研究開発機関がアップグレードしてイノベーション型企業本部を構築することの支援に向け、2023年2月1日、上海市発展改革委員会など4部門は連名で「上海市イノベーション型企業本部認定奨励管理弁法（中国語：上海市創新型企業総部認定和奨励管理弁法）」（以下、「弁法」）を公布しました。2023年3月1日に施行されており、有効期限は2028年2月29日。2023年12月5日には、集積回路、バイオ医薬、人工知能、デジタル経済の4大産業分野をカバーする第一弾40社のイノベーション型企業本部が上海で認定を受けました。

『上海市イノベーション型企業本部認定奨励管理弁法』

および第一弾認定40社について(1)」より続く

3. 「弁法」で明確にされた認定基準（続き）

5	技術力	<ul style="list-style-type: none"> 次の認定のうちひとつを既に取得しており、かつ、有効期間内であるケースを優先する：ハイテク企業、「專精特新（専門、精密、特徴、斬新）」企業、国家及び上海市企業技術センター、技術イノベーションモデル企業、上海市特許工作モデル企業 	企業を通じて取得した社会公開認定資格を、技術力の選考基準として優先的に考慮する
6	特殊な状況	<ul style="list-style-type: none"> 一部指標が未達であるが全体的に以上1~5の基本条件に合致しており、経済社会の発展に突出して貢献している、または突出した業界影響力や牽引作用がある企業は、市政府の同意を得た上で、特殊状況の研究として認定に組み入れることができる 	一部企業の特殊な状況を考慮し、奨励の初志を選考に入れた

4. 「弁法」で明確にされた奨励基準

「弁法」の上記関連基準に合致するイノベーション型企業本部に対し、政府は開設資金援助、不動産賃貸料援助、経営奨励金の3種類の支援を与えています（既に他の市級本部関連政策を享受している場合は、重複して奨励を受けることはできません）。

No.	奨励の種別	具体的な奨励内容 （「弁法」より抜粋。太字下線箇所は重点内容）
1	開設資金援助	2022年1月1日以降に上海市で登録し、または上海市に転入し、新設法人実体企業の実際の払込登録資本金が1億元を超えるイノベーション型企業本部に

		対し、優先的に最多で500万元を超えない開設資金援助を与える。
2	不動産賃貸料 援助	上記第1項の条件に合致するイノベーション型企業本部に対し、 <u>1,000 m²を超えないオフィス面積に、1 m²当たり8元/日を超えない基準で、賃貸料の30%を関連の区から3年間、資金援助を与える。</u> オフィス用物件を自社建設する場合は、上記基準に従い年度に分けて資金援助を与える。
3	経営奨励金	イノベーション型企業本部が <u>2022年1月1日以降に年間販売収入が初めて5億元、10億元、15億元に達し、所在地域の新規総合貢献が1,000万元を下回らない場合、それぞれ一定の経営奨励金（500万元、300万元、200万元）を与える。</u>

上記の具体的な資金奨励の他、認定を受けたイノベーション型企業本部は、産業化重大プロジェクトの推進、価値の高い特許の育成、人材の招致、研究開発用物品の輸入、イノベーション製品の調達、成果の転化、登録登記などの面で支援や便宜を得ることができます。詳細は「弁法」第4章をご参照下さい。

5. 認定手順及び動的管理

「弁法」は、上海市戦略的新興産業指導チーム弁公室が先頭に立って担当することを明確にしています。認定及び奨励は、具体的には、各区の主管部門が初期審査した後、各区政府が市戦略性新興産業指導チーム弁公室に転送し、市発展改革委員会が市財政局、市経済情報化委員会、市科学委員会などの組織と共同で評価し、市戦新弁公室会議の審議で可決した上で、政府に提出して審査を受けます。

認定を受けた企業は統一して「上海市イノベーション型企業本部」と命名されます。もちろん、「弁法」に基づいて、上海市発展改革委員会は関連部門と共同で、不定期検査メカニズムを構築し、認定済のイノベーション型企業本部に対して動的評価を行うほか、問題がある企業に対しては改善意見を出し、期限を定めて改正を命じます。認定条件を満たさなくなっている企業に対しては、速やかにその資格を取り消します。

『上海市イノベーション型企業本部認定奨励管理弁法』

および第一弾認定40社について(3)」へ続く

(作成：公関部 俞穎春)

★ 中国ビジネス相談Q&A■ 「上海市イノベーション型企業本部認定奨励管理弁法」
および第一弾認定 40 社について (3)

Q: 「上海市イノベーション型企業本部認定奨励管理弁法」について、教えてください。

<法律法規><イノベーション型企業本部><新興産業><第一弾 40 社><上海>

A: 上海のイノベーション型経済の発展を加速させ、各種高度成長性企業や研究開発機関がアップグレードしてイノベーション型企業本部を構築することの支援に向け、2023年2月1日、上海市発展改革委員会など4部門は連名で「上海市イノベーション型企業本部認定奨励管理弁法（中国語：上海市創新型企業総部認定和奨励管理弁法）」（以下、「弁法」）を公布しました。2023年3月1日に施行されており、有効期限は2028年2月29日。2023年12月5日には、集積回路、バイオ医薬、人工知能、デジタル経済の4大産業分野をカバーする第一弾40社のイノベーション型企業本部が上海で認定を受けました。

『上海市イノベーション型企業本部認定奨励管理弁法』

および第一弾認定40社について(2)」より続く

6. 上海市第一弾イノベーション型企業本部 (40社)

2023年12月5日、上海で第一弾40社の上海市イノベーション型企業本部の認定授与式が行われました。

上海市発展改革委員会によると、今回授与された40社は、集積回路、バイオ医薬、人工知能、デジタル経済などの重点産業分野におよび、上記の硬軟性認定条件を満たしているほか、以下の特徴があります。

✚ 牽引性が高い

認定を受けた企業は、主としてそれぞれの業界分野のトップ企業や技術イノベーションのトップランナーであり、90%以上の製品やサービスの国内外における市場シェアが上位に位置し、比較的高い業界地位や発言権を持っています。

✚ イノベーション能力が高い

認定を受けた企業は研究開発投入が多く、50%以上の企業は一類新薬または“国内初”、“世界初”の製品を有し、10%以上の企業は国または上海市の科学技術進歩賞を受賞したことがあります。

✚ 成長性が高い

認定を受けた企業はいずれも近年の伸びが良好な市場主体で、近年、国内外で上場した企業は22社あります。また成長性が高く、60%以上の企業は直近3年間の営業収入の複合増加率が30%超と、高速成長を実現しています。

✚ 集積した発展が顕著

認定を受けた企業のエリア集積効果は各区の戦略的新興産業クラスターの発展の位置付けと一致しています。また、それら企業はいずれも上海以外に2カ所以上の分支機構や子会社を有し、上海本部が管

理、決済、研究開発などの複合機能を兼ね備えており、殆どの企業がグローバルでの配置を実現しています。

上海市イノベーション型企業本部 40 社のリストは以下の通りです（各分野 10 社）

➤ 集積回路分野	
1. 中微半導体設備（上海）股份有限公司	2. 上海艾為電子技術股份有限公司
3. 上海復旦微電子集團股份有限公司	4. 上海安路信息科技股份有限公司
5. 晶晨半導体（上海）股份有限公司	6. 翱捷科技股份有限公司
7. 安集微電子科技（上海）股份有限公司	8. 上海燦瑞科技股份有限公司
9. 上海概倫電子股份有限公司	10. 上海超硅半導体股份有限公司
➤ バイオ医薬分野	
1. 上海聯影医療科技股份有限公司	2. 上海奕瑞光電子科技股份有限公司
3. 上海復宏漢霖生物技術股份有限公司	4. 上海藥明康德新藥開發有限公司
5. 上海和黄薬業有限公司	6. 上海微創医療機器人（集團）股份有限公司
7. 上海艾力斯医薬科技股份有限公司	8. 上海心瑋医療科技股份有限公司
9. 翌聖生物科技（上海）股份有限公司	10. 上海美迪西生物医薬股份有限公司
➤ 人工知能分野	
1. 上海商湯智能科技有限公司	2. 上海華測導航技術股份有限公司
3. 上海小度技術有限公司	4. 博泰車聯網科技（上海）股份有限公司
5. 上海商米科技集團股份有限公司	6. 斑馬網絡技術有限公司
7. 華域視覚科技（上海）有限公司	8. 上海聯影智能医療科技有限公司
9. 節卡機器人股份有限公司	10. 上海西井科技股份有限公司
➤ デジタル経済分野	
1. 上海嚶嚶嚶嚶科技有限公司	2. 上海移遠通信技術股份有限公司
3. 上海米哈遊網絡科技股份有限公司	4. 東方財富信息股份有限公司
5. 漢海信息技術（上海）有限公司	6. 網宿科技股份有限公司
7. 華勤技術股份有限公司	8. 上海哈囉普惠科技有限公司
9. 拉扎斯網絡科技（上海）有限公司	10. 星環信息科技（上海）股份有限公司

上記企業の詳細情報については、豊富な信用調査、企業調査の経験のある弊社市場部にて調査を承り、コンサルティングをご提供することが可能です。詳しくは会員部担当者までお問合せ下さい。

以上
（作成：公関部 兪穎春）

中華人民共和國会社法 中華人民共和國公司法

1993年12月29日第八期全國人民代表大會常務委員會第五回會議にて可決
 1999年12月25日第九期全國人民代表大會常務委員會第十三會議の『「中華人民共和國会社法」の改正に関する決定』により第1回一部改正
 2004年8月28日第十期全國人民代表大會常務委員會第十一回會議の『「中華人民共和國会社法」の改正に関する決定』により第2回一部改正
 2005年10月27日第十期全國人民代表大會常務委員會第十八回會議にて第1回全面改正
 2013年12月28日第十二期全國人民代表大會常務委員會第六回會議の『「中華人民共和國海洋環境保護法」等7件の法律の改正に関する決定』により第3回一部改正
 2018年10月26日第十三期全國人民代表大會常務委員會第六回會議の『「中華人民共和國会社法」の改正に関する決定』により第4回一部改正
 2023年12月29日第十四期全國人民代表大會常務委員會第七回會議にて第2回全面改正

翻訳：華鐘コンサルタントグループ

目次	目次
第一章 总則（第1条～第28条）	第1章 總則（第1条～第28条）
第二章 公司登記（第29条～第41条）	第2章 会社の登記（第29条～第41条）
第三章 有限责任公司的設立和組織機構	第3章 有限責任会社の設立及び組織機構
第一节 設立（第42条～第57条）	第1節 設立（第42条～第57条）
第二节 組織機構（第58条～第83条）	第2節 組織機構（第58条～第83条）
第四章 有限责任公司的股權轉讓（第84条～第90条）	第4章 有限責任会社の持分譲渡（第84条～第90条）
第五章 股份有限公司的設立和組織機構	第5章 株式有限会社の設立及び組織機構
第一节 設立（第91条～第110条）	第1節 設立（第91条～第110条）
第二节 股东会（第111条～第119条）	第2節 株主会（第111条～第119条）
第三节 董事会、經理（第120条～第129条）	第3節 董事会、總經理（第120条～第129条）
第四节 监事会（第130条～第133条）	第4節 监事会（第130条～第133条）
第五节 上市公司組織機構的特別規定（第134条～第141条）	第5節 上場会社の組織機構に関する特別規定（第134条～第141条）
第六章 股份有限公司的股份發行和轉讓	第6章 株式有限会社の株式発行及び譲渡
第一节 股份發行（第142条～第156条）	第1節 株式の発行（第142条～第156条）
第二节 股份轉讓（第157条～第167条）	第2節 株式の譲渡（第157条～第167条）
第七章 国家出资公司組織機構的特別規定（第168条～第177条）	第7章 国有会社の組織機構に関する特別規定（第168条～第177条）
第八章 公司董事、監事、高級管理人員的資格和義務（第178条～第193条）	第8章 会社の董事、監事、高級管理者の資格及び義務（第178条～第193条）
第九章 公司債券（第194条～第206条）	第9章 社債（第194条～第206条）
第十章 公司財務、會計（第207条～第217条）	第10章 会社の財務、會計（第207条～第217条）
第十一章 公司合併、分立、增資、減資（第218条～第228条）	第11章 会社の合併、分割、増資、減資（第218条～第228条）
	第12章 会社の解散及び清算（第229条～第242条）

<p>第十二章 公司解散和清算（第229条～第242条）</p> <p>第十三章 外国公司的分支机构（第243条～第249条）</p> <p>第十四章 法律责任（第250条～第264条）</p> <p>第十五章 附则（第265条～第266条）</p>	<p>第13章 外国会社の分支機構（第243条～第249条）</p> <p>第14章 法的責任（第250条～第264条）</p> <p>第15章 附則（第265条～第266条）</p>
<p>第一章 总则</p>	<p>第1章 総則</p>
<p>第一条</p> <p>为了规范公司的组织和行为，保护公司、股东、职工和债权人的合法权益，完善中国特色现代企业制度，弘扬企业家精神，维护社会经济秩序，促进社会主义市场经济的发展，根据宪法，制定本法。</p>	<p>第1条</p> <p>会社の組織及び行為を規範化し、会社、株主、従業員及び債権者の合法的權益を保護し、中国の特色ある現代の企業制度を整備し、企業家精神を發揚させ、社会經濟秩序を維持し、社会主義市場經濟の發展を促進するために、憲法に基づき、本法を制定する。</p>
<p>第二条</p> <p>本法所称公司，是指依照本法在中华人民共和国境内设立的有限责任公司和股份有限公司。</p>	<p>第2条</p> <p>本法にいう会社とは、本法に基づき中華人民共和国の国内で設立される有限責任会社及び株式有限会社を指す。</p>
<p>第三条</p> <p>公司是企业法人，有独立的法人财产，享有法人财产权。公司以其全部财产对公司的债务承担责任。</p> <p>公司的合法权益受法律保护，不受侵犯。</p>	<p>第3条</p> <p>会社は企業法人であり、独立した法人財産を有し、法人財産権を享有する。会社は、その全ての財産をもって会社の債務に対し責任を負う。</p> <p>会社の合法的權益は法律の保護を受け、侵害されない。</p>
<p>第四条</p> <p>有限责任公司的股东以其认缴的出资额为限对公司承担责任；股份有限公司的股东以其认购的股份为限对公司承担责任。</p> <p>公司股东对公司依法享有资产收益、参与重大决策和选择管理者等权利。</p>	<p>第4条</p> <p>有限責任会社の株主は、自らが払込みを引き受けた出資額を限度として会社に対して責任を負う。株式有限会社の株主は、自らが購入を引き受けた株式を限度として会社に対して責任を負う。</p> <p>会社の株主は、会社法に基づき資産の収益を享有し、重要な意思決定への参加及び管理者の選出等の権利を享有する。</p>
<p>第五条</p> <p>设立公司应当依法制定公司章程。公司章程对公司、股东、董事、监事、高级管理人员具有约束力。</p>	<p>第5条</p> <p>会社を設立する場合、法に基づき会社の定款を制定しなければならない。会社の定款は、会社、株主、董事、監事、高級管理者に対して拘束力を有する。</p>
<p>第六条</p> <p>公司应当有自己的名称。公司名称应当符合国家有关规定。</p> <p>公司的名称权受法律保护。</p>	<p>第6条</p> <p>会社は自らの名称を持たなければならない。会社の名称は、国の関連規定に合致していなければならない。</p> <p>会社の名称権は法律の保護を受ける。</p>
<p>第七条</p> <p>依照本法设立的有限责任公司，应当在公司名称中标明有限责任公司或者有限公司字样。</p> <p>依照本法设立的股份有限公司，应当在公司名称中标明股份有限公司或者股份公司字样。</p>	<p>第7条</p> <p>本法に基づいて設立する有限責任会社は、会社の名称の中に有限責任公司又は有限公司の文字を明記しなければならない。</p> <p>本法に基づいて設立する株式有限会社は、会社名の中に股份有限公司又は股份公司の文字を明記しなければならない。</p>
<p>第八条</p> <p>公司以其主要办事机构所在地为住所。</p>	<p>第8条</p> <p>会社は、主要執務機関の所在地を住所とする。</p>
<p>第九条</p> <p>公司的经营范围由公司章程规定。公司可以修改公司章程，变更经营范围。</p>	<p>第9条</p> <p>会社の經營範圍は、会社の定款に規定する。会社は、会社の定款を変更し、經營範圍を変更することができる。</p>

<p>公司的经营范围中属于法律、行政法规规定须经批准的项目，应当依法经过批准。</p>	<p>会社の経営範囲が、法律、行政法規が認可を要すると規定する項目に該当する場合、法に基づき認可を得なければならない。</p>
<p>第十条 公司的法定代表人按照公司章程的规定，由代表公司执行公司事务的董事或者经理担任。 担任法定代表人的董事或者经理辞任的，视为同时辞去法定代表人。 法定代表人辞任的，公司应当在法定代表人辞任之日起三十日内确定新的法定代表人。</p>	<p>第10条 会社の法定代表者は、会社の定款の規定に従い、会社を代表して会社の事務を執行する董事又は総経理が担当する。 法定代表者を担当する董事又は総経理が辞任した場合、同時に法定代表者を辞任したものとみなす。 法定代表者が辞任する場合、会社は、法定代表者の辞任日から30日以内に、新たな法定代表者を確定しなければならない。</p>
<p>第十一条 法定代表人以公司名义从事的民事活动，其法律后果由公司承受。 公司章程或者股东会对法定代表人职权的限制，不得对抗善意相对人。 法定代表人因执行职务造成他人损害的，由公司承担民事责任。公司承担民事责任后，依照法律或者公司章程的规定，可以向有过错的法定代表人追偿。</p>	<p>第11条 法定代表者が会社名義で従事する民事活動については、その法的結果を会社が引き受ける。 会社の定款又は株主会による法定代表者の職権に対する制限は、善意の相手方に対抗してはならない。 法定代表者が職務を執行して他者に損害をもたらした場合、会社が民事責任を負う。会社は、民事責任を負った後、法律又は会社の定款の規定に基づき、過誤の有った法定代表者に求償することができる。</p>
<p>第十二条 有限责任公司变更为股份有限公司，应当符合本法规定的股份有限公司的条件。股份有限公司变更为有限责任公司，应当符合本法规定的有限责任公司的条件。 有限责任公司变更为股份有限公司的，或者股份有限公司变更为有限责任公司的，公司变更前的债权、债务由变更后的公司承继。</p>	<p>第12条 有限責任会社を株式有限会社に変更する場合、本法が規定する株式有限会社の条件を満たさなければならない。株式有限会社を有限責任会社に変更する場合、本法が規定する有限責任会社の条件を満たさなければならない。 有限責任会社を株式有限会社に変更する場合又は株式有限会社を有限責任会社に変更する場合、会社変更前の債権及び債務は変更後の会社が承継する。</p>
<p>第十三条 公司可以设立子公司。子公司具有法人资格，依法独立承担民事责任。 公司可以设立分公司。分公司不具有法人资格，其民事责任由公司承担。</p>	<p>第13条 会社は、子会社を設立することができる。子会社は、法人格を有し、法に基づき独立して民事責任を負う。 会社は、分公司を設立することができる。分公司は法人格を有さず、その民事責任は会社が負う。</p>
<p>第十四条 公司可以向其他企业投资。 法律规定公司不得成为对所投资企业的债务承担连带责任的出资人的，从其规定。</p>	<p>第14条 会社は他の企業に投資することができる。 会社が投資企業の債務に対して連帯責任を負う出資者になってはならないと法律が規定している場合、その規定に従う。</p>
<p>第十五条 公司向其他企业投资或者为他人提供担保，按照公司章程的规定，由董事会或者股东会决议；公司章程对投资或者担保的总额及单项投资或者担保的数额有限额规定的，不得超过规定的限额。 公司为公司股东或者实际控制人提供担保的，应当经股东会决议。 前款规定的股东或者受前款规定的实际控制人</p>	<p>第15条 会社が他の企業に投資し、又は他者のために担保を提供する場合、会社の定款の規定に従い、董事会又は株主会が決議する。会社の定款が投資又は担保の総額及び単独の投資又は担保の額に限度額を規定している場合、規定された限度額を超えてはならない。 会社が会社の株主又は実質的支配者のために担保を提供する場合、株主会の決議を経なければならない。</p>

<p>支配の股东，不得参加前款规定事项的表决。该项表决由出席会议的其他股东所持表决权的过半数通过。</p>	<p>前項に規定する株主又は前項に規定する実質的支配者の支配を受ける株主は、前項に規定する表決に参加してはならない。当該表決は、會議に出席した他の株主の保有表決権の過半数を以って可決する。</p>
<p>第十六条 公司应当保护职工的合法权益，依法与职工签订劳动合同，参加社会保险，加强劳动保护，实现安全生产。 公司应当采用多种形式，加强公司职工的职业教育和岗位培训，提高职工素质。</p>	<p>第16条 会社は、従業員の合法的權益を保護し、法に基づき従業員との間に労働契約を締結し、社会保険に加入し、労働保護を強化し、安全生産を実現しなければならない。 会社は、多様な形式を用いて、会社の従業員の職業教育及び職位研修を強化し、従業員の素養を高めなければならない。</p>
<p>第十七条 公司职工依照《中华人民共和国工会法》组织工会，开展工会活动，维护职工合法权益。公司应当为本公司工会提供必要的活动条件。公司工会代表职工就职工的劳动报酬、工作时间、休息休假、劳动安全卫生和保险福利等事项依法与公司签订集体合同。 公司依照宪法和有关法律的规定，建立健全以职工代表大会为基本形式的民主管理制度，通过职工代表大会或者其他形式，实行民主管理。 公司研究决定改制、解散、申请破产以及经营方面的重大问题、制定重要的规章制度时，应当听取公司工会的意见，并通过职工代表大会或者其他形式听取职工的意见和建议。</p>	<p>第17条 会社の従業員は、『中華人民共和国工会法』に基づき工会を組織し、工会活動を展開し、従業員の合法的權益を維持する。会社は、自社工会のために必要な活動条件を提供しなければならない。会社の工会は従業員を代表し、従業員の労働報酬、勤務時間、休憩休暇、労働安全衛生、保険福利等の事項について、法に基づき会社と集団契約を締結する。 会社は、憲法及び関連法律の規定に従い、従業員代表大会を基本形式とする民主的な管理制度を構築し、従業員代表大会又はその他の形式により民主的な管理を実施する。 会社は、会社種別の変更、解散、破産申請及び経営面の重大な問題を検討し、決定する場合及び重要な規則制度を制定する場合、会社の工会の意見を聴取し、且つ従業員代表大会又はその他の形式により、従業員の意見及び提案を聴取しなければならない。</p>
<p>第十八条 在公司中，根据中国共产党章程的规定，设立中国共产党的组织，开展党的活动。公司应当为党组织的活动提供必要条件。</p>	<p>第18条 会社において、中国共産党規約の規定に基づき、中国共産党の組織を設置し、党の活動を展開する。会社は党組織の活動に必要な条件を提供しなければならない。</p>
<p>第十九条 公司从事经营活动，应当遵守法律法规，遵守社会公德、商业道德，诚实守信，接受政府和社会公众的监督。</p>	<p>第19条 会社は、経営活動に従事する場合、法律法規を遵守し、社会道德、商業道德を遵守し、誠実に信用を守り、政府及び社会公衆の監督を受けなければならない。</p>
<p>第二十条 公司从事经营活动，应当充分考虑公司职工、消费者等利益相关者的利益以及生态环境保护等社会公共利益，承担社会责任。 国家鼓励公司参与社会公益活动，公布社会责任报告。</p>	<p>第20条 会社は、経営活動に従事する場合、会社の従業員、消費者等の利害関係者の利益及び生態環境保護等の社会公共利益を十分に考慮し、社会的責任を負わなければならない。 国は、会社が社会公益活動に参加し、社会的責任報告を公表することを奨励する。</p>
<p>第二十一条 公司股东应当遵守法律、行政法规和公司章程，依法行使股东权利，不得滥用股东权利损害公司或者其他股东的利益。</p>	<p>第21条 会社の株主は、法律、行政法規及び会社の定款を遵守し、法に基づき株主の権利を行使しなければならない。株主の権利を濫用して会社又は他の株主の利益を損なってはならない。</p>

<p>公司股东滥用股东权利给公司或者其他股东造成损失的，应当承担赔偿责任。</p>	<p>会社の株主は、株主の権利を濫用して会社又は他の株主に損失をもたらした場合、賠償責任を負わなければならない。</p>
<p>第二十二条 公司的控股股东、实际控制人、董事、监事、高级管理人员不得利用关联关系损害公司利益。 违反前款规定，给公司造成损失的，应当承担赔偿责任。</p>	<p>第22条 会社の支配株主、実質の支配者、董事、監事、高級管理者は、関連関係を利用して会社の利益を損なってはならない。 前項規定に違反し、会社に損失をもたらした場合、賠償責任を負わなければならない。</p>
<p>第二十三条 公司股东滥用公司法人独立地位和股东有限责任，逃避债务，严重损害公司债权人利益的，应当对公司债务承担连带责任。 股东利用其控制的两个以上公司实施前款规定行为的，各公司应当对任一公司的债务承担连带责任。 只有一个股东的公司，股东不能证明公司财产独立于股东自己的财产的，应当对公司债务承担连带责任。</p>	<p>第23条 会社の株主は、会社の法人として独立した地位又は株主有限責任を利用して債務を逃れ、会社債権者の利益を著しく損なった場合、会社の債務に対して連帯責任を負わなければならない。 株主が自らの支配する2社以上の会社を利用して前項に規定する行為を行った場合、各会社は、いずれか1社の債務に対して連帯責任を負わなければならない。 株主が1者のみの会社において、株主は、会社の財産が株主自身の財産から独立していることを証明することができない場合、会社の債務に対して連帯責任を負わなければならない。</p>
<p>第二十四条 公司股东会、董事会、监事会召开会议和表决可以采用电子通信方式，公司章程另有规定的除外。</p>	<p>第24条 会社の株主会、董事会、监事会の会議開催及び表決は、電子通信方式を採用することができる。ただし、会社の定款が別途規定を有する場合を除く。</p>
<p>第二十五条 公司股东会、董事会的决议内容违反法律、行政法规的无效。</p>	<p>第25条 会社の株主会又は董事会の決議内容が法律行政法規に違反している場合は、無効とする。</p>
<p>第二十六条 公司股东会、董事会的会议召集程序、表决方式违反法律、行政法规或者公司章程，或者决议内容违反公司章程的，股东自决议作出之日起六十日内，可以请求人民法院撤销。但是，股东会、董事会的会议召集程序或者表决方式仅有轻微瑕疵，对决议未产生实质影响的除外。 未被通知参加股东会会议的股东自知道或者应当知道股东会决议作出之日起六十日内，可以请求人民法院撤销；自决议作出之日起一年内没有行使撤销权的，撤销权消灭。</p>	<p>第26条 会社の株主会、董事会の会議招集手順、表決方式が法律、行政法規又は会社の定款に違反している場合又は決議内容が会社の定款に違反している場合、株主は、決議を行った日から60日以内に、人民法院に取消しを請求することができる。ただし、株主会、董事会の会議招集手順又は表決方式に軽微な瑕疵があるのみで、決議に実質的な影響を及ぼしていない場合を除く。 株主会会議への参加を通知されていない株主は、株主会決議が行われたことを知った日、又は当然知るべきである日から60日以内に、人民法院に取消しを請求することができる。決議が行われた日から1年以内に取消権を行使しない場合、取消権は消滅する。</p>
<p>第二十七条 有下列情形之一的，公司股东会、董事会的决议不成立： （一）未召开股东会、董事会会议作出决议； （二）股东会、董事会会议未对决议事项进行表决； （三）出席会议的人数或者所持表决权数未达到本法或者公司章程规定的人数或者所持表决权数；</p>	<p>第27条 以下の状況のいずれかに該当する場合、会社の株主会及び董事会の決議は成立しない。 （1）株主会又は董事会の会議を開催せずに決議を行った （2）株主会又は董事会の会議において決議事項に対して表決を行っていない （3）会議に出席した人数又は保有表決権数が本法又は会社の</p>

<p>(四) 同意決議事項の人数或者所持表決権数未达到本法或者公司章程規定の人数或者所持表決権数。</p>	<p>定款に規定する人数又は保有表決権数に達していない (4) 決議事項に同意する人数又は保有表決権数が本法又は会社の定款に規定する人数又は保有表決権数に達していない</p>
<p>第二十八条 公司股东会、董事会决议被人民法院宣告无效、撤销或者确认不成立的，公司应当向公司登记机关申请撤销根据该决议已办理的登记。 股东会、董事会决议被人民法院宣告无效、撤销或者确认不成立的，公司根据该决议与善意相对人形成的民事法律关系不受影响。</p>	<p>第28条 会社の株主会又は董事会の決議が人民法院により無効又は取消しを宣告され、又は不成立が確認された場合、会社は、会社登記機関に対し、当該決議に基づき既に行われた登記の取消しを申請しなければならない。 株主会又は董事会の決議が人民法院により無効と宣告され、取り消され、又は不成立と確認された場合、会社が当該決議に基づき善意の相手方と形成した民事法律関係は、影響を受けない。</p>
<p>第二章 公司登記</p>	<p>第2章 会社の登記</p>
<p>第二十九条 設立公司，应当依法向公司登记机关申请设立登记。 法律、行政法规规定設立公司必須報經批准的，应当在公司登記前依法辦理批准手續。</p>	<p>第29条 会社を設立する場合、法に基づき会社登記機関に設立登記を申請しなければならない。 法律、行政法規が、会社を設立することについて報告して認可を得なければならないと規定している場合、会社の登記の前に、法に基づき認可手続きを行わなければならない。</p>
<p>第三十条 申請設立公司，应当提交設立登記申請書、公司章程等文件，提交的相关材料应当真實、合法和有效。 申請材料不齊全或者不符合法定形式的，公司登記機關應當一次性告知需要補正的材料。</p>	<p>第30条 会社の設立を申請する場合、設立登記申請書、会社の定款等の文書を提出しなければならない。提出する資料は真実で、合法で、有効でなければならない。 申請資料が不完全、又は法定形式に適合していない場合、会社登記機関は、補正を要する資料を一括で告知しなければならない。</p>
<p>第三十一条 申請設立公司，符合本法規定的設立條件的，由公司登記機關分別登記為有限責任公司或者股份有限公司；不符合本法規定的設立條件的，不得登記為有限責任公司或者股份有限公司。</p>	<p>第31条 会社の設立を申請し、本法が規定する設立条件を満たす場合は、会社登記機関がそれぞれ有限責任会社又は株式有限会社として登記する。本法が規定する設立条件を満たさない場合は、有限責任会社又は株式有限会社として登記してはならない。</p>
<p>第三十二条 公司登記事項包括： (一) 名称； (二) 住所； (三) 注册資本； (四) 經營範圍； (五) 法定代表人的姓名； (六) 有限責任公司股東、股份有限公司發起人的姓名或者名稱。 公司登記機關應當將前款規定的公司登記事項通過國家企業信用信息公示系統向社会公示。</p>	<p>第32条 会社の登記事項には、以下のものを含む。 (1) 名称 (2) 住所 (3) 登録資本 (4) 經營範圍 (5) 法定代表者の氏名 (6) 有限責任会社の株主、株式有限会社の發起人の氏名又は名称 会社登記機関は、前項に規定する会社の登記事項を、国家企業信用情報公示システムにより社会に公示しなければならない。</p>
<p>第三十三条 依法設立的公司，由公司登記機關發給公司營業</p>	<p>第33条 法に基づき設立した会社には、会社登記機関が会社の營業</p>

<p>执照。公司营业执照签发日期为公司成立日期。</p> <p>公司营业执照应当载明公司的名称、住所、注册资本、经营范围、法定代表人姓名等事项。</p> <p>公司登记机关可以发给电子营业执照。电子营业执照与纸质营业执照具有同等法律效力。</p>	<p>許可証を発行する。会社の営業許可証の発行日は、会社の設立日とする。</p> <p>営業許可証には、会社の名称、住所、登録資本、経営範囲、法定代表者の氏名等の事項を記載しなければならない。</p> <p>会社登記機関は、電子営業許可証を発行することができる。電子営業許可証は紙媒体の営業許可証と同等の法的効力を有する。</p>
<p>第三十四条</p> <p>公司登记事项发生变更的,应当依法办理变更登记。</p> <p>公司登记事项未经登记或者未经变更登记,不得对抗善意相对人。</p>	<p>第34条</p> <p>会社の登記事項に変更が生じた場合、法に基づき変更登記を行わなければならない。</p> <p>会社の登記事項が登記されておらず、又は変更登記されていない場合、善意の相手方に対抗してはならない。</p>
<p>第三十五条</p> <p>公司申请变更登记,应当向公司登记机关提交公司法定代表人签署的变更登记申请书、依法作出的变更决议或者决定等文件。</p> <p>公司变更登记事项涉及修改公司章程的,应当提交修改后的公司章程。</p> <p>公司变更法定代表人的,变更登记申请书由变更后的法定代表人签署。</p>	<p>第35条</p> <p>会社が変更登記を申請する場合、会社登記機関に会社の法定代表者が署名した変更登記申請書、法に基づいて行った変更決議又は決定等の文書を提出しなければならない。</p> <p>会社の変更登記事項が会社の定款の変更に関わる場合、改訂後の会社の定款を提出しなければならない。</p> <p>会社が法定代表人を変更する場合は、変更登記申請書に変更後の法定代表者が署名する。</p>
<p>第三十六条</p> <p>公司营业执照记载的事项发生变更的,公司办理变更登记后,由公司登记机关换发营业执照。</p>	<p>第36条</p> <p>会社の営業許可証に記載された事項に変更が生じた場合は、会社に変更登記を行った後、会社登記機関が営業許可証を再発行する。</p>
<p>第三十七条</p> <p>公司因解散、被宣告破产或者其他法定事由需要终止的,应当依法向公司登记机关申请注销登记,由公司登记机关公告公司终止。</p>	<p>第37条</p> <p>会社が、解散、破産宣告又は他の法定事由によって終了することを要する場合、法に基づき会社登記機関に登記抹消を申請しなければならない。会社登記機関が会社の終了を公告する。</p>
<p>第三十八条</p> <p>公司设立分公司,应当向公司登记机关申请登记,领取营业执照。</p>	<p>第38条</p> <p>会社が分公司を設立する場合、会社登記機関に登記を申請し、営業許可証を受領しなければならない。</p>
<p>第三十九条</p> <p>虚报注册资本、提交虚假材料或者采取其他欺诈手段隐瞒重要事实取得公司设立登记的,公司登记机关应当依照法律、行政法规的规定予以撤销。</p>	<p>第39条</p> <p>登録資本を虚偽報告し、虚偽資料を提出し、又は他の詐欺手段を用いて重要事実を隠し、会社設立登記を取得した場合、会社登記機関は、法律、行政法規の規定に基づき、取消しを行わなければならない。</p>
<p>第四十条</p> <p>公司应当按照规定通过国家企业信用信息公示系统公示下列事项:</p> <p>(一) 有限责任公司股东认缴和实缴的出资额、出资方式 and 出资日期, 股份有限公司发起人认购的股份数;</p> <p>(二) 有限责任公司股东、股份有限公司发起人的股权、股份变更信息;</p>	<p>第40条</p> <p>会社は、規定に基づき、国家企業信用情報公示システムにより以下の事項を公示しなければならない。</p> <p>(1) 有限責任会社の株主が払込みを引き受けた出資額、払込み済み出資額、出资方式、出資日、株式有限会社の発起人が購入を引き受けた株式数</p> <p>(2) 有限責任会社の株主、株式有限会社の発起人の持分、株式の変更情報</p>

<p>(三) 行政许可取得、变更、注销等信息； (四) 法律、行政法规规定的其他信息。 公司应当确保前款公示信息真实、准确、完整。</p>	<p>(3) 行政許可の取得、変更、抹消等の情報 (4) 法律、行政法規が規定する他の情報 会社は、前項の公示情報が真実で、正確で、完全であることを保証しなければならない。</p>
<p>第四十一条 公司登记机关应当优化公司登记办理流程,提高公司登记效率,加强信息化建设,推行网上办理等便捷方式,提升公司登记便利化水平。 国务院市场监督管理部门根据本法和有关法律、行政法规的规定,制定公司登记注册的具体办法。</p>	<p>第41条 会社登記機関は、会社登記手続きの流れを改善し、会社の登記効率を高め、情報化の構築を強化し、オンライン手続等の迅速便利な方法を推進し、会社の登記の利便化水準を向上させなければならない。 國務院市場監督管理部門は、本法及び関連の法律、行政法規の規定に基づき、会社の登記登録の具体的な弁法を制定する。</p>
<p>第三章 有限责任公司的设立和组织机构</p>	<p>第3章 有限責任会社の設立及び組織機構</p>
<p>第一节 设立</p>	<p>第1節 設立</p>
<p>第四十二条 有限责任公司由一个以上五十个以下股东出资设立。</p>	<p>第42条 有限責任会社は、1者以上50者以下の株主が出資して設立する。</p>
<p>第四十三条 有限责任公司设立时的股东可以签订设立协议,明确各自在公司设立过程中的权利和义务。</p>	<p>第43条 有限責任会社設立時の株主は、設立契約を締結し、各自の会社設立過程における権利及び義務を明確にすることができる。</p>
<p>第四十四条 有限责任公司设立时的股东为设立公司从事的民事活动,其法律后果由公司承受。 公司未成立的,其法律后果由公司设立时的股东承受;设立时的股东为二人以上的,享有连带债权,承担连带债务。 设立时的股东为设立公司以自己的名义从事民事活动产生的民事责任,第三人有权选择请求公司或者公司设立时的股东承担。 设立时的股东因履行公司设立职责造成他人损害的,公司或者无过错的股东承担赔偿责任后,可以向有过错的股东追偿。</p>	<p>第44条 有限責任会社設立時の株主が会社を設立するために従事する民事活動の法的結果は、会社が引き受ける。 会社が未成立の場合の法的結果は、会社設立時の株主が引き受ける。設立時の株主が2者以上の場合、連帯債権を享有し、連帯債務を負担する。 設立時の株主が会社設立のために自己の名義で民事活動に従事して生じた民事責任について、第三者は、会社又は会社設立時の株主が負うよう請求することを選択する権利を有する。 設立時の株主が会社設立の職責を履行したことにより他者に損害をもたらした場合、会社又は過誤の無い株主が賠償責任を負った後、過誤の有った株主に賠償を求めることができる。</p>
<p>第四十五条 设立有限责任公司,应当由股东共同制定公司章程。</p>	<p>第45条 有限責任会社を設立する場合、株主が共同で会社の定款を制定しなければならない。</p>
<p>第四十六条 有限责任公司章程应当载明下列事项: (一) 公司名称和住所; (二) 公司经营范围; (三) 公司注册资本; (四) 股东的姓名或者名称; (五) 股东的出资额、出资方式 and 出资日期; (六) 公司的机构及其产生办法、职权、议事规则; (七) 公司法定代表人的产生、变更办法;</p>	<p>第46条 有限責任会社の定款には、以下の事項を明記しなければならない。 (1) 会社の名称及び住所 (2) 会社の経営範囲 (3) 会社の登録資本 (4) 株主の氏名又は名称 (5) 株主の出資額、出资方式及び出资日期 (6) 会社の機構及びその選出方法、職権、議事規則</p>

<p>(八) 股东会认为需要规定的其他事项。 股东应当在公司章程上签名或者盖章。</p>	<p>(7) 会社の法定代表者の選出及び変更の方法 (8) 株主会が規定を要すると認める他の事項 株主は、会社の定款に署名し、又は捺印しなければならない。</p>
<p>第四十七条 有限责任公司的注册资本为在公司登记机关登记的全体股东认缴的出资额。全体股东认缴的出资额由股东按照公司章程的规定自公司成立之日起五年内缴足。 法律、行政法规以及国务院决定对有限责任公司注册资本实缴、注册资本最低限额、股东出资期限另有规定的，从其规定。</p>	<p>第47条 有限責任会社の登録資本は、会社登記機関に登録している全株主が払込みを引き受けた出資額とする。全株主が払込みを引き受けた出資額は、株主が会社の定款の規定に従って会社が設立された日から5年以内に満額を払い込む。 法律、行政法規及び国务院決定が、有限責任会社の払込み済み登録資本、登録資本の最低限度額、株主の出資期限について別途規定を有する場合、その規定に従う。</p>
<p>第四十八条 股东可以用货币出资，也可以用实物、知识产权、土地使用权、股权、债权等可以用货币估价并可以依法转让的非货币财产作价出资；但是，法律、行政法规规定不得作为出资的财产除外。 对作为出资的非货币财产应当评估作价，核实财产，不得高估或者低估作价。法律、行政法规对评估作价有规定的，从其规定。</p>	<p>第48条 株主は、貨幣で出資することができ、又は現物、知的財産権、土地使用権、持分、債権等の貨幣で評価することができ、且つ法に基づき譲渡可能な非貨幣財産を価値評価して出資することもできる。ただし、法律、行政法規が出資としてはならないと規定している財産を除く。 出資とする非貨幣財産は、価値評価し、財産の現物照合を行わなければならない。過大評価又は過小評価して価値を決定してはならない。法律、行政法規に、価値評価について別途規定が有る場合、その規定に従う。</p>
<p>第四十九条 股东应当按期足额缴纳公司章程规定的各自所认缴的出资额。 股东以货币出资的，应当将货币出资足额存入有限责任公司在银行开设的账户；以非货币财产出资的，应当依法办理其财产权的转移手续。 股东未按期足额缴纳出资的，除应当向公司足额缴纳外，还应当对给公司造成的损失承担赔偿责任。</p>	<p>第49条 株主は、期限どおりに、会社の定款に規定する各自が払込みを引き受けた出資額を、満額払い込まなければならない。 株主が貨幣で出資する場合は、貨幣出資の満額を有限責任会社が銀行で開設した口座に入金しなければならない。非貨幣財産で出資する場合は、法に基づきその財産権の移転手続を行わなければならない。 株主が期限どおりに満額の出資払込みを行わない場合、会社に満額を払い込まなければならないほか、会社にもたらした損失について賠償責任を負わなければならない。</p>
<p>第五十条 有限责任公司设立时，股东未按照公司章程规定实际缴纳出资，或者实际出资的非货币财产的实际价值显著低于所认缴的出资额的，设立时的其他股东与该股东在出资不足的范围内承担连带责任。</p>	<p>第50条 有限責任会社設立時に、株主が会社の定款の規定に従って実際に出資払込みを行わない場合、又は実際に出資した非貨幣財産の実質価額が払込みを引き受けた出資額を著しく下回る場合、設立時の他の株主は、出資不足の範囲において当該株主と連帯責任を負う。</p>
<p>第五十一条 有限责任公司成立后，董事会应当对股东的出资情况进行核查，发现股东未按期足额缴纳公司章程规定的出资的，应当由公司向该股东发出书面催缴书，催缴出资。 未及时履行前款规定的义务，给公司造成损失</p>	<p>第51条 有限責任会社設立後、董事会は、株主の出資状況に対して確認を行わなければならない。株主が期限どおりに会社の定款に規定する出資を満額払い込んでいないことが発覚した場合、会社から当該株主に書面で督促状を発行し、出資払込みを催促しなければならない。</p>

<p>的，负有责任的董事应当承担赔偿责任。</p>	<p>前項に規定する義務を遅滞なく履行しておらず、会社に損失をもたらした場合、責任を負う董事は賠償責任を負わなければならない。</p>
<p>第五十二条</p> <p>股东未按照公司章程规定的出资日期缴纳出资，公司依照前条第一款规定发出书面催缴书催缴出资的，可以载明缴纳出资的宽限期；宽限期自公司发出催缴书之日起，不得少于六十日。宽限期届满，股东仍未履行出资义务的，公司经董事会决议可以向该股东发出失权通知，通知应当以书面形式发出。自通知发出之日起，该股东丧失其未缴纳出资的股权。</p> <p>依照前款规定丧失的股权应当依法转让，或者相应减少注册资本并注销该股权；六个月内未转让或者注销的，由公司其他股东按照其出资比例足额缴纳相应出资。</p> <p>股东对失权有异议的，应当自接到失权通知之日起三十日内，向人民法院提起诉讼。</p>	<p>第52条</p> <p>株主が、会社の定款に規定する出資日どおりに出資を払い込んでおらず、会社が前条第1項の規定に基づいて書面の督促状を発行し、出資を催促する場合、出資払込みの猶予期間を明記することができる。猶予期間は、会社が督促状を発行した日から60日を下回ってはならない。猶予期間が満了してもなお、株主が出資義務を履行しない場合、会社は董事会決議を経て、当該株主に失権通知を発行することができる。通知は書面形式で発行されなければならない。通知が発行された日から、当該株主は出資払込みを行っていない持分を喪失する。</p> <p>前項の規定によって喪失した持分は、法に基づいて譲渡し、又は相応に登録資本を減少させ、且つ当該持分を抹消しなければならない。6ヶ月以内に譲渡せず、又は抹消しない場合、会社の他の株主がその出資比率に従って相応の出資を満額払い込む。</p> <p>株主は、失権に異議がある場合、失権通知を受領した日から30日以内に、人民法院に訴訟を提起しなければならない。</p>
<p>第五十三条</p> <p>公司成立后，股东不得抽逃出资。</p> <p>违反前款规定的，股东应当返还抽逃的出资；给公司造成损失的，负有责任的董事、监事、高级管理人员应当与该股东承担连带赔偿责任。</p>	<p>第53条</p> <p>会社設立後、株主は、出資を秘密裏に引き揚げてはならない。</p> <p>前項の規定に違反した場合、株主は秘密裏に引き揚げた出資を返還しなければならない。会社に損失をもたらした場合、責任を負う董事、監事、高級管理者は、当該株主と連帯賠償責任を負わなければならない。</p>
<p>第五十四条</p> <p>公司不能清偿到期债务的，公司或者已到期债权的债权人有权要求已认缴出资但未届出资期限的股东提前缴纳出资。</p>	<p>第54条</p> <p>会社が期限の到来した債務を弁済することができない場合、会社又は期限の到来した債権の債権者は、出資払込みを引き受けているが出資期限が到来していない株主に期限前の出資払込みを要求する権利を有する。</p>
<p>第五十五条</p> <p>有限责任公司成立后，应当向股东签发出资证明书，记载下列事项：</p> <p>（一）公司名称；</p> <p>（二）公司成立日期；</p> <p>（三）公司注册资本；</p> <p>（四）股东的姓名或者名称、认缴和实缴的出资额、出资方式 and 出资日期；</p> <p>（五）出资证明书的编号和核发日期。</p> <p>出资证明书由法定代表人签名，并由公司盖章。</p>	<p>第55条</p> <p>有限責任会社設立後、株主に出資証明書を発行し、以下の事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 会社の名称</p> <p>(2) 会社の成立日</p> <p>(3) 会社の登録資本</p> <p>(4) 株主の氏名又は名称、払込引受け額及び払込み済み出資額、出资方式、出資日</p> <p>(5) 出資証明書の番号及び発行日</p> <p>出資証明書は法定代表者が署名し、且つ会社が捺印する。</p>
<p>第五十六条</p> <p>有限责任公司应当置备股东名册，记载下列事项：</p>	<p>第56条</p> <p>有限責任会社は、以下の事項を記載した株主名簿を備え置かななければならない。</p>

<p>(一) 股东的姓名或者名称及住所； (二) 股东认缴和实缴的出资额、出资方式 and 出资日期； (三) 出资证明书编号； (四) 取得和丧失股东资格的日期。 记载于股东名册的股东，可以依股东名册主张行使股东权利。</p>	<p>(1) 株主の氏名又は名称及び住所 (2) 株主の払込引受額及び払込み済み出資額、出资方式、出資日 (3) 出資証明書番号 (4) 株主資格の取得日及び喪失日 株主名簿に記載された株主は、株主名簿に基づき株主の権利を行使することを主張することができる。</p>
<p>第五十七条 股东有权查阅、复制公司章程、股东名册、股东会会议记录、董事会会议决议、监事会会议决议和财务会计报告。 股东可以要求查阅公司会计账簿、会计凭证。股东要求查阅公司会计账簿、会计凭证的，应当向公司提出书面请求，说明目的。公司有合理根据认为股东查阅会计账簿、会计凭证有不正当目的，可能损害公司合法利益的，可以拒绝提供查阅，并应当自股东提出书面请求之日起十五日内书面答复股东并说明理由。公司拒绝提供查阅的，股东可以向人民法院提起诉讼。 股东查阅前款规定的材料，可以委托会计师事务所、律师事务所等中介机构进行。 股东及其委托的会计师事务所、律师事务所等中介机构查阅、复制有关材料，应当遵守有关保护国家秘密、商业秘密、个人隐私、个人信息等法律、行政法规的规定。 股东要求查阅、复制公司全资子公司相关材料的，适用前四款的规定。</p>	<p>第57条 株主は、会社の定款、株主名簿、株主会会議記録、董事会会議決議、监事会会議決議及び財務会計報告を閲覧し、及び複製する権利を有する。 株主は、会社の会計帳簿及び会計証憑の閲覧を要求することができる。株主は、会社の会計帳簿又は会計証憑の閲覧を求める場合、会社に書面の請求を提出し、目的を説明しなければならない。会社は、株主が会計帳簿又は会計証憑を閲覧することに不正な目的が有り、会社の合法的利益を損なう可能性があると合理的な根拠をもって認める場合、閲覧に供することを拒否することができ、且つ株主が書面請求を提出した日から15日以内に、書面にて株主に回答して理由を説明しなければならない。会社が閲覧に供することを拒否した場合、株主は人民法院に訴訟を提起することができる。 株主が前項に規定する資料を閲覧する場合、会計士事務所、弁護士事務所等の仲介機関に委託して実施することができる。 株主及び株主の委託を受けた会計士事務所、弁護士事務所等の仲介機関が関連資料を閲覧し、又は複製する場合、国家秘密、商業秘密、個人のプライバシー、個人情報等の保護に関する法律、行政法規の規定を遵守しなければならない。 株主が会社の完全子会社の関連資料の閲覧又は複製を要求する場合は、前4項の規定を適用する。</p>
<p>第二节 组织机构</p>	<p>第2節 組織機構</p>
<p>第五十八条 有限责任公司股东会由全体股东组成。股东会是公司的权力机构，依照本法行使职权。</p>	<p>第58条 有限責任会社の株主会は、全株主によって構成される。株主会は、会社の権力機構であり、本法に従って職権を行使する。</p>
<p>第五十九条 股东会行使下列职权： (一) 选举和更换董事、监事，决定有关董事、监事的报酬事项； (二) 审议批准董事会的报告； (三) 审议批准监事会的报告； (四) 审议批准公司的利润分配方案和弥补亏损方案； (五) 对公司增加或者减少注册资本作出决议； (六) 对发行公司债券作出决议；</p>	<p>第59条 株主会は、以下の職権を行使する。 (1) 董事及び監事の選挙及び交代を行い、董事及び監事に関する報酬事項を決定する。 (2) 董事会の報告を審議し、承認する。 (3) 监事会の報告を審議し、承認する。 (4) 会社の利益分配案及び欠損補填案を審議し、承認する。 (5) 会社の登録資本の増加又は減少について決議する。 (6) 社債の発行について決議する。 (7) 会社の合併、分割、解散、清算又は会社形式の変更につ</p>

<p>(七) 对公司合并、分立、解散、清算或者变更公司形式作出决议；</p> <p>(八) 修改公司章程；</p> <p>(九) 公司章程规定的其他职权。</p> <p>股东会可以授权董事会对发行公司债券作出决议。</p> <p>对本条第一款所列事项股东以书面形式一致表示同意的，可以不召开股东会会议，直接作出决定，并由全体股东在决定文件上签名或者盖章。</p>	<p>いて決議する。</p> <p>(8) 会社の定款を変更する。</p> <p>(9) 会社の定款に規定する他の職権</p> <p>株主会は、董事会に対し、社債発行について決議するよう授權することができる。</p> <p>本条第1項に掲げる事項について株主が書面形式で一致して同意を示す場合は、株主会會議を開催せずに直接決定を行うことができ、全株主が決定文書に署名し、又は捺印する。</p>
<p>第六十条</p> <p>只有一个股东的有限责任公司不设股东会。股东作出前条第一款所列事项的决定时，应当采用书面形式，并由股东签名或者盖章后置备于公司。</p>	<p>第60条</p> <p>株主が1者のみの有限責任会社は、株主会を設けない。株主が前条第1項に掲げる事項の決定を行う場合は、書面形式を採用し、且つ株主が署名し、又は捺印した後、会社に備え置かなければならない。</p>
<p>第六十一条</p> <p>首次股东会会议由出资最多的股东召集和主持，依照本法规定行使职权。</p>	<p>第61条</p> <p>初回株主会會議は、出資が最も多い株主が招集し、及び主宰し、本法の規定に従って職権を行使する。</p>
<p>第六十二条</p> <p>股东会会议分为定期会议和临时会议。</p> <p>定期会议应当按照公司章程的规定按时召开。代表十分之一以上表决权的股东、三分之一以上的董事或者监事会提议召开临时会议的，应当召开临时会议。</p>	<p>第62条</p> <p>株主会會議は、定期會議と臨時會議に分けられる。</p> <p>定期會議は、会社の定款の規定に従い、時間どおりに開催しなければならない。10分の1以上の表決権を代表する株主、3分の1以上の董事又は監事會が臨時會議の開催を提案した場合、臨時會議を開催しなければならない。</p>
<p>第六十三条</p> <p>股东会会议由董事会召集，董事长主持；董事长不能履行职务或者不履行职务的，由副董事长主持；副董事长不能履行职务或者不履行职务的，由过半数的董事共同推举一名董事主持。</p> <p>董事会不能履行或者不履行召集股东会会议职责的，由监事会召集和主持；监事会不召集和主持的，代表十分之一以上表决权的股东可以自行召集和主持。</p>	<p>第63条</p> <p>株主会會議は董事会が招集し、董事長が主宰する。董事長が職務を履行することができず、又は職務を履行しない場合、副董事長が主宰する。副董事長が職務を履行することができず、又は履行しない場合、過半数の董事が共同で推挙する1名の董事が主宰する。</p> <p>董事会が株主会會議招集の職責を履行することができず、又は履行しない場合、監事會が招集し、及び主宰する。監事會が招集せず、又は主宰しない場合、10分の1以上の表決権を代表する株主は、自ら招集し、及び主宰することができる。</p>
<p>第六十四条</p> <p>召开股东会会议，应当于会议召开十五日前通知全体股东；但是，公司章程另有规定或者全体股东另有约定的除外。</p> <p>股东会应当对所议事项的决定作成会议记录，出席会议的股东应当在会议记录上签名或者盖章。</p>	<p>第64条</p> <p>株主会會議を開催する場合、會議開催の15日前には全株主に通知しなければならない。ただし、会社の定款が別途規定を有する場合、又は全株主が別途約定を有する場合を除く。</p> <p>株主会は、審議事項の決定について會議記録を作成しなければならない。會議に出席した株主は、會議記録に署名し、又は捺印しなければならない。</p>
<p>第六十五条</p> <p>股东会会议由股东按照出资比例行使表决权；但是，公司章程另有规定的除外。</p>	<p>第65条</p> <p>株主会會議は、株主が出資比率に従って表決権を行使する。ただし、会社の定款が別途規定を有する場合を除く。</p>

<p>第六十六条</p> <p>股東会の議事方式和表決程序，除本法有規定的外，由公司章程規定。</p> <p>股東會作出決議，應當經代表過半數表決權的股東通過。</p> <p>股東會作出修改公司章程、增加或者減少註冊資本的決議，以及公司合併、分立、解散或者變更公司形式的決議，應當經代表三分之二以上表決權的股東通過。</p>	<p>第66条</p> <p>株主会の議事方式及び表決手順は、本法が別途規定を有する場合を除き、会社の定款により規定する。</p> <p>株主会が決議を行う場合、過半数の表決権を代表する株主による可決を得なければならない。</p> <p>株主会が会社の定款の変更、登録資本の増加又は減少の決議を行う場合及び会社の合併、分割、解散又は会社形式の変更を決議する場合、3分の2以上の表決権を代表する株主による可決を得なければならない。</p>
<p>第六十七条</p> <p>有限責任公司設董事會，本法第七十五條另有規定的除外。</p> <p>董事會行使下列職權：</p> <p>（一）召集股東會會議，并向股東會報告工作；</p> <p>（二）執行股東會的決議；</p> <p>（三）決定公司的經營計劃和投資方案；</p> <p>（四）制訂公司的利潤分配方案和彌補虧損方案；</p> <p>（五）制訂公司增加或者減少註冊資本以及發行公司債券的方案；</p> <p>（六）制訂公司合併、分立、解散或者變更公司形式的方案；</p> <p>（七）決定公司内部管理機構的設置；</p> <p>（八）決定聘任或者解聘公司經理及其報酬事項，并根据經理的提名決定聘任或者解聘公司副經理、財務負責人及其報酬事項；</p> <p>（九）制定公司的基本管理制度；</p> <p>（十）公司章程規定或者股東會授予的其他職權。</p> <p>公司章程對董事會職權的限制不得對抗善意相對人。</p>	<p>第67条</p> <p>有限責任会社は、董事會を設ける。ただし、本法第75條が別途規定を有する場合を除く。</p> <p>董事會は以下の職權を行使する。</p> <p>(1) 株主會會議を招集し、且つ株主會に業務の報告を行う。</p> <p>(2) 株主會の決議を執行する。</p> <p>(3) 会社の經營計画及び投資案を決定する。</p> <p>(4) 会社の利益分配案及び欠損補填案を制定する。</p> <p>(5) 会社が登録資本を増加し、又は減少させること及び社債を発行することの案を制定する。</p> <p>(6) 会社の合併、分割、解散又は会社形式變更の案を制定する。</p> <p>(7) 会社内部の管理機構の設置を決定する。</p> <p>(8) 会社の總經理の任命又は解任及び報酬事項を決定し、且つ總經理の指名に基づいて会社の副總經理、財務責任者の任用又は解任及び報酬事項を決定する。</p> <p>(9) 会社の基本的管理制度を制定する。</p> <p>(10) 会社の定款が規定し、又は株主會が付与するその他の職權 会社の定款の董事會の職權に対する制限は、善意の相手方に対抗してはならない。</p>
<p>第六十八條</p> <p>有限責任公司董事會成員為三人以上，其成員中可以由公司職工代表。職工人數三百人以上的有限責任公司，除依法設監事會並有公司職工代表的，其董事會成員中應當有公司職工代表。董事會中的職工代表由公司職工通過職工代表大會、職工大會或者其他形式民主選舉產生。</p> <p>董事會設董事長一人，可以設副董事長。董事長、副董事長的產生辦法由公司章程規定。</p>	<p>第68条</p> <p>有限責任会社の董事會構成員は3名以上とし、構成員に会社従業員代表を入れることができる。従業員数が300人以上の有限責任会社は、法に基づき監事會を設け、且つ会社従業員代表を入れている場合を除き、董事會構成員に会社従業員代表を入れなければならない。董事會の中の従業員代表は、会社従業員が従業員代表大會、従業員大會又はその他の形式により民主的に選挙して選出する。</p> <p>董事會には董事長1名を設けるものとし、副董事長を置くことができる。董事長及び副董事長の選出方法は、会社の定款が規定する。</p>
<p>第六十九條</p> <p>有限責任公司可以按照公司章程的規定在董事會中設置由董事組成的審計委員會，行使本法規定的監事會的職權，不設監事會或者監事。公司董事會成</p>	<p>第69条</p> <p>有限責任会社は、会社の定款の規定に従い、董事會の中に、董事によって構成される監査委員會を設置し、本法が規定する監事會の職權を行使し、監事會又は監事を設けないことが</p>

<p>员中的职工代表可以成为审计委员会成员。</p>	<p>できる。会社の董事会の構成員中の従業員代表は、監査委員会の構成員になることができる。</p>
<p>第七十条 董事任期由公司章程规定,但每届任期不得超过三年。董事任期届满,连选可以连任。 董事任期届满未及时改选,或者董事在任期内辞任导致董事会成员低于法定人数的,在改选出的董事就任前,原董事仍应当依照法律、行政法规和公司章程的规定,履行董事职务。 董事辞任的,应当以书面形式通知公司,公司收到通知之日辞任生效,但存在前款规定情形的,董事应当继续履行职务。</p>	<p>第70条 董事の任期は会社の定款が規定する。ただし、1期あたりの任期は3年を超えてはならない。董事の任期が満了し、再選されれば、再任することができる。 董事の任期が満了しても速やかに改選されず、又は董事が任期中に辞任して董事会構成員が法定人数を下回った場合、改選された董事が就任するまでは、元の董事が法律、行政法規及び会社の定款の規定に基づいて董事の職務を履行しなければならない。 董事が辞任する場合、書面形式で会社に通知しなければならない。ただし、前項に規定する状況が存在する場合、董事は引き続き職務を履行しなければならない。</p>
<p>第七十一条 股东会可以决议解任董事,决议作出之日解任生效。 无正当理由,在任期届满前解任董事的,该董事可以要求公司予以赔偿。</p>	<p>第71条 株主会は董事の解任を決議することができ、決議が行われた日に解任の効力が生じる。 正当な理由無く任期満了前に董事を解任した場合、当該董事は、会社に賠償を求めることができる。</p>
<p>第七十二条 董事会会议由董事长召集和主持;董事长不能履行职务或者不履行职务的,由副董事长召集和主持;副董事长不能履行职务或者不履行职务的,由过半数的董事共同推举一名董事召集和主持。</p>	<p>第72条 董事会会議は、董事長が招集し、及び主宰する。董事長が職務を履行することができず、又は職務を履行しない場合、副董事長が招集し、及び主宰する。副董事長が職務を履行することができず、又は職務を履行しない場合、過半数の董事が共同で推挙した1名の董事が招集し、及び主宰する。</p>
<p>第七十三条 董事会的议事方式和表决程序,除本法有规定的除外,由公司章程规定。 董事会会议应当有过半数的董事出席方可举行。董事会作出决议,应当经全体董事的过半数通过。 董事会决议的表决,应当一人一票。 董事会应当对所议事项的决定作成会议记录,出席会议的董事应当在会议记录上签名。</p>	<p>第73条 董事会の議事方式や表決手順は、本法が規定を有する場合を除き、会社の定款が規定する。 董事会会議は、過半数の董事の出席がなければ挙行することができない。董事会が決議を行う場合、全董事の過半数の可決を得なければならない。 董事会決議の表決は、一人一票としなければならない。 董事会は、審議事項の決定について会議記録を作成しなければならない。会議に出席した董事は、会議記録に署名しなければならない。</p>
<p>第七十四条 有限责任公司可以设经理,由董事会决定聘任或者解聘。 经理对董事会负责,根据公司章程的规定或者董事会的授权行使职权。经理列席董事会会议。</p>	<p>第74条 有限責任会社には総経理を設けることができ、董事会が任用又は解任を決定する。 総経理は董事会に対して責を負い、会社の定款の規定又は董事会の授權に基づいて職権を行使する。総経理は董事会會議に列席する。</p>
<p>第七十五条 规模较小或者股东人数较少的有限责任公司,可</p>	<p>第75条 規模が小さく、又は株主数が比較的少ない有限責任会社</p>

<p>以不设董事会，设一名董事，行使本法规定的董事会的职权。该董事可以兼任公司经理。</p>	<p>は、董事会を設けず、董事1名を設け、本法に規定する董事会の職権を行使することができる。当該董事は会社総経理を兼任することができる。</p>
<p>第七十六条 有限责任公司设监事会，本法第六十九条、第八十三条另有规定的除外。 监事会成员为三人以上。监事会成员应当包括股东代表和适当比例的公司职工代表，其中职工代表的比例不得低于三分之一，具体比例由公司章程规定。监事会中的职工代表由公司职工通过职工代表大会、职工大会或者其他形式民主选举产生。 监事会设主席一人，由全体监事过半数选举产生。监事会主席召集和主持监事会会议；监事会主席不能履行职务或者不履行职务的，由过半数的监事共同推举一名监事召集和主持监事会会议。 董事、高级管理人员不得兼任监事。</p>	<p>第76条 有限責任会社には監事会を設ける。本法第69条及び第83条が別途規定を有する場合を除く。 監事会構成員は、3名以上とする。監事会構成員には、株主代表及び適切な割合の会社従業員代表を入れなければならない、そのうち従業員代表の割合は3分の1を下回ってはならず、具体的な割合は会社の定款が規定する。監事会の中の従業員代表は、会社従業員が従業員代表大会、従業員大会又はその他の形式により民主的に選挙して選出する。 監事会には主席1名を設け、全監事の過半数の選挙により選出する。監事会主席は監事会会議を招集し、及び主宰する。監事会主席が職務を履行することができず、又は職務を履行しない場合、過半数の監事が共同で推挙した監事1名が監事会会議を招集し、及び主宰する。 董事、高級管理者は、監事を兼任してはならない。</p>
<p>第七十七条 监事的任期每届为三年。监事任期届满，连选可以连任。 监事任期届满未及时改选，或者监事在任期内辞任导致监事会成员低于法定人数的，在改选出的监事就任前，原监事仍应当依照法律、行政法规和公司章程的规定，履行监事职务。</p>	<p>第77条 監事の任期は、1期あたり3年とする。監事の任期が満了し、再選されれば、再任することができる。 監事の任期が満了しても速やかに改選されず、又は監事が任期中に辞任して監事会構成員が法定人数を下回った場合、改選された監事が就任するまでは、元の監事が法律、行政法規及び会社の定款の規定に基づいて監事の職務を履行しなければならない。</p>
<p>第七十八条 监事会行使下列职权： （一）检查公司财务； （二）对董事、高级管理人员执行职务的行为进行监督，对违反法律、行政法规、公司章程或者股东会决议的董事、高级管理人员提出解任的建议； （三）当董事、高级管理人员的行为损害公司的利益时，要求董事、高级管理人员予以纠正； （四）提议召开临时股东会会议，在董事会不履行本法规定的召集和主持股东会会议职责时召集和主持股东会会议； （五）向股东会会议提出提案； （六）依照本法第一百八十九条的规定，对董事、高级管理人员提起诉讼； （七）公司章程规定的其他职权。</p>	<p>第78条 監事会は、以下の職権を行使する。 (1) 会社の財務を検査する。 (2) 董事、高級管理者の職務執行行為を監督し、法律、行政法規、会社の定款又は株主会決議に違反した董事及び高級管理者について解任の提案を行う。 (3) 董事、高級管理者の行為が会社の利益を損なう場合に、董事、高級管理者に是正を要求する。 (4) 臨時株主会会議の開催を提案し、董事会が本法に規定する株主会会議の招集及び主宰の職責を履行しない場合に、株主会会議を招集し、及び主宰する。 (5) 株主会会議に提案を行う。 (6) 本法第189条の規定に基づき、董事及び高級管理者に対して訴訟を提起する。 (7) 会社の定款に規定する他の職権</p>
<p>第七十九条 监事可以列席董事会会议，并对董事会决议事项</p>	<p>第79条 監事は、董事会会議に列席し、且つ董事会の決議事項に対</p>

<p>提出质询或者建议。</p> <p>監事会发现公司经营情况异常，可以进行调查；必要时，可以聘请会计师事务所等协助其工作，费用由公司承担。</p>	<p>して質問又は提案を行うことができる。</p> <p>監事会は、会社の経営状況が異常であることが発覚した場合、調査することができる。必要時には、会計士事務所等を招聘して作業への協力をうけることができ、費用は会社が負担する。</p>
<p>第八十条</p> <p>監事会可以要求董事、高级管理人员提交执行职务的报告。</p> <p>董事、高级管理人员应当如实向監事会提供有关情况和資料，不得妨碍監事会或者監事行使職權。</p>	<p>第80条</p> <p>監事会は、董事、高級管理者に対し、職務執行の報告を提出することを要求することができる。</p> <p>董事、高級管理者は、事実どおりに監事会に関連の状況及び資料を提供しなければならず、監事会又は監事の職權の行使を妨害してはならない。</p>
<p>第八十一条</p> <p>監事会每年度至少召开一次会议，監事可以提议召开临时監事会会议。</p> <p>監事会的議事方式和表決程序，除本法有規定的外，由公司章程規定。</p> <p>監事会決議应当經全體監事的過半數通過。</p> <p>監事会決議的表決，应当一人一票。</p> <p>監事会应当對所議事項的決定作成會議記錄，出席會議的監事应当在會議記錄上簽名。</p>	<p>第81条</p> <p>監事会は、年度ごとに少なくとも1回の會議を開催するものとし、監事は、臨時監事会會議の開催を提案することができる。</p> <p>監事会の議事方式や表決手順は、本法に規定を有する場合を除き、会社の定款が規定する。</p> <p>監事会決議は、全監事の過半数の可決を得なければならない。</p> <p>監事会決議の表決は、一人一票としなければならない。</p> <p>監事会は、審議事項の決定について會議記録を作成しなければならず、會議に出席した監事は、會議記録に署名しなければならない。</p>
<p>第八十二条</p> <p>監事会行使職權所必需的费用，由公司承担。</p>	<p>第82条</p> <p>監事会が職權を行使するために必要な費用は、会社が負担する。</p>
<p>第八十三条</p> <p>規模较小或者股東人數較少的有限責任公司，可以不設監事会，設一名監事，行使本法規定的監事会的職權；經全體股東一致同意，也可以不設監事。</p>	<p>第83条</p> <p>規模が小さく、又は株主数が比較的少ない有限責任会社は、監事会を設けず、監事1名を設け、本法に規定する監事会の職權を行使することができる。全株主の同意を得て、監事を設けないこともできる。</p>
<p>第四章 有限責任公司的股權轉讓</p>	<p>第4章 有限責任会社の持分譲渡</p>
<p>第八十四条</p> <p>有限責任公司的股東之間可以相互轉讓其全部或者部分股權。</p> <p>股東向股東以外的人轉讓股權的，應當將股權轉讓的數量、價格、支付方式 and 期限等事項書面通知其他股東，其他股東在同等條件下有優先購買權。股東自接到書面通知之日起三十日內未答復的，視為放棄優先購買權。兩個以上股東行使優先購買權的，協商確定各自的購買比例；協商不成的，按照轉讓時各自的出資比例行使優先購買權。</p> <p>公司章程對股權轉讓另有規定的，從其規定。</p>	<p>第84条</p> <p>有限責任会社の株主の間で、全部又は一部の持分を相互に譲渡することができる。</p> <p>株主は、株主以外の者に持分を譲渡する場合、持分譲渡の数、価格、支払方法及び期限等の事項を書面にて他の株主に通知しなければならず、他の株主は同等の条件において優先購入権を有する。株主が書面通知を受領した日から30日以内に回答しない場合は、優先購入権を放棄したものとみなす。2者以上の株主が優先購入権を行使する場合、各自の購入比率を協議して確定する。協議不成立の場合、譲渡時の各自の出資比率に従って優先購入権を行使する。</p> <p>会社の定款が持分譲渡に対して別途規定を有する場合、その規定に従う。</p>
<p>第八十五条</p> <p>人民法院依照法律規定的強制執行程序轉讓股</p>	<p>第85条</p> <p>人民法院は、法律の規定に基づく強制執行手続により株主</p>

<p>东的股权时,应当通知公司及全体股东,其他股东在同等条件下有优先购买权。其他股东自人民法院通知之日起满二十日不行使优先购买权的,视为放弃优先购买权。</p>	<p>の持分を譲渡する場合、会社及び全株主に通知しなければならない、他の株主は同等の条件において優先購入権を有する。他の株主が人民法院の通知日から満20日以内に優先購入権を行使しない場合、優先購入権を放棄したものとみなす。</p>
<p>第八十六条</p> <p>股东转让股权的,应当书面通知公司,请求变更股东名册;需要办理变更登记的,并请求公司向公司登记机关办理变更登记。公司拒绝或者在合理期限内不予答复的,转让人、受让人可以依法向人民法院提起诉讼。</p> <p>股权转让的,受让人自记载于股东名册时起可以向公司主张行使股东权利。</p>	<p>第86条</p> <p>株主が持分を譲渡する場合、書面にて会社に通知し、株主名簿の変更を請求しなければならない。変更登記手続きを要する場合は、併せて会社の登記機関での変更登記手続きを会社に請求しなければならない。会社が拒否し、又は合理的な期限内に回答しない場合、譲渡人及び譲受人は、法に基づき人民法院に訴訟を提起することができる。</p> <p>持分を譲渡する場合、譲受人は、株主名簿に記載された時から、会社に対して株主の権利を行使することを主張することができる。</p>
<p>第八十七条</p> <p>依照本法转让股权后,公司应当及时注销原股东的出资证明书,向新股东签发出资证明书,并相应修改公司章程和股东名册中有关股东及其出资额的记载。对公司章程的该项修改不需再由股东会表决。</p>	<p>第87条</p> <p>本法に従って持分を譲渡した後、会社は速やかに元の株主の出資証明書を抹消し、新株主に出資証明書を発行すると共に、会社の定款並びに株主名簿中の株主及びその出資額に関する記載を変更しなければならない。会社の定款の当該変更は、再度株主会の表決をする必要はない。</p>
<p>第八十八条</p> <p>股东转让已认缴出资但未届出资期限的股权的,由受让人承担缴纳该出资的义务;受让人未按期足额缴纳出资的,转让人对受让人未按期缴纳的出资承担补充责任。</p> <p>未按照公司章程规定的出资日期缴纳出资或者作为出资的非货币财产的实际价额显著低于所认缴的出资额的股东转让股权的,转让人与受让人在出资不足的范围內承担连带责任;受让人不知道且不应知道存在上述情形的,由转让人承担责任。</p>	<p>第88条</p> <p>株主が、払込みを引き受けたが出資期限が到来していない持分を譲渡する場合、譲受人が当該出資を払い込む義務を負う。譲受人が期限どおりに満額の出資払込みを行わない場合、譲渡人は、譲受人が期限どおりに払込みを行わない出資に対して補填責任を負う。</p> <p>会社の定款に規定する出資日どおりに出資払込みを行わない場合、又は出資とする非貨幣財産の実質価額が払込みを引き受けた出資額を著しく下回る株主が持分を譲渡する場合、譲渡人と譲受人は、出資不足の範囲内において連帯責任を負う。上記の状況が存在することを譲受人が知らず、且つ知り得ない場合は、譲渡人が責任を負う。</p>
<p>第八十九条</p> <p>有下列情形之一的,对股东会该项决议投反对票的股东可以请求公司按照合理的价格收购其股权:</p> <p>(一) 公司连续五年不向股东分配利润,而公司该五年连续盈利,并且符合本法规定的分配利润条件;</p> <p>(二) 公司合并、分立、转让主要财产;</p> <p>(三) 公司章程规定的营业期限届满或者章程规定的其他解散事由出现,股东会通过决议修改章程使公司存续。</p> <p>自股东会决议作出之日起六十日内,股东与公司</p>	<p>第89条</p> <p>以下の状況のいずれかに該当する場合、株主会の当該決議に反対票を投じた株主は、会社に対し、合理的な価格で当該株主の持分を買い取るよう請求することができる。</p> <p>(1) 会社が5年連続で株主に利益を分配せず、会社が当該5年間において連続で利益を上げ、且つ本法に規定する利益分配条件を満たすとき</p> <p>(2) 会社が合併、分割、又は主要財産の譲渡を行ったとき</p> <p>(3) 会社の定款に規定する営業期間が満了し、又は定款に規定するその他の解散事由が生じ、株主会が定款を変更して会社を存続させることを可決する決議を行ったとき</p>

<p>不能达成股权收购协议的,股东可以自股东会决议作出之日起九十日内向人民法院提起诉讼。</p> <p>公司的控股股东滥用股东权利,严重损害公司或者其他股东利益的,其他股东有权请求公司按照合理的价格收购其股权。</p> <p>公司因本条第一款、第三款规定的情形收购的本公司股权,应当在六个月内依法转让或者注销。</p>	<p>株主会が決議を行った日から60日以内に、株主と会社が持分買取合意に至らない場合、株主は、株主会決議が行われた日から90日以内に、人民法院に訴訟を提起することができる。</p> <p>会社の支配株主が株主の権利を濫用し、会社又は他の株主の利益を著しく損なった場合、他の株主は会社に対し、合理的な価格で当該他の株主の持分を買い取るよう請求する権利を有する。</p> <p>会社が本条第1項、第3項に規定する状況により自社の持分を買い取る場合、6ヶ月以内に、法に基づき譲渡し、又は抹消しなければならない。</p>
<p>第九十条</p> <p>自然人股东死亡后,其合法继承人可以继承股东资格;但是,公司章程另有规定的除外。</p>	<p>第90条</p> <p>自然人株主が死亡した後、同人の合法的な相続人は、株主資格を相続することができる。ただし、会社の定款が別途規定を有する場合を除く。</p>
<p>第五章 股份有限公司的设立和组织机构</p>	<p>第5章 株式有限会社の設立及び組織機構</p>
<p>第一节 设立</p>	<p>第1節 設立</p>
<p>第九十一条</p> <p>设立股份有限公司,可以采取发起设立或者募集设立的方式。</p> <p>发起设立,是指由发起人认购设立公司时应发行的全部股份而设立公司。</p> <p>募集设立,是指由发起人认购设立公司时应发行股份的一部分,其余股份向特定对象募集或者向社会公开募集而设立公司。</p>	<p>第91条</p> <p>株式有限会社の設立は、発起設立又は募集設立の方式を採ることができる。</p> <p>発起設立とは、発起人が会社設立時に発行すべき全ての株式を引き受けて会社を設立することを指す。</p> <p>募集設立とは、発起人が会社設立時に発行すべき株式の一部を引き受け、残りの株式は特定の对象に募集するか若しくは社会に公開募集して会社を設立することを指す。</p>
<p>第九十二条</p> <p>设立股份有限公司,应当有一人以上二百人以下作为发起人,其中应当有半数以上的发起人在中华人民共和国境内有住所。</p>	<p>第92条</p> <p>株式有限会社の設立には、1人以上200人以下を発起人とし、そのうち半数以上の発起人が中華人民共和國の国内に住所を持っていないなければならない。</p>
<p>第九十三条</p> <p>股份有限公司发起人承担公司筹办事务。</p> <p>发起人应当签订发起人协议,明确各自在公司设立过程中的权利和义务。</p>	<p>第93条</p> <p>株式有限会社の発起人は、会社の開設準備業務を担当する。</p> <p>発起人は、発起人協議を締結し、会社設立過程における各自の権利と義務を明確にしなければならない。</p>
<p>第九十四条</p> <p>设立股份有限公司,应当由发起人共同制订公司章程。</p>	<p>第94条</p> <p>株式有限会社の設立は、発起人が共同で会社の定款を制定しなければならない。</p>
<p>第九十五条</p> <p>股份有限公司章程应当载明下列事项:</p> <p>(一) 公司名称和住所;</p> <p>(二) 公司经营范围;</p> <p>(三) 公司设立方式;</p> <p>(四) 公司注册资本、已发行的股份数和设立时发行的股份数,面额股的每股金额;</p> <p>(五) 发行类别股的,每一类别股的股份数及其权利和义务;</p>	<p>第95条</p> <p>株式有限会社の定款には、以下の事項を明記しなければならない。</p> <p>(1) 会社の名称及び住所</p> <p>(2) 会社の経営範囲</p> <p>(3) 会社の設立方式</p> <p>(4) 会社の登録資本、発行済株式数及び設立時に発行した株式数、額面株式の1株当たりの金額</p> <p>(5) 種類別株を発行する場合、1種別あたりの株式数及びその</p>

<p>(六) 发起人的姓名或者名称、认购的股份数、出资方式；</p> <p>(七) 董事会的组成、职权和议事规则；</p> <p>(八) 公司法定代表人的产生、变更办法；</p> <p>(九) 监事会的组成、职权和议事规则；</p> <p>(十) 公司利润分配办法；</p> <p>(十一) 公司的解散事由与清算办法；</p> <p>(十二) 公司的通知和公告办法；</p> <p>(十三) 股东会认为需要规定的其他事项。</p>	<p>権利と義務</p> <p>(6) 發起人の氏名又は名称、引受けた株式数、出资方式</p> <p>(7) 董事会の構成、職権及び議事規則</p> <p>(8) 会社法定代表者の選出、変更方法</p> <p>(9) 監事会の構成、職権及び議事規則</p> <p>(10) 会社の利益分配方法</p> <p>(11) 会社の解散事由と清算方法</p> <p>(12) 会社の通知及び公告方法</p> <p>(13) 株主会が規定を要すると認めるその他の事項</p>
<p>第九十六条</p> <p>股份有限公司的注册资本为在公司登记机关登记的已发行股份的股本总额。在发起人认购的股份缴足前，不得向他人募集股份。</p> <p>法律、行政法规以及国务院决定对股份有限公司注册资本最低限额另有规定的，从其规定。</p>	<p>第96条</p> <p>株式有限会社の登録資本は、会社登記機関に登録された発行済み株式の株式総額である。発起人が引受ける株式が満額払い込まれるまで、他者に株式を募集してはならない。</p> <p>法律、行政法規及び国務院決定が株式有限会社の登録資本の最低限度額について別途規定を有する場合は、その規定に従う。</p>
<p>第九十七条</p> <p>以发起设立方式设立股份有限公司的，发起人应当认足公司章程规定的公司设立时应发行的股份。</p> <p>以募集设立方式设立股份有限公司的，发起人认购的股份不得少于公司章程规定的公司设立时应发行股份总数的百分之三十五；但是，法律、行政法规另有规定的，从其规定。</p>	<p>第97条</p> <p>發起設立方式で株式有限会社を設立する場合、発起人は、会社の定款に規定する会社設立時に発行すべき株式を満額引き受けなければならない。</p> <p>募集設立方式で株式有限会社を設立する場合、発起人が引受ける株式は、会社の定款に規定する、会社設立時に発行すべき株式総数の35%を下回ってはならない。ただし、法律、行政法規が別途規定を有する場合は、その規定に従う。</p>
<p>第九十八条</p> <p>发起人应当在公司成立前按照其认购的股份全额缴纳股款。</p> <p>发起人的出资，适用本法第四十八条、第四十九条第二款关于有限责任公司股东出资的规定。</p>	<p>第98条</p> <p>発起人は、会社成立前に、その引受けた株式の全額を株式代金として納付しなければならない。</p> <p>発起人の出資には、本法第48条、第49条第2項の、有限責任会社の株主出資に関する規定を適用する。</p>
<p>第九十九条</p> <p>发起人 not 按照其认购的股份缴纳股款，或者作为出资的非货币财产的实际价额显著低于所认购的股份的，其他发起人与该发起人在出资不足的范围内承担连带责任。</p>	<p>第99条</p> <p>発起人がその引受ける株式どおりに株式代金を納付しない場合、又は出資とする非貨幣財産の実質価額が引受ける株式を顕著に下回る場合、その他の発起人は当該発起人と、出資不足の範囲内で連帯責任を負う。</p>
<p>第一百条</p> <p>发起人向社会公开募集股份，应当公告招股说明书，并制作认股书。认股书应当载明本法第一百五十四条第二款、第三款所列事项，由认股人填写认购的股份数、金额、住所，并签名或者盖章。认股人应当按照所认购股份足额缴纳股款。</p>	<p>第100条</p> <p>発起人が株式を社会に公開募集する場合、株式募集説明書を公告し、株式引受書を作成しなければならない。株式引受書には、本法第154条第2項、第3項に掲げる項目を記載し、引受人が引受けた株式数、金額、住所を記入して署名又は捺印しなければならない。引受人は、引受けた株式の満額の株式代金を納付しなければならない。</p>
<p>第一百零一条</p> <p>向社会公开募集股份的股款缴足后，应当经依法设立的验资机构验资并出具证明。</p>	<p>第101条</p> <p>社会に公開募集した株式の代金が満額納付された後、法に基づき設立された出資金検査機関により出資金を検査し、証</p>

	明書を発行しなければならない。
<p>第一百零二条</p> <p>股份有限公司应当制作股东名册并置备于公司。股东名册应当记载下列事项：</p> <p>（一）股东的姓名或者名称及住所；</p> <p>（二）各股东所认购的股份种类及股份数；</p> <p>（三）发行纸面形式的股票的，股票的编号；</p> <p>（四）各股东取得股份的时间。</p>	<p>第102条</p> <p>株式有限会社は、株主名簿を作成して会社に備え付けなければならない。株主名簿には、以下の事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 株主の氏名又は名称及び住所</p> <p>(2) 各株主が引受ける株式の種類及び株式数</p> <p>(3) 紙面形式の株式を発行する場合、株式の番号</p> <p>(4) 各株主が株式を取得した期日</p>
<p>第一百零三条</p> <p>募集设立股份有限公司的发起人应当自公司设立时应发行股份的股款缴足之日起三十日内召开公司成立大会。发起人应当在成立大会召开十五日前将会议日期通知各认股人或者予以公告。成立大会应当有持有表决权过半数的认股人出席，方可举行。</p> <p>以发起设立方式设立股份有限公司成立大会的召开和表决程序由公司章程或者发起人协议规定。</p>	<p>第103条</p> <p>株式有限会社を募集設立する発起人は、会社設立時に発行すべき株式の株式代金を満額納付した日から30日以内に会社設立総会を開催しなければならない。発起人は、設立総会開催の15日前までに、会議日を各引受人に通知するか若しくは公告しなければならない。設立総会は、表決権を有する過半数の引受人の出席を得た上で挙行できるものとする。</p> <p>発起設立方式で株式有限会社を設立する場合の設立総会の開催及び表決手順は、会社の定款又は発起人協議により規定する。</p>
<p>第一百零四条</p> <p>公司成立大会行使下列职权：</p> <p>（一）审议发起人关于公司筹办情况的报告；</p> <p>（二）通过公司章程；</p> <p>（三）选举董事、监事；</p> <p>（四）对公司的设立费用进行审核；</p> <p>（五）对发起人非货币财产出资的作价进行审核；</p> <p>（六）发生不可抗力或者经营条件发生重大变化直接影响公司设立的，可以作出不设立公司的决议。</p> <p>成立大会对前款所列事项作出决议，应当经出席会议的认股人所持表决权过半数通过。</p>	<p>第104条</p> <p>会社成立総会は、以下の職権を行使する。</p> <p>(1) 会社の開設状況に関する発起人の報告書の審議</p> <p>(2) 会社の定款の採択</p> <p>(3) 董事、監事の選挙</p> <p>(4) 会社の設立費用に対する審査</p> <p>(5) 発起人が非貨幣財産で出資したときの価格決定の審査</p> <p>(6) 不可抗力が発生し、又は経営条件に重大な変化が発生し、会社の設立に直接影響を与える場合は、会社を設立しないことを決議することができる。</p> <p>設立総会は、前項に掲げる事項について決議を行う場合、会議に出席した引受人の保有表決権の過半数を以て可決するものとする。</p>
<p>第一百零五条</p> <p>公司设立时应发行的股份未募足，或者发行股份的股款缴足后，发起人在三十日内未召开成立大会的，认股人可以按照所缴股款并加算银行同期存款利息，要求发起人返还。</p> <p>发起人、认股人缴纳股款或者交付非货币财产出资后，除未按期募足股份、发起人未按期召开成立大会或者成立大会决议不设立公司的情形外，不得抽回其股本。</p>	<p>第105条</p> <p>会社設立時に発行すべき株式が未だ満額募集されていない、又は発行株式の株式代金が満額納付された後、発起人が30日以内に内に設立総会を開催しない場合、引受人は、納付する株式代金に銀行の同期の預金利息を加算して、発起人に返還を求めることができる。</p> <p>発起人、引受人が株式代金を納付した後、又は非貨幣財産を引き渡して出資した後、期限どおりに株式を満額募集できていない場合、発起人が期限どおりに設立総会を開催していない、又は設立総会が会社を設立しないよう決議した場合を除き、その株式を回収してはならない。</p>
<p>第一百零六条</p> <p>董事会应当授权代表，于公司成立大会结束后三</p>	<p>第106条</p> <p>董事会は代表に授權し、会社設立総会終了後30日以内に、</p>

十日内向公司登记机关申请设立登记。	会社登記機関に設立登記を申請しなければならない。
第一百零七条 本法第四十四条、第四十九条第三款、第五十一条、第五十二条、第五十三条的规定，适用于股份有限公司。	第107条 本法第44条、第49条第3項、第51条、第52条、第53条の規定は、株式有限会社に適用する。
第一百零八条 有限责任公司变更为股份有限公司时，折合的实收股本总额不得高于公司净资产额。有限责任公司变更为股份有限公司，为增加注册资本公开发行股份时，应当依法办理。	第108条 有限責任社を株式有限会社に変更する場合、換算した払込株式総額が会社の純資産額を上回ってはならない。有限責任社を株式有限会社に変更し、登録資本の増加のために株式を公開発行株式する場合、法に基づき処理しなければならない。
第一百零九条 股份有限公司应当将公司章程、股东名册、股东会会议记录、董事会会议记录、监事会会议记录、财务会计报告、债券持有人名册置备于本公司。	第109条 株式有限会社は、会社の定款、株主名簿、株主会議事録、董事会議事録、監事会議事録、財務会計報告書、債券保有者名簿を、自社に備えておかなければならない。
第一百一十条 股东有权查阅、复制公司章程、股东名册、股东会会议记录、董事会会议决议、监事会会议决议、财务会计报告，对公司的经营提出建议或者质询。 连续一百八十日以上单独或者合计持有公司百分之三以上股份的股东要求查阅公司的会计账簿、会计凭证的，适用本法第五十七条第二款、第三款、第四款的规定。公司章程对持股比例有较低规定的，从其规定。 股东要求查阅、复制公司全资子公司相关材料的，适用前两款的规定。 上市公司股东查阅、复制相关材料的，应当遵守《中华人民共和国证券法》等法律、行政法规的规定。	第110条 株主は、会社の定款、株主名簿、株主会議事録、董事會會議の決議、監事會會議の決議、財務會計報告書を閲覧、複製し、会社の経営に対して提案や質問を提出する権利を有する。 180日以上連続で単独又は合計で会社の3%以上の株式を有する株主が、会社の会計帳簿、会計証憑の閲覧を要求する場合、本法第57条第2項、第3項、第4項の規定を適用する。会社の定款が持株比率について低い規定を有する場合、その規定に従う。 株主が会社の完全子会社に関する資料の閲覧、複製を求めるとき、前2項の規定を適用する。 上場会社の株主が関連の資料を閲覧、複製する場合、『中華人民共和國証券法』等の法律、行政法規の規定を遵守しなければならない。
第二节 股东会	第2節 株主会
第一百一十一条 股份有限公司股东会由全体股东组成。股东会是公司的权力机构，依照本法行使职权。	第111条 株式有限会社の株主会は、全株主によって構成される。株主会は会社の権力機関であり、本法に従って職権を行使する。
第一百一十二条 本法第五十九条第一款、第二款关于有限责任公司股东会职权的规定，适用于股份有限公司股东会。 本法第六十条关于只有一个股东的有限责任公司不设股东会的规定，适用于只有一个股东的股份有限公司。	第112条 本法第59条第1項、第2項の有限責任会社の株主会の職権に関する規定は、株式有限会社の株主会に適用する。 本法第60条の、株主が1者のみの有限責任会社には株主会を設けない規定は、株主が1者のみの株式有限会社に適用する。
第一百一十三条 股东会应当每年召开一次年会。有下列情形之一的，应当在两个月内召开临时股东会会议： （一）董事人数不足本法规定人数或者公司章程所定人数的三分之二时； （二）公司未弥补的亏损达股本总额三分之一时； （三）单独或者合计持有公司百分之十以上股份的股东请求时；	第113条 株主会は毎年1回年次総会を開催しなければならない。以下の状況のいずれかに該当する場合、2か月以内に臨時株主会會議を開催しなければならない。 (1) 董事の人数が本法の規定する人数、又は会社の定款に定める人数の3分の2に満たない場合。 (2) 会社の未補填の損失が株式総額の3分の2に達したとき。 (3) 単独又は合計で会社の10%以上の株式を保有する株主が

<p>(四) 董事会认为必要时； (五) 监事会提议召开时； (六) 公司章程规定的其他情形。</p>	<p>請求する場合。 (4) 董事会が必要と認める場合。 (5) 监事会が開催を提議した場合。 (6) 会社の定款に規定する他の状況。</p>
<p>第一百一十四条 股东会会议由董事会召集，董事长主持；董事长不能履行职务或者不履行职务的，由副董事长主持；副董事长不能履行职务或者不履行职务的，由过半数的董事共同推举一名董事主持。 董事会不能履行或者不履行召集股东会会议职责的，监事会应当及时召集和主持；监事会不召集和主持的，连续九十日以上单独或者合计持有公司百分之十以上股份的股东可以自行召集和主持。 单独或者合计持有公司百分之十以上股份的股东请求召开临时股东大会会议的，董事会、监事会应当在收到请求之日起十日内作出是否召开临时股东大会会议的决定，并书面答复股东。</p>	<p>第114条 株主会会議は董事会が招集し、董事長が主宰する。董事長が職務を履行し得ない場合、又は履行しない場合、副董事長が主宰する。副董事長が職務を履行し得ない場合、又は履行しない場合、過半数の董事が共同で推挙した董事1名が主宰する。 董事会が株主会会議の職責を履行し得ない場合、又は履行しない場合、監事会は、速やかに招集、主宰しなければならない。監事会が招集、主宰しない場合、90日以上連続で単独又は合計で会社の10%以上の株式を保有する株主は、自ら招集、主宰することができる。 単独又は合計で会社の10%以上の株式を保有する株主が臨時株主会会議の開催を請求した場合、董事会、監事会は、請求を受領した日から10日以内に、臨時株主会会議を開催するか否か決定し、書面にて株主に回答しなければならない。</p>
<p>第一百一十五条 召开股东会会议，应当将会议召开的时间、地点和审议的事项于会议召开二十日前通知各股东；临时股东大会会议应当于会议召开十五日前通知各股东。 单独或者合计持有公司百分之一以上股份的股东，可以在股东会会议召开十日前提出临时提案并书面提交董事会。临时提案应当有明确议题和具体决议事项。董事会应当在收到提案后二日内通知其他股东，并将该临时提案提交股东会审议；但临时提案违反法律、行政法规或者公司章程的规定，或者不属于股东会职权范围的除外。公司不得提高提出临时提案股东的持股比例。 公开发行股份的公司，应当以公告方式作出前两款规定的通知。 股东会不得对通知中未列明的事项作出决议。</p>	<p>第115条 株主会会議を開催する場合、会議開催の20日前までに、会議の開催時間、場所、審議項目を各株主に通知しなければならない。臨時株主会会議は、会議開催の15日前までに、各株主に通知しなければならない。 単独又は合計で会社の1%以上の株式を保有する株主は、株主会会議開催の10日前までに、臨時提案を提起、書面にて董事会に提出することができる。臨時提案は、明確な議題と具体的な決議事項がなければならない。董事会は、提案を受領した後2日以内に他の株主に通知し、併せて当該臨時提案を株主会の審議に供さなければならない。ただし、臨時提案が法律、行政法规又は会社の定款の規定に違反している場合、又は株主会の職権範囲に該当しない場合を除く。会社は、臨時提案を提出した株主の持ち株比率を引き上げてはならない。 株式を公開発行する会社は、公告方式により前2項に規定する通知を発行しなければならない。 株主会は、通知中に記載のない項目について決議を下してはならない。</p>
<p>第一百一十六条 股东出席股东会会议，所持每一股份有一表决权，类别股股东除外。公司持有的本公司股份没有表决权。 股东会作出决议，应当经出席会议的股东所持表决权过半数通过。 股东会作出修改公司章程、增加或者减少注册资</p>	<p>第116条 株主が株主会会議に出席する場合、一株式あたりひとつの表決権を有する。種別株の株主を除く。会社は保有する自社の株式には、表決権がない。 株主会が決議を下す場合、会議に出席した株主が保有する表決権の過半数を以て可決するものとする。 株主会が会社の定款の変更、登録資本の増加又は減少の決</p>

<p>本の決議，以及公司合并、分立、解散或者变更公司形式的决议，应当经出席会议的股东所持表决权的三分之二以上通过。</p>	<p>議を下す場合、及び会社の合併、分割、解散又は会社形式の変更を決議する場合、會議に出席した株主の保有表決権の3分の2以上を以て可決する。</p>
<p>第一百一十七条 股东会选举董事、监事，可以按照公司章程的规定或者股东会的决议，实行累积投票制。 本法所称累积投票制，是指股东会选举董事或者监事时，每一股份拥有与应选董事或者监事人数相同的表决权，股东拥有的表决权可以集中使用。</p>	<p>第117条 株主会が董事、監事を選挙する場合、会社の定款の規定又は株主会の決議に従って、累積投票制を実施することができる。 本法でいうところの累積投票制とは、株主会が董事又は監事を選挙する際に、一株式が専任する董事又は監事の人数と同じ表決権を保有し、株主が保有する表決権は集めて使用できることを指す。</p>
<p>第一百一十八条 股东委托代理人出席股东会会议的，应当明确代理人代理的事项、权限和期限；代理人应当向公司提交股东授权委托书，并在授权范围内行使表决权。</p>	<p>第118条 株主が代理人に委託して株主会會議に出席する場合、代理人が代理する事項、権限及び期限を明確にしなければならない。代理人は、会社に株主授權委託書を提出し、授權の範囲内で表決権を行使する。</p>
<p>第一百一十九条 股东会应当对所议事项的决定作成会议记录，主持人、出席会议的董事应当在会议记录上签名。会议记录应当与出席股东的签名册及代理出席的委托书一并保存。</p>	<p>第119条 株主会は、審議事項の決定について會議記録を作成しなければならない。主宰者及び會議に出席した董事は、會議記録に署名しなければならない。議事録は出席株主の出席名簿及び代理出席した委託書とともに保存しなければならない。</p>
<p>第三节 董事会、经理</p>	<p>第3節 董事会、總經理</p>
<p>第一百二十条 股份有限公司设董事会，本法第一百二十八条另有规定的除外。 本法第六十七条、第六十八条第一款、第七十条、第七十一条的规定，适用于股份有限公司。</p>	<p>第120条 株式有限会社には董事会を設ける。本法第128条に別途規定を有する場合を除く。 本法第67条、第68条第1項、第70条、第71条の規定は、株式有限会社に適用する。</p>
<p>第一百二十一条 股份有限公司可以按照公司章程的规定在董事会中设置由董事组成的审计委员会，行使本法规定的监事会的职权，不设监事会或者监事。 审计委员会成员为三名以上，过半数成员不得在公司担任除董事以外的其他职务，且不得与公司存在任何可能影响其独立客观判断的关系。公司董事会成员中的职工代表可以成为审计委员会成员。 审计委员会作出决议，应当经审计委员会成员的过半数通过。 审计委员会决议的表决，应当一人一票。 审计委员会的议事方式和表决程序，除本法有规定的外，由公司章程规定。 公司可以按照公司章程的规定在董事会中设置其他委员会。</p>	<p>第121条 株式有限会社は、会社の定款の規定に従い、董事会中に董事により構成される監査委員会を設置して本法に規定する監事会の職権を行使し、監事会又は監事を設けないことができる。 監査委員会構成員は3名以上とし、構成員の過半数が会社において董事以外のその他の職務を担当してはならず、且つ会社との間に、その独立で客観的な判断に影響を与える何らかの関係があってはならない。会社董事会構成員中の従業員代表は、監査委員会の構成員になることができる。 監査委員会が決議を下す場合、監査委員会構成員の過半数を以て可決する。 監査委員会の決議の表决は、一人一票としなければならない。 監査委員会の議事方式や表決手順は、本法が別途規定を有する場合を除き、会社の定款により規定する。 会社は、会社の定款の規定に従い、董事会中にその他の委員会を設置することができる。</p>

<p>第一百二十二条</p> <p>董事会设董事长一人，可以设副董事长。董事长和副董事长由董事会以全体董事的过半数选举产生。</p> <p>董事长召集和主持董事会会议，检查董事会决议的实施情况。副董事长协助董事长工作，董事长不能履行职务或者不履行职务的，由副董事长履行职务；副董事长不能履行职务或者不履行职务的，由过半数的董事共同推举一名董事履行职务。</p>	<p>第122条</p> <p>董事会は董事長1名を設けるものとし、副董事長を設けることができる。董事長や副董事長は、董事会が全董事の過半数により選挙、発生する。</p> <p>董事長は董事会會議を招集、主宰し、董事会決議の実施状況を検査する。副董事長は董事長の業務に協力し、董事長が職務を履行し得ない場合、又は履行しない場合、副董事長が職務を履行する。副董事長が職務を履行し得ない場合、又は履行しない場合、過半数の董事が共同で推挙した董事1名が職務を履行する。</p>
<p>第一百二十三条</p> <p>董事会每年度至少召开两次会议，每次会议应当于会议召开十日前通知全体董事和监事。</p> <p>代表十分之一以上表决权的股东、三分之一以上董事或者监事会，可以提议召开临时董事会会议。董事长应当自接到提议后十日内，召集和主持董事会会议。</p> <p>董事会召开临时会议，可以另定召集董事会的通知方式和通知时限。</p>	<p>第123条</p> <p>董事会は毎年度少なくとも2回會議を開催し、毎回開催の10日前までに、全董事及び監事に通知する。</p> <p>10分の1以上の表決権を代表する株主、3分の1以上の董事又は監事会は、臨時董事会會議の開催を提起することができる。董事長は、提案を受けた後10日以内に、董事会會議を招集、主宰しなければならない。</p> <p>董事会が臨時會議を開催する場合、董事会を開催する通知方式や通知期限を別途定めることができる。</p>
<p>第一百二十四条</p> <p>董事会会议应当有过半数的董事出席方可举行。董事会作出决议，应当经全体董事的过半数通过。</p> <p>董事会决议的表决，应当一人一票。</p> <p>董事会应当对所议事项的决定作成会议记录，出席会议的董事应当在会议记录上签名。</p>	<p>第124条</p> <p>董事会會議は、過半数の董事の出席により举行できる。董事会が決議を下す場合、全董事の過半数を以て可決する。</p> <p>董事会決議の表決は、一人一票としなければならない。</p> <p>董事会は、審議事項の決定について會議記録を作成しなければならない。會議に出席した董事は、會議記録に署名しなければならない。</p>
<p>第一百二十五条</p> <p>董事会会议，应当由董事本人出席；董事因故不能出席，可以书面委托其他董事代为出席，委托书应当载明授权范围。</p> <p>董事应当对董事会的决议承担责任。董事会的决议违反法律、行政法规或者公司章程、股东会决议，给公司造成严重损失的，参与决议的董事对公司负赔偿责任；经证明在表决时曾表明异议并记载于会议记录的，该董事可以免除责任。</p>	<p>第125条</p> <p>董事会會議は、董事本人が出席するものとする。董事が事情により出席できない場合、書面にて他の董事に代理出席を委託することができ、委託書には授權範囲を明記しなければならない。</p> <p>董事は董事会の決議に対して責任を負わなければならない。董事会の決議が法律、行政法規又は会社の定款、株主會議に違反し、会社に重大な損失をまねく場合、決議に参画した董事は、会社に対して賠償責任を負う。証明の結果表決時に異議を表明し、議事録にその記載がある場合、当該董事は責任を免除することができる。</p>
<p>第一百二十六条</p> <p>股份有限公司设经理，由董事会决定聘任或者解聘。</p> <p>经理对董事会负责，根据公司章程的规定或者董事会的授权行使职权。经理列席董事会会议。</p>	<p>第126条</p> <p>株式有限会社には総経理を設け、董事会が任用又は解雇を決定する。</p> <p>総経理は董事会に対して責を負い、会社の定款の規定又は董事会の授權に基づいて職権を行使する。総経理は董事会會議に列席する。</p>
<p>第一百二十七条</p> <p>公司董事会可以决定由董事会成员兼任经理。</p>	<p>第127条</p> <p>会社董事会は、董事会構成員の総経理兼任を決定すること</p>

	ができる。
<p>第一百二十八条</p> <p>規模较小或者股东人数较少的股份有限公司,可以不设董事会,设一名董事,行使本法规定的董事会的职权。该董事可以兼任公司经理。</p>	<p>第128条</p> <p>規模が小さく、又は株主数が比較的少ない株式有限会社は、董事会を設けず、董事1名を設け、本法に規定する董事会の職権を行使することができる。当該董事は会社総経理を兼任することができる。</p>
<p>第一百二十九条</p> <p>公司应当定期向股东披露董事、监事、高级管理人员从公司获得报酬的情况。</p>	<p>第129条</p> <p>会社は、定期的に、董事、監事、高級管理者が会社から得ている報酬の状況を株主に開示しなければならない。</p>
<p>第四节 监事会</p>	<p>第4節 监事会</p>
<p>第一百三十条</p> <p>股份有限公司设监事会,本法第一百二十一条第一款、第一百三十三条另有规定的除外。</p> <p>监事会成员为三人以上。监事会成员应当包括股东代表和适当比例的公司职工代表,其中职工代表的比例不得低于三分之一,具体比例由公司章程规定。监事会中的职工代表由公司职工通过职工代表大会、职工大会或者其他形式民主选举产生。</p> <p>监事会设主席一人,可以设副主席。监事会主席和副主席由全体监事过半数选举产生。监事会主席召集和主持监事会会议;监事会主席不能履行职务或者不履行职务的,由监事会副主席召集和主持监事会会议;监事会副主席不能履行职务或者不履行职务的,由过半数的监事共同推举一名监事召集和主持监事会会议。</p> <p>董事、高级管理人员不得兼任监事。</p> <p>本法第七十七条关于有限责任公司监事任期的规定,适用于股份有限公司监事。</p>	<p>第130条</p> <p>株式有限会社には監事会を設ける。本法第121条第1項、第133条に別途規定を有する場合を除く。</p> <p>監事会の構成員は3名以上とする。監事会構成員には、株主代表及び適切な割合の会社従業員代表を含めなければならない。そのうち従業員代表の比率は3分の1を下回ってはならず、具体的な比率は会社の定款にて規定する。監事会の中の従業員代表は、会社従業員が従業員代表大会、従業員大会又はその他の形式により民主的に選挙して選出する。</p> <p>監事会には主席1名を設けるものとし、副主席を設けることができる。監事会の主席及び副主席は、全監事の過半数により選挙、選出する。監事会の主席は監事会を招集し主宰する。監事会主席が職務を履行し得ない場合、又は履行しない場合、監事会副主席が監事会会議を招集し主宰する。監事会副主席が職務を履行し得ない場合、又は履行しない場合、過半数の監事が共同で推挙した監事1名が監事会会議を招集し主宰する。</p> <p>董事、高級管理者は監事を兼任してはならない。</p> <p>本法第77条の有限責任会社の監事の任期に関する規定は、株式有限会社の監事に適用する。</p>
<p>第一百三十一条</p> <p>本法第七十八条至第八十条的规定,适用于股份有限公司监事会。</p> <p>监事会行使职权所必需的费用,由公司承担。</p>	<p>第131条</p> <p>本法第78条から第80条の規定は、株式有限会社の監事会に適用する。</p> <p>監事会が職権を行使するために必要な費用は、会社が負担する。</p>
<p>第一百三十二条</p> <p>监事会每六个月至少召开一次会议。监事可以提议召开临时监事会会议。</p> <p>监事会的议事方式和表决程序,除本法有规定的以外,由公司章程规定。</p> <p>监事会决议应当经全体监事的过半数通过。</p> <p>监事会决议的表决,应当一人一票。</p> <p>监事会应当对所议事项的决定作成会议记录,出席会议的监事应当在会议记录上签名。</p>	<p>第132条</p> <p>監事会は少なくとも6ヵ月毎に1回、会議を開催する。監事は、臨時監事会会議の開催を提議することができる。</p> <p>監事会の議事方式及び表決手順は、本法に別途規定を有する場合を除き、会社の定款にて規定する。</p> <p>監事会の決議は、全監事の過半数を以て可決するものとする。</p> <p>監事会決議の表決は、一人一票としなければならない。</p> <p>監事会は、審議事項の決定について会議記録を作成しなければならない。監事会は、審議事項の決定について会議記録を作成しなければならない。監事会は、審議事項の決定について会議記録を作成しなければならない。監事会は、審議事項の決定について会議記録を作成しなければならない。監事会は、審議事項の決定について会議記録を作成しなければならない。</p>

<p>第一百三十三条 规模较小或者股东人数较少的股份有限公司,可以不设监事会,设一名监事,行使本法规定的监事会的职权。</p>	<p>第133条 規模が小さく、又は株主数が比較的少ない株式会社は、監事会を設けず、監事1名を設け、本法に規定する監事会の職権を行使することができる。</p>
<p>第五节 上市公司组织机构的特别规定</p>	<p>第5節 上場会社の組織機構に関する特別規定</p>
<p>第一百三十四条 本法所称上市公司,是指其股票在证券交易所上市交易的股份有限公司。</p>	<p>第134条 本法でいうところの上場会社とは、その株式が証券取引所にて上場、取引される株式会社を指す。</p>
<p>第一百三十五条 上市公司在一年内购买、出售重大资产或者向他人提供担保的金额超过公司资产总额百分之三十的,应当由股东会作出决议,并经出席会议的股东所持表决权的三分之二以上通过。</p>	<p>第135条 上場会社が1年以内に重大な資産を購入、売却した場合、又は他者に担保提供した金額が会社の総資産額の30%を超えた場合、株主会にて決議を下し、会議に出席した株主が保有する表決権の3分の2以上で可決する。</p>
<p>第一百三十六条 上市公司设独立董事,具体管理办法由国务院证券监督管理机构规定。 上市公司的公司章程除载明本法第九十五条规定的事项外,还应当依照法律、行政法规的规定载明董事会专门委员会的组成、职权以及董事、监事、高级管理人员薪酬考核机制等事项。</p>	<p>第136条 上場会社には独立董事を設ける。具体的な管理弁法は國務院証券監督管理機構が規定する。 上場会社の会社の定款には、本法第95条に規定する事項を明記するほか更に、法律、行政法規の規定に基づいて、董事会専門委員会の構成、職権、董事、監事、高級管理者の報酬審査メカニズム等の事項を明記しなければならない。 監事会決議の採決は、1人1票とする。</p>
<p>第一百三十七条 上市公司在董事会中设置审计委员会的,董事会对下列事项作出决议前应当经审计委员会全体成员过半数通过: (一) 聘用、解聘承办公司审计业务的会计师事务所; (二) 聘任、解聘财务负责人; (三) 披露财务会计报告; (四) 国务院证券监督管理机构规定的其他事项。</p>	<p>第137条 上場会社が董事会中に監査委員会を設置する場合、董事会は以下の事項について決議を下す前に、監査委員会の全構成員の過半数を以て可決しなければならない。 (1) 会社の監査業務を担当する会計士事務所の任用、解雇 (2) 財務責任者の任用、解雇 (3) 財務会計報告の開示 (4) 國務院証券監督管理機構が規定するその他の事項</p>
<p>第一百三十八条 上市公司设董事会秘书,负责公司股东会和董事会会议的筹备、文件保管以及公司股东资料的管理,办理信息披露事务等事宜。</p>	<p>第138条 上場会社には董事会秘書を設け、会社の株主会や董事会会議の準備、文書の保管、会社株主資料の管理を担当し、情報開示作業等を実施する。</p>
<p>第一百三十九条 上市公司董事与董事会会议决议事项所涉及的企业或者个人有关联关系的,该董事应当及时向董事会书面报告。有关联关系的董事不得对该项决议行使表决权,也不得代理其他董事行使表决权。该董事会会议由过半数的无关联关系董事出席即可举行,董事会会议所作决议须经无关联关系董事过半数通过。出席董事会会议的无关联关系董事人数不足三人的,应当将该事项提交上市公司股东会审议。</p>	<p>第139条 上場会社の董事が、董事会会議の決議事項に関連する企業又は個人と関連関係にある場合、当該董事は速やかに董事会に書面報告しなければならない。関連関係のある董事は、当該項目の決議に表決権行使をしてはならず、他の董事の表決権を代理行使することもできない。当該董事会会議は、関連関係の無い過半数の董事の出席を以て挙行し、董事会会議で下す決議は、関連関係の無い董事の過半数を以て可決するものとする。董事会会議に出席する関連関係の無い董事の人数が3人未満の場合、当該事項を上場会社の株主会に提出して</p>

	審議しなければならない。
<p>第一百四十条</p> <p>上市公司应当依法披露股东、实际控制人的信息，相关信息应当真实、准确、完整。</p> <p>禁止违反法律、行政法规的规定代持上市公司股票。</p>	<p>第140条</p> <p>上場会社は法に基づき株主、実質的支配者の情報を開示しなければならない。関連の情報は真実、正確、完全でなければならない。</p> <p>法律、行政法規の規定に違反して上場会社の株式を代理保有することを禁止する。</p>
<p>第一百四十一条</p> <p>上市公司控股子公司不得取得该上市公司的股份。</p> <p>上市公司控股子公司因公司合并、质权行使等原因持有上市公司股份的，不得行使所持股份对应的表决权，并应当及时处分相关上市公司股份。</p>	<p>第141条</p> <p>上場会社の持株子会社は、当該上場会社の株式を取得することができない。</p> <p>上場会社の持株子会社が、会社の合併、抵当権行使等の原因で上場会社の株式を保有する場合、保有する株式に対応する表决权を行使してはならず、関連の上場会社の株式を適時処分しなければならない。</p>
第六章 股份有限公司的股份发行和转让	第6章 株式会社の株式発行及び譲渡
第一节 股份发行	第1節 株式の発行
<p>第一百四十二条</p> <p>公司的资本划分为股份。公司的全部股份，根据公司章程的规定择一采用面额股或者无面额股。采用面额股的，每一股的金额相等。</p> <p>公司可以根据公司章程的规定将已发行的面额股全部转换为无面额股或者将无面额股全部转换为面额股。</p> <p>采用无面额股的，应当将发行股份所得股款的二分之一以上计入注册资本。</p>	<p>第142条</p> <p>会社の資本は株式に区分される。会社の全株式は、会社の定款の規定に基づいて額面株式又は無額面株式のうち一つを採用することができる。額面株式を採用する場合、1株あたりの金額は同一とする。</p> <p>会社は、会社の定款の規定に基づいて発行済の額面株式の全てを無額面株式に転換したり、無額面株式の全てを額面株式に転換することができる。</p> <p>無額面株式を採用する場合、株式の発行により取得した株式代金の2分の1以上を登録資本に計上するものとする。</p>
<p>第一百四十三条</p> <p>股份的发行，实行公平、公正的原则，同类别的每一股份应当具有同等权利。</p> <p>同次发行的同类别股份，每股的发行条件和价格应当相同；认购人所认购的股份，每股应当支付相同价额。</p>	<p>第143条</p> <p>株式の発行には、公平、公正の原則を実行し、同種別の場合は各株が同等の権利を有するものとする。</p> <p>同一回に発行する同種別の株式は、各株の発行条件や価格が同等でなければならない。出資引受人が引受ける株式は、各株に同一価額を支払うものとする。</p>
<p>第一百四十四条</p> <p>公司可以按照公司章程的规定发行下列与普通股权利不同的类别股：</p> <p>（一）优先或者劣后分配利润或者剩余财产的股份；</p> <p>（二）每一股的表决权数多于或者少于普通股的股份；</p> <p>（三）转让须经公司同意等转让受限的股份；</p> <p>（四）国务院规定的其他类别股。</p> <p>公开发行股份的公司不得发行前款第二项、第三项规定的类别股；公开发行前已发行的除外。</p> <p>公司发行本条第一款第二项规定的类别股的，对于监事或者审计委员会成员的选举和更换，类别股与</p>	<p>第144条</p> <p>会社は、会社の定款の規定に従い、以下の普通株の権利とは異なる種別株を発行することができる。</p> <p>(1) 優先又は劣後に利益分配する株式又は余剰財産の株式</p> <p>(2) 1株あたりの表决权の数が普通株を上回る、又は下回る株式</p> <p>(3) 譲渡に会社の同意を要する等、譲渡が制限されている株式</p> <p>(4) 国务院が規定するその他の種別の株式</p> <p>株式を公開発行する会社は、前項第2項、第3項に規定する種別株を発行してはならない。公開発行前に既に発行されている場合を除く。</p> <p>会社が本条第1項第2目に規定する種別株を発行する場合、監事又は監査委員会構成員の選挙や交代については、種別株</p>

普通股每一股的表决权数相同。	と普通株の1株当たりの表决权は同一とする。
<p>第一百四十五条</p> <p>发行类别股的公司,应当在公司章程中载明以下事项:</p> <p>(一) 类别股分配利润或者剩余财产的顺序;</p> <p>(二) 类别股的表决权数;</p> <p>(三) 类别股的转让限制;</p> <p>(四) 保护中小股东权益的措施;</p> <p>(五) 股东会认为需要规定的其他事项。</p>	<p>第145条</p> <p>種別株を發行する会社は、会社の定款中に以下の事項を明記しなければならない。</p> <p>(1) 種別株の利益分配手順、又は余剰財産の分配順序</p> <p>(2) 種別株の表决权数</p> <p>(3) 種別株の譲渡制限</p> <p>(4) 中小株主權益の保護措置</p> <p>(5) 株主会が規定を要すると認める他の事項</p>
<p>第一百四十六条</p> <p>发行类别股的公司,有本法第一百一十六条第三款规定的事项等可能影响类别股股东权利的,除应当依照第一百一十六条第三款的规定经股东会决议外,还应当经出席类别股股东会议的股东所持表决权的三分之二以上通过。</p> <p>公司章程可以对需经类别股股东会议决议的其他事项作出规定。</p>	<p>第146条</p> <p>種別株を發行する会社は、本法第116条第3項に規定する事項等、種別株の株主の権利に影響を及ぼす可能性がある場合、第116条第3項の規定に基づいて株主会の決議を得るほか更に、種別株株主會議に出席する株主の保有表决权の3分の2以上を以て可決する。</p> <p>会社の定款は、種別株の株主會議の決議を要する他の事項について規定することができる。</p>
<p>第一百四十七条</p> <p>公司的股份采取股票的形式。股票是公司签发的证明股东所持股份的凭证。</p> <p>公司发行的股票,应当为记名股票。</p>	<p>第147条</p> <p>会社株式は、株券の形式を採用する。株券は、会社が發行する、株主が株式を保有することを証する証拠である。</p> <p>会社が發行する株券は、記名株でなければならない。</p>
<p>第一百四十八条</p> <p>面额股股票的发行价格可以按票面金额,也可以超过票面金额,但不得低于票面金额。</p>	<p>第148条</p> <p>額面株の株券發行価格は、券面金額に従うことも、券面金額を上回ることもできるが、券面金額を下回ってはならない。</p>
<p>第一百四十九条</p> <p>股票采用纸面形式或者国务院证券监督管理机构规定的其他形式。</p> <p>股票采用纸面形式的,应当载明下列主要事项:</p> <p>(一) 公司名称;</p> <p>(二) 公司成立日期或者股票发行的时间;</p> <p>(三) 股票种类、票面金额及代表的股份数,发行无面额股的,股票代表的股份数。</p> <p>股票采用纸面形式的,还应当载明股票的编号,由法定代表人签名,公司盖章。</p> <p>发起人股票采用纸面形式的,应当标明发起人股票字样。</p>	<p>第149条</p> <p>株券は、紙面形式を採用することも、國務院証券監督管理機構が規定する他の形式を採用することもできる。</p> <p>株券に紙面形式を採用する場合、以下の主要事項を明記しなければならない。</p> <p>(1) 会社の名称</p> <p>(2) 会社設立日、又は株式發行時期</p> <p>(3) 株式の種類、券面金額及び代表する株式数。無額面株を發行する場合は、株券が代理する株式数</p> <p>株券が紙面形式を採用する場合、更に、株券の番号を記載し、法定代表者が署名、捺印しなければならない。</p> <p>発起人株式が紙面形式を採用する場合、発起人株の文字を記載しなければならない。</p>
<p>第一百五十条</p> <p>股份有限公司成立后,即向股东正式交付股票。公司成立前不得向股东交付股票。</p>	<p>第150条</p> <p>株式有限会社は、設立の後直ちに株主に株式を正式交付する。会社設立前に株主に株式を交付してはならない。</p>
<p>第一百五十一条</p> <p>公司发行新股,股东会应当对下列事项作出决议:</p>	<p>第151条</p> <p>会社が新株を發行する場合、株主は次の事項に対して決議しなければならない。</p>

<p>(一) 新股种类及数额； (二) 新股发行价格； (三) 新股发行的起止日期； (四) 向原有股东发行新股的种类及数额； (五) 发行无面额股的，新股发行所得股款计入注册资本的金额。 公司发行新股，可以根据公司经营情况和财务状况，确定其作价方案。</p>	<p>(1) 新株の種類及び数 (2) 新株発行価格 (3) 新股発行の開始/終了日 (4) 既存株主に新株を発行する種類及び数 (5) 無額面株を発行する場合は、新株発行で得られる株式代金を登録資本の額に計上する 会社が新株を発行する場合、会社の経営状況や財務状況に応じて、その価格案を確定することができる。</p>
<p>第一百五十二条 公司章程或者股东会可以授权董事会在三年内决定发行不超过已发行股份百分之五十的股份。但以非货币财产作价出资的应当经股东会决议。 董事会依照前款规定决定发行股份导致公司注册资本、已发行股份数发生变化的，对公司章程该项记载事项的修改不需再由股东会表决。</p>	<p>第152条 会社の定款又は株主会は、発行済み株式の50%を超えない株式の3年以内の発行決定を董事会に授權することができる。ただし、非貨幣財産で出資する場合は株主会の決議を経なければならない。 董事会が前項規定に従って株式の発行を決定し、会社登録資本、発行済み株式数が変化した場合、会社の定款の当該記載事項の変更は、株主会の表決を必要としない。</p>
<p>第一百五十三条 公司章程或者股东会授权董事会决定发行新股的，董事会决议应当经全体董事三分之二以上通过。</p>	<p>第153条 会社の定款又は株主会が、新株発行の決定を董事会に授權したとき、董事会決議は全董事の3分の2以上で可決するものとする。</p>
<p>第一百五十四条 公司向社会公开募集股份，应当经国务院证券监督管理机构注册，公告招股说明书。 招股说明书应当附有公司章程，并载明下列事项： (一) 发行的股份总数； (二) 面额股的票面金额和发行价格或者无面额股的发行价格； (三) 募集资金的用途； (四) 认股人的权利和义务； (五) 股份种类及其权利和义务； (六) 本次募股的起止日期及逾期未募足时认股人可以撤回所认股份的说明。 公司设立时发行股份的，还应当载明发起人认购的股份数。</p>	<p>第154条 会社が社会に株式を公開募集する場合、国务院証券監督管理機構に登録し、株式募集説明書を公告しなければならない。 募集説明書には会社の定款を付し、併せて以下の事項を明記しなければならない。 (1) 発行する株式の総数 (2) 額面株の額面金額及び発行価格、又は無額面株の発行価格。 (3) 募集資金の用途 (4) 引受人の権利及び義務 (5) 株式の種類及びその権利と義務 (6) 今回株式募集する開始/終了日及び期限を過ぎても満額に達していない場合に引受人は引受株を撤回できることの説明 会社設立時に株式を発行する場合は、更に、発起人が引受ける株式の数を記載しなければならない。</p>
<p>第一百五十五条 公司向社会公开募集股份，应当由依法设立的证券公司承销，签订承销协议。</p>	<p>第155条 会社が社会に株式を公開募集する場合、法に基づき設立した証券会社が請売りし、請売り協議を締結しなければならない。</p>
<p>第一百五十六条 公司向社会公开募集股份，应当同银行签订代收股款协议。 代收股款的银行应当按照协议代收和保存股款，向缴纳股款的认股人出具收款单据，并负有向有关部门出具收款证明的义务。 公司发行股份募足股款后，应予公告。</p>	<p>第156条 会社が社会に株式を公開募集する場合、銀行と株式代金代理收受協議を締結しなければならない。 株式代金を代理收受する銀行は、協議に従って株式代金を代理收受して保存し、株式代金を納付した株式引受人に対し代金受領証を発行すると共に、関連部門に対し代金受領証明を発行する義務を負う。</p>

	会社が株式を発行し、代金が満額となった後、公告しなければならない。
第二节 股份转让	第2節 株式の譲渡
第一百五十七条 股份有限公司の股东持有的股份可以向其他股东转让，也可以向股东以外的人转让；公司章程对股份转让有限制的，其转让按照公司章程的规定进行。	第157条 株式会社の株主が保有する株式は、他の株主に譲渡することも、株主以外の者に譲渡することもできる。会社の定款が株式の譲渡に制限を有する場合、その譲渡は会社の定款の規定に従って行う。
第一百五十八条 股东转让其股份，应当在依法设立的证券交易所进行或者按照国务院规定的其他方式进行。	第158条 株主がその株式を譲渡する場合、法に基づき設立した証券取引場所で行うか又は国务院が規定するその他の方式で行わなければならない。
第一百五十九条 股票的转让，由股东以背书方式或者法律、行政法规规定的其他方式进行；转让后由公司将受让人的姓名或者名称及住所记载于股东名册。 股东会会议召开前二十日内或者公司决定分配股利的基准日前五日内，不得变更股东名册。法律、行政法规或者国务院证券监督管理机构对上市公司股东名册变更另有规定的，从其规定。	第159条 株券の譲渡は、株主が裏書きする方式、又は法律、行政法規に規定するその他の方式で行う。譲渡後に、会社が譲受人の氏名又は名称と住所を株主名簿に記載する。 株主会会議開催前20日以内、又は会社が配当分配を決定する基準日前5日以内は、株主名簿を変更することができない。法律、行政法規又は国务院証券監督管理機構が上場会社の株主名簿の変更に対して別途規定を有する場合、その規定に従う。
第一百六十条 公司公开发行股份前已发行的股份，自公司股票在证券交易所上市交易之日起一年内不得转让。法律、行政法规或者国务院证券监督管理机构对上市公司的股东、实际控制人转让其所持有的本公司股份另有规定的，从其规定。 公司董事、监事、高级管理人员应当向公司申报所持有的本公司的股份及其变动情况，在就任时确定的任职期间每年转让的股份不得超过其所持有本公司股份总数的百分之二十五；所持本公司股份自公司股票上市交易之日起一年内不得转让。上述人员离职后半年内，不得转让其所持有的本公司股份。公司章程可以对公司董事、监事、高级管理人员转让其所持有的本公司股份作出其他限制性规定。 股份在法律、行政法规规定的限制转让期限内出质的，质权人不得在限制转让期限内行使质权。	第160条 会社が株式を公開発行する前に発行済みの株式は、会社株が証券取引所で上場取引した日から1年以内は譲渡することができない。法律、行政法規又は国务院証券監督管理機構が、上場会社の株主、実質的支配者がその保有する自社株式を譲渡することについて別途規定を有する場合、その規定に従う。 会社の董事、監事、高級管理者は、会社に対し、保有する自社の株式及びその変動状況を申告しなければならない。就任時に確定した在任期間中に譲渡する株式は、1年あたり、その保有する自社株総数の25%を超えてはならない。保有する自社株式は、会社株式が上場取引された日から1年間、譲渡することができない。上記人員は、離職後半年間、その保有する自社株式を譲渡することができない。会社の定款は、会社の董事、監事、高級管理者がその保有する自社株式を譲渡することに対し、他の制限性規定を定めることができる。 株式は、法律、行政法規が規定する譲渡制限期間内に抵当に供する場合、抵当人は譲渡制限期間内に抵当を行使することができない。
第一百六十一条 有下列情形之一的，对股东会该项决议投反对票的股东可以请求公司按照合理的价格收购其股份，公开发行股份的公司除外： （一）公司连续五年不向股东分配利润，而公司该	第161条 以下の状況のいずれかに該当する場合、株主会の当該項目の決議に反対票を投じた株主は、会社に対し、合理的価格でその株式を購入するよう求めることができる。株式を公開発行する会社を除く。

<p>五年连续盈利，并且符合本法规定的分配利润条件；</p> <p>(二) 公司转让主要财产；</p> <p>(三) 公司章程规定的营业期限届满或者章程规定的其他解散事由出现，股东会通过决议修改章程使公司存续。</p> <p>自股东会决议作出之日起六十日内，股东与公司不能达成股份收购协议的，股东可以自股东会决议作出之日起九十日内向人民法院提起诉讼。</p> <p>公司因本条第一款规定的情形收购的本公司股份，应当在六个月内依法转让或者注销。</p>	<p>(1) 会社が5年連続で株主に利益分配を行わず、会社は当該5年間に連続で利益をあげており、且つ本法が規定する利益分配条件に合致する</p> <p>(2) 会社が主要財産を譲渡する</p> <p>(3) 会社の定款に規定する営業期間が満了し、又は定款に規定するその他の解散事由が生じたが、株主会は、決議により定款を変更して会社を存続させる</p> <p>株主会が決議を下した日から60日以内に、株主と会社が株式購入協議に合意できない場合、株主は、株主会決議が下された日から90日以内に、人民法院に訴訟を起こすことができる。</p> <p>会社が本条第1項に規定する場合により購入した自社株式は、6ヶ月以内に、法に基づき譲渡又は抹消しなければならない。</p>
<p>第一百六十二条</p> <p>公司不得收购本公司股份。但是，有下列情形之一的除外：</p> <p>(一) 减少公司注册资本；</p> <p>(二) 与持有本公司股份的其他公司合并；</p> <p>(三) 将股份用于员工持股计划或者股权激励；</p> <p>(四) 股东因对股东会作出的公司合并、分立决议持异议，要求公司收购其股份；</p> <p>(五) 将股份用于转换公司发行的可转换为股票的公司债券；</p> <p>(六) 上市公司为维护公司价值及股东权益所必需。</p> <p>公司因前款第一项、第二项规定的情形收购本公司股份的，应当经股东会决议；公司因前款第三项、第五项、第六项规定的情形收购本公司股份的，可以按照公司章程或者股东会的授权，经三分之二以上董事出席的董事会会议决议。</p> <p>公司依照本条第一款规定收购本公司股份后，属于第一项情形的，应当自收购之日起十日内注销；属于第二项、第四项情形的，应当在六个月内转让或者注销；属于第三项、第五项、第六项情形的，公司合计持有的本公司股份数不得超过本公司已发行股份总数的百分之十，并应当在三年内转让或者注销。</p> <p>上市公司收购本公司股份的，应当依照《中华人民共和国证券法》的规定履行信息披露义务。上市公司因本条第一款第三项、第五项、第六项规定的情形收购本公司股份的，应当通过公开的集中交易方式进行。</p> <p>公司不得接受本公司的股份作为质权的标的。</p>	<p>第162条</p> <p>会社は、自社の株式を購入してはならない。ただし、以下の状況のいずれかに該当する場合を除く。</p> <p>(1) 会社の登録資本を減少させる場合</p> <p>(2) 自社の株式を保有する他の会社と合併する場合</p> <p>(3) 株式を従業員持株計画又は持分インセンティブに用いる場合</p> <p>(4) 株主が、株主会が下した会社の合併、分割決議に異議があり、会社にその株式の購入を求める場合</p> <p>(5) 株式を、会社が発行する株式に転換可能な社債への転換に用いる場合</p> <p>(6) 上場会社が会社の価値及び株主の権益を保護するために必要である場合</p> <p>会社が前項第1目、第2目に規定する状況により自社の株式を購入する場合、株主会の決議を得なければならない。会社が前項第3目、第5目、第6目に規定する状況により自社の株式を購入する場合、会社の定款又は株主会の授權に従って、3分の2以上の董事が出席する董事会会議にて決議することができる。</p> <p>会社が本条第1項の規定に従い自社の株式を購入した後、第1目の状況に該当する場合、購入日から10日以内に抹消しなければならない。第2目、第4目の状況に該当する場合、6ヶ月以内に譲渡又は抹消しなければならない。第3目、第5目、第6目の状況に該当する場合、会社が合計で保有する自社株式数が自社の発行済株式総数の10%を超過してはならず、併せて3年以内に譲渡又は抹消しなければならない。</p> <p>上場会社が自社の株式を購入する場合、『中華人民共和国証券法』の規定に基づき情報開示の義務を履行しなければならない。上場会社が本条第1項第3目、第5目、第6目に規定する状況に該当して自社の株式を購入する場合、公開の集中取引方法で実施しなければならない。</p> <p>会社は、自社の株式を抵当とする標的を受け入れてはならない。</p>

<p>第一百六十三条</p> <p>公司不得为他人取得本公司或者其母公司的股份提供赠与、借款、担保以及其他财务资助，公司实施员工持股计划的除外。</p> <p>为公司利益，经股东会决议，或者董事会按照公司章程或者股东会的授权作出决议，公司可以为他人取得本公司或者其母公司的股份提供财务资助，但财务资助的累计总额不得超过已发行股本总额的百分之十。董事会作出决议应当经全体董事的三分之二以上通过。</p> <p>违反前两款规定，给公司造成损失的，负有责任的董事、监事、高级管理人员应当承担赔偿责任。</p>	<p>第163条</p> <p>会社は、他者が自社又は親会社の株式を取得するために贈与、貸付、担保及びその他の財政的援助を提供してはならない。会社が従業員持株計画を実施する場合を除く。</p> <p>会社の利益のために、株主会で決議した場合、又は董事会が会社の定款又は株主会の授權に従って決議した場合、会社は他者が自社又は親会社の株式を取得するために財政援助を提供することができるが、財政援助の類型総額が発行済み株式総額の10%を超えてはならない。董事会の決議は全董事の3分の2以上で可決しなければならない。</p> <p>前2項目の規定に違反し、会社に損失を与えた場合、責任を担う董事、監事、高級管理者は、賠償責任を負わなければならない。</p>
<p>第一百六十四条</p> <p>股票被盗、遗失或者灭失，股东可以依照《中华人民共和国民事诉讼法》规定的公示催告程序，请求人民法院宣告该股票失效。人民法院宣告该股票失效后，股东可以向公司申请补发股票。</p>	<p>第164条</p> <p>株券が盗難に遭ったり、紛失又は消失した場合、株主は『中華人民共和國民事訴訟法』が規定する公示催告手続に基づいて、人民法院に対し当該株券の失効宣告を請求することができる。人民法院が当該株券の失効を宣告した後、株主は会社に対して株券の再発行を申請することができる。</p>
<p>第一百六十五条</p> <p>上市公司的股票，依照有关法律、行政法规及证券交易所交易规则上市交易。</p>	<p>第165条</p> <p>上場会社の株券は、関連の法律、行政法規及び証券取引所の取引規則に従って上場取引する。</p>
<p>第一百六十六条</p> <p>上市公司应当依照法律、行政法规的规定披露相关信息。</p>	<p>第166条</p> <p>上場会社は、法律、行政法規の規定に従って関連の情報を開示しなければならない。</p>
<p>第一百六十七条</p> <p>自然人股东死亡后，其合法继承人可以继承股东资格；但是，股份转让受限的股份有限公司的章程另有规定的除外。</p>	<p>第167条</p> <p>自然人株主が死亡した後、その合法的相続人は株主資格を相続することができる。ただし、株式譲渡に制限のある株式有限会社の定款が別途規定を有する場合を除く。</p>
<p>第七章 国家出资公司组织机构的特别规定</p>	<p>第7章 国有会社の組織機構の特別規定</p>
<p>第一百六十八条</p> <p>国家出资公司的组织机构，适用本章规定；本章没有规定的，适用本法其他规定。</p> <p>本法所称国家出资公司，是指国家出资的国有独资公司、国有资本控股公司，包括国家出资的有限责任公司、股份有限公司。</p>	<p>第168条</p> <p>国有会社の組織機構に、本章の規定を適用する。本章に規定がない場合、本法のその他の規定を適用する。</p> <p>本法でいうところの国有会社とは、国家が出資する国有獨資会社、国有資本持株会社を指し、国家が出資する有限責任会社、株式有限会社を含む。</p>
<p>第一百六十九条</p> <p>国家出资公司，由国务院或者地方人民政府分别代表国家依法履行出资人职责，享有出资人权益。国务院或者地方人民政府可以授权国有资产监督管理机构或者其他部门、机构代表本级人民政府对国家出资公司履行出资人职责。</p> <p>代表本级人民政府履行出资人职责的机构、部门，以下统称为履行出资人职责的机构。</p>	<p>第169条</p> <p>国有会社は、国务院又は地方人民政府がそれぞれ国家を代理して法に基づき出資者の職責を履行し、出資者權益を享有する。国务院又は地方人民政府は、国有資産監督管理機構又はその他の部門、機構に授權し、本級人民政府を代理して国有会社に対し出資者の職責を履行させる。</p> <p>本級人民政府を代理して出資者の職責を履行する機構、部門は、以下、出資者職責履行機構と総称する。</p>

<p>第一百七十条 国家出资公司中中国共产党的组织,按照中国共产党章程的规定发挥领导作用,研究讨论公司重大经营管理事项,支持公司的组织机构依法行使职权。</p>	<p>第170条 国有会社中の中国共産党組織は、中国共産党定款の規定に従い指導的役割を發揮し、会社の重大な経営管理事項の検討、討論し、会社の組織機構が法に基づき職権を行使することを支援する。</p>
<p>第一百七十一条 国有独资公司章程由履行出资人职责的机构制定。</p>	<p>第171条 国有独資会社の定款は、出資者職責履行機構が制定する。</p>
<p>第一百七十二条 国有独资公司不设股东会,由履行出资人职责的机构行使股东会职权。履行出资人职责的机构可以授权公司董事会行使股东会的部分职权,但公司章程的制定和修改,公司的合并、分立、解散、申请破产,增加或者减少注册资本,分配利润,应当由履行出资人职责的机构决定。</p>	<p>第172条 国有独資会社には株主会を設けず、出資者職責履行機構が株主会の職権を行使する。出資者職責履行機構は、会社董事会に授權して株主会の一部職権を履行することができる。ただし、会社の定款の制定及び変更、会社の合併、分割、解散、破産申請、登録資本の増加又は減少、利益の分配については、出資者職責履行機構が決定するものとする。</p>
<p>第一百七十三条 国有独资公司的董事会依照本法规定行使职权。 国有独资公司的董事会成员中,应当过半数为外部董事,并应当有公司职工代表。 董事会成员由履行出资人职责的机构委派;但是,董事会成员中的职工代表由公司职工代表大会选举产生。 董事会设董事长一人,可以设副董事长。董事长、副董事长由履行出资人职责的机构从董事会成员中指定。</p>	<p>第173条 国有独資会社の董事会は、本法の規定に従い職権を行使する。 国有独資会社の董事会構成員は、過半数が外部董事であると共に、会社従業員代表が入っていないなければならない。 董事会構成員は、出資者職責履行機構が任命、派遣する。ただし、董事会構成員中の従業員代表は、会社従業員代表大会にて選挙し選出する。 董事会には董事長1名を設けるものとし、副董事長を設けることができる。董事長、副董事長は出資者職責履行機構が董事会構成員から指定する。</p>
<p>第一百七十四条 国有独资公司的经理由董事会聘任或者解聘。 经履行出资人职责的机构同意,董事会成员可以兼任经理。</p>	<p>第174条 国有独資会社の総経理は董事会が任用又は解雇する。 出資者職責履行機構の同意を得て、董事会構成員は総経理を兼任することができる。</p>
<p>第一百七十五条 国有独资公司的董事、高级管理人员,未经履行出资人职责的机构同意,不得在其他有限责任公司、股份有限公司或者其他经济组织兼职。</p>	<p>第175条 国有独資会社の董事、高級管理者は、出資者職責履行機構の同意なくして、他の有限責任会社、株式有限会社又はその他の経済組織において兼職してはならない。</p>
<p>第一百七十六条 国有独资公司在董事会中设置由董事组成的审计委员会行使本法规定的监事会职权的,不设监事会或者监事。</p>	<p>第176条 国有独資会社が、董事会中に董事により構成される監査委員会を設置して本法が規定する監事会の職権を行使する場合、監事会又は監事を設けない。</p>
<p>第一百七十七条 国家出资公司应当依法建立健全内部监督管理和风险控制制度,加强内部合规管理。</p>	<p>第177条 国有会社は、法に基づき健全な内部監督管理及びリスク制御制度を構築し、社内コンプライアンス管理を強化しなければならない。</p>
<p>第八章 公司董事、监事、高级管理人员的资格和义务</p>	<p>第8章 会社董事、監事、高級管理者の資格及び義務</p>
<p>第一百七十八条 有下列情形之一的,不得担任公司的董事、监事、</p>	<p>第178条 以下の状況のいずれかに該当する場合、会社の董事、監事、</p>

<p>高級管理人員：</p> <p>（一）无民事行為能力或者限制民事行為能力；</p> <p>（二）因貪污、賄賂、侵佔財產、挪用財產或者破壞社會主義市場經濟秩序，被處罰刑罰，或者因犯罪被剝奪政治權利，執行期滿未逾五年，被宣告緩刑的，自緩刑考驗期滿之日起未逾二年；</p> <p>（三）擔任破產清算的公司、企業的董事或者廠長、經理，對該公司、企業的破產負有個人責任的，自該公司、企業破產清算完結之日起未逾三年；</p> <p>（四）擔任因違法被吊銷營業執照、責令關閉的公司、企業的法定代表人，並負有個人責任的，自該公司、企業被吊銷營業執照、責令關閉之日起未逾三年；</p> <p>（五）個人因所負數額較大債務到期未清償被人民法院列為失信被執行人。</p> <p>違反前款規定選舉、委派董事、監事或者聘任高級管理人員的，該選舉、委派或者聘任無效。</p> <p>董事、監事、高級管理人員在任職期間出現本條第一款所列情形的，公司應當解除其職務。</p>	<p>高級管理者を担当することができない。</p> <p>(1) 民事行為能力が無く、又は民事行為能力が制限されている。</p> <p>(2) 汚職、賄賂、財産の横領、財産の流用又は社会主義市場經濟秩序の破壊により刑罰が処せられる判決を受け、又は犯罪により政治的權利を剥奪され、執行期間満了後5年経過しておらず、若しくは執行猶予の宣告を受けている場合で執行猶予期間の満了日から2年経過していない</p> <p>(3) 破産清算した会社又は企業の董事又は工場長、總經理を担当し、当該会社又は企業の破産に個人的責任を負う場合で、当該会社又は企業の破産清算が完了した日から3年経過していない</p> <p>(4) 法律違反により營業許可証を没収され、閉鎖を命ぜられた会社、企業の法定代表者を担当しており、個人責任を負う者で、当該会社、企業が營業許可証を没収され、閉鎖を命ぜられた日から3年を経過していない</p> <p>(5) 個人が、負担する額の大きい債務について、期限が到来しても弁済していないことにより、人民法院から信用喪失者被執行人リストに入れられた</p> <p>前項の規定に違反して董事若しくは監事を選挙し、若しくは派遣し、又は高級管理者を任用した場合、当該選挙、派遣又は任用は無効とする。</p> <p>董事、監事又は高級管理者に、在任期間中において本条第1項に掲げる状況が生じた場合、会社は、その職務を解除しなければならない。</p>
<p>第一百七十九条</p> <p>董事、監事、高級管理人員应当遵守法律、行政法規和公司章程。</p>	<p>第179条</p> <p>董事、監事及び高級管理者は、法律、行政法規及び会社の定款を遵守しなければならない。</p>
<p>第一百八十条</p> <p>董事、監事、高級管理人員对公司負有忠實義務，應當採取措施避免自身利益与公司利益衝突，不得利用職權牟取不正當利益。</p> <p>董事、監事、高級管理人員对公司負有勤勉義務，執行職務應當為公司的最大利益盡到管理者通常應有的合理注意。</p> <p>公司的控股股東、實際控制人不擔任公司董事但實際執行公司事務的，適用前兩款規定。</p>	<p>第180条</p> <p>董事、監事及び高級管理者は、会社に対して忠實義務を負い、措置を講じて自らの利益と会社の利益の衝突を回避しなければならない。職権を利用して不正な利益を貪ってはならない。</p> <p>董事、監事及び高級管理者は、会社に対して勤勉義務を負い、職務を執行するにあたり、会社の最大利益のために、管理者に通常求められる合理的な注意を尽くさなければならない。</p> <p>会社の支配株主又は実質的支配者が会社の董事を担当しないものの実際に会社の事務を執行する場合、前2項の規定を適用する。</p>
<p>第一百八十一条</p> <p>董事、監事、高級管理人員不得有下列行為：</p> <p>（一）侵佔公司財產、挪用公司資金；</p> <p>（二）將公司資金以其個人名義或者以其他個人名義開立賬戶存儲；</p> <p>（三）利用職權賄賂或者收受其他非法收入；</p> <p>（四）接受他人與公司交易的佣金歸為己有；</p>	<p>第181条</p> <p>董事、監事及び高級管理者は、以下の行為があってはならない。</p> <p>(1) 会社の財産を横領し、又は会社の資金を流用した</p> <p>(2) 会社の資金を自らの個人名義又は他の個人名義で口座を開設して保管した</p> <p>(3) 職権を利用して賄賂を受け、又はその他の不法収入を収受した</p> <p>(4) 他者と会社との取引のコミッションを受け取り、自らの</p>

<p>(五) 擅自披露公司秘密； (六) 违反对公司忠实义务的其他行为。</p>	<p>ものとした (5) 無断で会社の秘密を開示した (6) 会社に対する忠実義務に違反する他の行為</p>
<p>第一百八十二条 董事、监事、高级管理人员，直接或者间接与本公司订立合同或者进行交易，应当就与订立合同或者进行交易有关的事项向董事会或者股东会报告，并按照公司章程的规定经董事会或者股东会决议通过。 董事、监事、高级管理人员的近亲属，董事、监事、高级管理人员或者其近亲属直接或者间接控制的企业，以及与董事、监事、高级管理人员有其他关联关系的关联人，与公司订立合同或者进行交易，适用前款规定。</p>	<p>第182条 董事、監事及び高級管理者は、直接又は間接的に自社と契約を締結し、又は取引を行う場合、契約の締結又は取引の実施に関する事項を董事会又は株主会に報告し、且つ会社の定款の規定に従い、董事会又は株主会の決議で可決されなければならない。 董事、監事又は高級管理者の近親者、董事、監事若しくは高級管理者又はその近親者が直接又は間接的に支配する企業又は董事、監事又は高級管理者との間にその他の関連関係を有する関係者が、会社と契約を締結し、又は取引を行う場合、前項の規定を適用する。</p>
<p>第一百八十三条 董事、监事、高级管理人员，不得利用职务便利为自己或者他人谋取属于公司的商业机会。但是，有下列情形之一的除外： (一) 向董事会或者股东会报告，并按照公司章程的规定经董事会或者股东会决议通过； (二) 根据法律、行政法规或者公司章程的规定，公司不能利用该商业机会。</p>	<p>第183条 董事、監事及び高級管理者は、職務の便宜を利用して、自己又は他者のために謀り、会社に属する商業的機会を奪取してはならない。ただし、以下の状況のいずれかに該当する場合を除く。 (1) 董事会又は株主会に報告し、且つ会社の定款の規定に従って董事会又は株主会の決議で可決されているとき (2) 法律、行政法規又は会社の定款の規定に基づき、会社が当該商業的機会を利用することができないとき</p>
<p>第一百八十四条 董事、监事、高级管理人员未向董事会或者股东会报告，并按照公司章程的规定经董事会或者股东会决议通过，不得自营或者为他人经营与其任职公司同类的业务。</p>	<p>第184条 董事、監事及び高級管理者は、董事会又は株主会に報告し、且つ会社の定款の規定に従って董事会又は株主会の決議で可決されていない場合、自らの在任会社と同類の業務を自营し、又は他者のために経営してはならない。</p>
<p>第一百八十五条 董事会对本法第一百八十二条至第一百八十四条规定的事项决议时，关联董事不得参与表决，其表决权不计入表决权总数。出席董事会会议的无关联关系董事人数不足三人的，应当将该事项提交股东会审议。</p>	<p>第185条 董事会は、本法第182条から第184条に規定する事項を決議するとき、関連董事は表決に参加してはならず、同董事の表決権は表決権総数に入れず、董事会会議に出席した関連関係の無い董事の人数が3名に満たない場合、当該事項を株主会に提出して審議しなければならない。</p>
<p>第一百八十六条 董事、监事、高级管理人员违反本法第一百八十一条至第一百八十四条规定所得的收入应当归公司所有。</p>	<p>第186条 董事、監事及び高級管理者が本法第181条から第184条の規定に違反して得た収入は、会社の所有に帰属させなければならない。</p>
<p>第一百八十七条 股东会要求董事、监事、高级管理人员列席会议的，董事、监事、高级管理人员应当列席并接受股东的质询。</p>	<p>第187条 株主会が董事、監事及び高級管理者に会議への列席を求めるとき、董事、監事及び高級管理者は列席し、且つ株主の質問を受けなければならない。</p>
<p>第一百八十八条 董事、监事、高级管理人员执行职务违反法律、行政法规或者公司章程的规定，给公司造成损失的，应当承担赔偿责任。</p>	<p>第188条 董事、監事又は高級管理者は、職務を執行して法律、行政法規又は会社の定款の規定に違反し、会社に損失をもたらした場合、賠償責任を負わなければならない。</p>

<p>第一百八十九条</p> <p>董事、高级管理人员有前条规定的情形的，有限责任公司的股东、股份有限公司连续一百八十日以上单独或者合计持有公司百分之一以上股份的股东，可以书面请求监事会向人民法院提起诉讼；监事有前条规定的情形的，前述股东可以书面请求董事会向人民法院提起诉讼。</p> <p>监事会或者董事会收到前款规定的股东书面请求后拒绝提起诉讼，或者自收到请求之日起三十日内未提起诉讼，或者情况紧急、不立即提起诉讼将会使公司利益受到难以弥补的损害的，前款规定的股东有权为公司利益以自己的名义直接向人民法院提起诉讼。</p> <p>他人侵犯公司合法权益，给公司造成损失的，本条第一款规定的股东可以依照前两款的规定向人民法院提起诉讼。</p> <p>公司全资子公司的董事、监事、高级管理人员有前条规定情形，或者他人侵犯公司全资子公司合法权益造成损失的，有限责任公司的股东、股份有限公司连续一百八十日以上单独或者合计持有公司百分之一以上股份的股东，可以依照前三款规定书面请求全资子公司的监事会、董事会向人民法院提起诉讼或者以自己的名义直接向人民法院提起诉讼。</p>	<p>第189条</p> <p>董事又は高級管理者に前条に規定する状況がある場合、有限責任会社の株主及び株式有限会社で連続180日以上単独又は合計で会社の1%以上の株式を保有している株主は、人民法院に訴訟を提起するよう監事会に書面で請求することができる。監事に前条に規定する状況がある場合、前述の株主は、人民法院に訴訟を提起するよう董事会に書面で請求することができる。</p> <p>監事会又は董事会は、前項に規定する株主の書面請求を受領した後に訴訟の提起を拒絶する場合、又は請求を受領した日から30日以内に訴訟を提起しない場合、又は状況が緊急で、直ちに訴訟を提起しなければ会社の利益が補填し難い損害を受ける場合、前項に規定する株主は、会社の利益のために自らの名義で直接人民法院に訴訟を提起する権利を有する。</p> <p>他者が会社の合法的權益を侵害し、会社に損失をもたらした場合、本条第1項に規定する株主は、前2項の規定に従い人民法院に訴訟を提起することができる。</p> <p>会社の完全子会社の董事、監事、高級管理者に前条に規定する状況がある場合、又は他者が会社の完全子会社の合法的權益を侵害して損失をまねいた場合、有限責任会社の株主、株式有限会社において180日以上連続で単独又は合計で会社の1%以上の株式を有する株主は、前3項の規定に従い、書面にて完全子会社の監事会、董事会に対して人民法院に訴訟を起こすよう求めることができるが、また、自らの名義で直接人民法院に訴訟を起こすこともできる。</p>
<p>第一百九十条</p> <p>董事、高级管理人员违反法律、行政法规或者公司章程的规定，损害股东利益的，股东可以向人民法院提起诉讼。</p>	<p>第190条</p> <p>董事、高級管理者が法律、行政法規又は会社の定款の規定に違反し、株主の利益を損なった場合、株主は人民法院に訴訟を提起することができる。</p>
<p>第一百九十一条</p> <p>董事、高级管理人员执行职务，给他人造成损害的，公司应当承担赔偿责任；董事、高级管理人员存在故意或者重大过失的，也应当承担赔偿责任。</p>	<p>第191条</p> <p>董事又は高級管理者が職務を執行して他者に損害を与えた場合、会社は、賠償責任を負わなければならない。董事、高級管理者は、故意又は重大な過失がある場合、賠償責任を負わなければならない。</p>
<p>第一百九十二条</p> <p>公司的控股股东、实际控制人指示董事、高级管理人员从事损害公司或者股东利益的行为的，与该董事、高级管理人员承担连带责任。</p>	<p>第192条</p> <p>会社の支配株主、実質的支配者は、董事、高級管理者に対し、会社又は株主の利益を損なう行為に従事するよう指示した場合、当該董事、高級管理者と連帯責任を負う。</p>
<p>第一百九十三条</p> <p>公司可以在董事任职期间为董事因执行公司职务承担的赔偿责任投保责任保险。</p> <p>公司为董事投保责任保险或者续保后，董事会应当向股东会报告责任保险的投保金额、承保范围及保险费率等内容。</p>	<p>第193条</p> <p>会社は、董事在任期間において、董事が会社職務の執行により負う賠償責任のために責任保険に加入することができる。</p> <p>会社が董事のために責任保険に加入し、又は加入を継続した後、董事会は、株主会に対し、責任保険の加入金額、補償範囲及び保険料率等の内容を報告しなければならない。</p>

第九章 公司债券	第9章 社債
<p>第一百九十四条</p> <p>本法所称公司债券,是指公司发行的约定按期还本付息的有价证券。</p> <p>公司债券可以公开发行,也可以非公开发行。</p> <p>公司债券的发行和交易应当符合《中华人民共和国证券法》等法律、行政法规的规定。</p>	<p>第194条</p> <p>本法にいう社債とは、会社が発行し、期限どおりに元金を返済し、利息を支払うことを約定した有価証券を指す。</p> <p>社債は、公開發行することができ、非公開發行することもできる。</p> <p>社債の発行及び取引は、『中華人民共和國証券法』等の法律、行政法規の規定に合致しなければならない。</p>
<p>第一百九十五条</p> <p>公开发行公司债券,应当经国务院证券监督管理机构注册,公告公司债券募集办法。</p> <p>公司债券募集办法应当载明下列主要事项:</p> <p>(一) 公司名称;</p> <p>(二) 债券募集资金的用途;</p> <p>(三) 债券总额和债券的票面金额;</p> <p>(四) 债券利率的确定方式;</p> <p>(五) 还本付息的期限和方式;</p> <p>(六) 债券担保情况;</p> <p>(七) 债券的发行价格、发行的起止日期;</p> <p>(八) 公司净资产额;</p> <p>(九) 已发行的尚未到期的公司债券总额;</p> <p>(十) 公司债券的承销机构。</p>	<p>第195条</p> <p>社債を公開發行する場合、國務院証券監督管理機構に登録し、社債募集方法を公告しなければならない。</p> <p>社債の募集方法には、以下の主要事項を明記しなければならない。</p> <p>(1) 会社の名称</p> <p>(2) 債券募集資金の用途</p> <p>(3) 債券の総額及び債券の額面金額</p> <p>(4) 債券利率の確定方法</p> <p>(5) 元金返済及び利息支払いの期限及び方法</p> <p>(6) 債券の担保状況</p> <p>(7) 債券の発行価格、発行の開始日及び終了日</p> <p>(8) 会社の純資産額</p> <p>(9) 発行済みで期限が到来していない社債の総額</p> <p>(10) 社債の引受機関</p>
<p>第一百九十六条</p> <p>公司以纸面形式发行公司债券的,应当在债券上载明公司名称、债券票面金额、利率、偿还期限等事项,并由法定代表人签名,公司盖章。</p>	<p>第196条</p> <p>会社が紙面形式で社債を発行する場合、債券上に会社の名称、債券の額面金額、利率、償還期限等の事項を明記し、且つ法定代表者が署名し、会社が捺印しなければならない。</p>
<p>第一百九十七条</p> <p>公司债券应当为记名债券。</p>	<p>第197条</p> <p>社債は、記名債券としなければならない。</p>
<p>第一百九十八条</p> <p>公司发行公司债券应当置备公司债券持有人名册。</p> <p>发行公司债券的,应当在公司债券持有人名册上载明下列事项:</p> <p>(一) 债券持有人的姓名或者名称及住所;</p> <p>(二) 债券持有人取得债券的日期及债券的编号;</p> <p>(三) 债券总额, 债券的票面金额、利率、还本付息的期限和方式;</p> <p>(四) 债券的发行日期。</p>	<p>第198条</p> <p>会社が社債を発行する場合、会社に社債保有者名簿を備置かなければならない。</p> <p>社債を発行する場合は、債券保有者名簿に以下の事項を明記しなければならない。</p> <p>(1) 債券保有者の氏名又は名称及び住所</p> <p>(2) 債券保有者が債券を取得した日及び債券の番号</p> <p>(3) 債券の総額、債券の額面金額、利率、元金返済及び利息支払いの期限及び方法</p> <p>(4) 債券の発行日</p>
<p>第一百九十九条</p> <p>公司债券的登记结算机构应当建立债券登记、存管、付息、兑付等相关制度。</p>	<p>第199条</p> <p>社債の登記決済機関は、債券の登記、保管、利息支払い、換金等の関連制度を構築しなければならない。</p>

<p>第二百条 公司债券可以转让,转让价格由转让人与受让人约定。 公司债券的转让应当符合法律、行政法规的规定。</p>	<p>第200条 社債は譲渡することができ、譲渡価格は譲渡人と譲受人が約定する。 会社債券の譲渡は、法律、行政法规の規定に合致していなければならない。</p>
<p>第二百零一条 公司债券由债券持有人以背书方式或者法律、行政法规规定的其他方式转让;转让后由公司将受让人的姓名或者名称及住所记载于公司债券持有人名册。</p>	<p>第201条 社債は、社債保有者が裏書き方式又は法律、行政法规に規定するその他の方法で譲渡する。譲渡後は、会社が譲受人の氏名又は名称及び住所を社債保有者名簿に記載する。</p>
<p>第二百零二条 股份有限公司经股东会决议,或者经公司章程、股东会授权由董事会决议,可以发行可转换为股票的公司债券,并规定具体的转换办法。上市公司发行可转换为股票的公司债券,应当经国务院证券监督管理机构注册。 发行可转换为股票的公司债券,应当在债券上标明可转换公司债券字样,并在公司债券持有人名册上载明可转换公司债券的数额。</p>	<p>第202条 株式会社有限会社は、株式会決議を経て、又は会社の定款、株主会の授權による董事会決議を経て、株式に轉換可能な社債を発行し、且つ具体的な轉換方法を規定することができる。上場会社が株式轉換可能な社債を発行する場合、国务院証券監督管理機構での登録を経なければならない。 株式に轉換可能な社債を発行する場合、債券上に、轉換可能社債の文字を表記し、且つ社債保有者名簿に轉換可能社債の額を明記しなければならない。</p>
<p>第二百零三条 发行可转换为股票的公司债券的,公司应当按照其转换办法向债券持有人换发股票,但债券持有人对转换股票或者不转换股票有选择权。法律、行政法规另有规定的除外。</p>	<p>第203条 株式に轉換可能な社債を発行する場合、会社は、その轉換方法に従い、債券保有者に対して轉換した株式を発行しなければならない。ただし、債券保有者は、株式に轉換するか株式に轉換しないかの選択権を有する。法律、行政法规が別途規定を有する場合を除く。</p>
<p>第二百零四条 公开发行人公司债券的,应当为同期债券持有人设立债券持有人会议,并在债券募集办法中对债券持有人会议的召集程序、会议规则和其他重要事项作出规定。债券持有人会议可以对与债券持有人有利害关系的事项作出决议。 除公司债券募集办法另有约定外,债券持有人会议决议对同期全体债券持有人发生效力。</p>	<p>第204条 社債を公開発行する場合、同期の債券保有者のために債券保有者會議を設置し、且つ債券募集方法において債券保有者會議の招集手順、會議規則及びその他の重要事項について規定しなければならない。債券保有者會議は、債券保有者と利害關係のある事項について決議することができる。 社債募集方法に別途約定がある場合を除き、債券保有者會議の決議は、同期の全債券保有者に対して効力が生じる。</p>
<p>第二百零五条 公开发行人公司债券的,发行人应当为债券持有人聘请债券受托管理人,由其为债券持有人办理受领清偿、债权保全、与债券相关的诉讼以及参与债务人破产程序等事项。</p>	<p>第205条 社債を公開発行する場合、発行人は債券保有者のために債券受託管理人を招聘しなければならない、同人が債券所有者のために償還金受取り、債権保全、債券に関する訴訟及び債務者の破産手続への参加等の事項を処理する。</p>
<p>第二百零六条 债券受托管理人应当勤勉尽责,公正履行受托管理职责,不得损害债券持有人利益。 受托管理人与债券持有人存在利益冲突可能损害债券持有人利益的,债券持有人会议可以决议变更债券受托管理人。</p>	<p>第206条 債券受託管理人は、勤勉に責任を果たし、受託管理の職責を公正に履行しなければならない、債券保有者の利益を損なってはならない。 受託管理人と債券保有者との間に利益の衝突が存在し、債券保有者の利益を損なう可能性がある場合、債券保有者會議</p>

<p>債券受託管理人違反法律、行政法規或者債券持有人会议决议，损害债券持有人利益的，应当承担赔偿责任。</p>	<p>は、債券受託管理人の変更を決議することができる。 債券受託管理人が法律、行政法規又は債券保有者會議の決議に違反し、債券保有者の利益を損なった場合、賠償責任を負わなければならない。</p>
<p>第十章 公司财务、会计</p>	<p>第10章 会社の財務、会計</p>
<p>第二百零七条 公司应当依照法律、行政法规和国务院财政部门的规定建立本公司的财务、会计制度。</p>	<p>第207条 会社は、法律、行政法規及び國務院財政部門の規定に基づいて、自社の財務、会計制度を構築しなければならない。</p>
<p>第二百零八条 公司应当在每一会计年度终了时编制财务会计报告，并依法经会计师事务所审计。 财务会计报告应当依照法律、行政法规和国务院财政部门的规定制作。</p>	<p>第208条 会社は、各会計年度終了時に財務會計報告を作成し、且つ法律に基づき會計士事務所の監査を受けなければならない。 財務會計報告は、法律、行政法規及び國務院財政部門の規定に従って作成しなければならない。</p>
<p>第二百零九条 有限责任公司应当按照公司章程规定的期限将财务会计报告送交各股东。 股份有限公司的财务会计报告应当在召开股东会年会的二十日前置备于本公司，供股东查阅；公开发行股份的股份有限公司应当公告其财务会计报告。</p>	<p>第209条 有限責任会社は、会社の定款に規定する期限どおりに財務會計報告を各株主に送付しなければならない。 株式有限会社の財務會計報告は、株主会の年次會議開催の20日前までに自社に備え置き、株主の閲覧に供さなければならない。株式を公開発行する株式有限会社は、自社の財務會計報告を公告しなければならない。</p>
<p>第二百一十条 公司分配当年税后利润时，应当提取利润的百分之十列入公司法定公积金。公司法定公积金累计额为公司注册资本的百分之五十以上的，可以不再提取。 公司的法定公积金不足以弥补以前年度亏损的，在依照前款规定提取法定公积金之前，应当先用当年利润弥补亏损。 公司从税后利润中提取法定公积金后，经股东会决议，还可以从税后利润中提取任意公积金。 公司弥补亏损和提取公积金后所余税后利润，有限责任公司按照股东实缴的出资比例分配利润，全体股东约定不按照出资比例分配利润的除外；股份有限公司按照股东所持有的股份比例分配利润，公司章程另有规定的除外。 公司持有的本公司股份不得分配利润。</p>	<p>第210条 会社が当年の税引後利益を分配する場合、利益の10%を会社の法定積立金として積立て、計上しなければならない。会社の法定積立金の累計額が会社登録資本の50%以上になった場合、その後は積み立てなくてもよい。 会社の法定積立金が従前年度の欠損の補填に足りない場合、前項の規定に従って法定積立金を積み立てる前に、当年の利益でまず欠損を補填しなければならない。 会社は税引後利益から法定積立金を積み立てた後、株主会の決議を経て、さらに税引後利益から任意積立金を積み立てることができる。 会社が欠損を補填し、積立金を積み立てた後の税引後利益について、有限責任会社は、株主の払込み済みの出資比率に応じて利益を分配する。ただし、全株主が出資比率によらない利益分配を行うことを約定している場合を除く。株式有限会社は、株主が保有する株式の比率に応じて利益を分配する。ただし、会社の定款が別途規定を有する場合を除く。 会社が保有する自社の株式には利益を分配してはならない。</p>
<p>第二百一十一条 公司违反本法规定向股东分配利润的，股东应当将违反规定分配的利润退还公司；给公司造成损失的，股东及负有责任的董事、监事、高级管理人员应当承担赔偿责任。</p>	<p>第211条 会社が本法の規定に違反して株主に利益を分配した場合、株主は、規定に違反して分配された利益を会社に返還しなければならない。会社に損失をもたらした場合、株主及び責任を負う董事、監事、高級管理者は、賠償責任を負わなければならない。</p>

<p>第二百一十二条 股东会作出分配利润的决议的,董事会应当在股东会决议作出之日起六个月内进行分配。</p>	<p>第212条 株主会が利益の分配を決議した場合、董事会は、株主会が決議した日から6ヶ月以内に分配を実行しなければならない。</p>
<p>第二百一十三条 公司以超过股票票面金额的发行价格发行股份所得的溢价款、发行无面额股所得股款未计入注册资本的金额以及国务院财政部门规定列入资本公积金的其他项目,应当列为公司资本公积金。</p>	<p>第213条 会社が株式の額面金額を超える発行価格で株式を発行して取得した割増金、無額面株を発行して取得した株式代金のうち登録資本に計上していない金額及び国务院財政部門が資本積立金に計上するよう規定しているその他の項目は、会社の資本積立金に計上しなければならない。</p>
<p>第二百一十四条 公司的公积金用于弥补公司的亏损、扩大公司生产经营或者转为增加公司注册资本。 公积金弥补公司亏损,应当先使用任意公积金和法定公积金;仍不能弥补的,可以按照规定使用资本公积金。 法定公积金转为增加注册资本时,所留存的该项公积金不得少于转增前公司注册资本的百分之二十五。</p>	<p>第214条 会社の積立金は、会社の欠損の補填、会社の生産経営の拡大に用い、又は会社の登録資本の増加に転換する。 積立金で会社の欠損を補填する場合、まず任意積立金及び法定積立金を使用しなければならない。なお補填することができない場合は、規定に従い資本積立金を使用することができる。 法定積立金を登録資本の増加に転換する場合、保留する当該積立金は、増資転換前の会社の登録資本の25%を下回ってはならない。</p>
<p>第二百一十五条 公司聘用、解聘承办公司审计业务的会计师事务所,按照公司章程的规定,由股东会、董事会或者监事会决定。 公司股东会、董事会或者监事会就解聘会计师事务所进行表决时,应当允许会计师事务所陈述意见。</p>	<p>第215条 会社が、会社の監査業務を引き受ける会計士事務所を任用し、又は解任する場合、会社の定款の規定に従い、株主会、董事会又は監事会が決定する。 会社の株主会、董事会又は監事会は、会計士事務所の解任について表決を行う場合、会計士事務所が意見を陳述することを許可しなければならない。</p>
<p>第二百一十六条 公司应当向聘用的会计师事务所提供真实、完整的会计凭证、会计账簿、财务会计报告及其他会计资料,不得拒绝、隐匿、谎报。</p>	<p>第216条 会社は、任用した会計士事務所に対し、真実で完全な会計証憑、会計帳簿、財務会計報告及びその他の会計資料を提供しなければならず、拒絶し、隠匿し、又は虚偽報告してはならない。</p>
<p>第二百一十七条 公司除法定的会计账簿外,不得另立会计账簿。 对公司资金,不得以任何个人名义开立账户存储。</p>	<p>第217条 会社は、法定の会計帳簿以外に別途会計帳簿を置いてはならない。 会社の資金に対し、如何なる個人名義でも口座を開設して保管してはならない。</p>
<p>第十一章 公司合并、分立、增资、减资</p>	<p>第11章 会社の合併、分割、増資、減資</p>
<p>第二百一十八条 公司合并可以采取吸收合并或者新设合并。 一个公司吸收其他公司为吸收合并,被吸收的公司解散。两个以上公司合并设立一个新的公司为新设合并,合并各方解散。</p>	<p>第218条 会社の合併は、吸収合併又は新設合併を採用することができる。 1社の会社が他の会社を吸収することを吸収合併とし、吸収された会社は解散する。2社以上の会社が合併して1社の新しい会社を設立することを新設合併とし、合併した各社とも解散する。</p>
<p>第二百一十九条 公司与其持股百分之九十以上的公司合并,被合</p>	<p>第219条 会社は、同社の持株が90%以上の会社と合併する場合、合</p>

<p>并的公司不需经股东会决议，但应当通知其他股东，其他股东有权请求公司按照合理的价格收购其股权或者股份。</p> <p>公司合并支付的价款不超过本公司净资产百分之十的，可以不经股东会决议；但是，公司章程另有规定的除外。</p> <p>公司依照前两款规定合并不经股东会决议的，应当经董事会决议。</p>	<p>併された会社は株主会の決議を経る必要はない。ただし、他の株主に通知しなければならず、他の株主は、会社が合理的な価格で当該他の株主の持分又は株式を購入するよう求める権利を有する。</p> <p>会社が合併して支払う代金が自社の純資産の10%を超えない場合、株主会の決議を経なくてもよい。ただし、会社の定款が別途規定を有する場合を除く。</p> <p>会社が前2項の規定に従って合併し、且つ株主会決議を経ない場合、董事会決議を経なければならない。</p>
<p>第二百二十条</p> <p>公司合并，应当由合并各方签订合并协议，并编制资产负债表及财产清单。公司应当自作出合并决议之日起十日内通知债权人，并于三十日内在报纸上或者国家企业信用信息公示系统公告。债权人自接到通知之日起三十日内，未接到通知的自公告之日起四十五日内，可以要求公司清偿债务或者提供相应的担保。</p>	<p>第220条</p> <p>会社が合併する場合、合併の各当事者で合併契約を締結し、且つ貸借対照表及び財産リストを作成しなければならない。会社は、合併を決議した日から10日以内に債権者に通知し、且つ30日以内に新聞又は国家企業信用情報公示システムにて公告しなければならない。債権者は、通知を受けた日から30日以内に、又は通知を受けていない場合公告日から45日以内に、会社に対し債務の弁済又は相応の担保の提供を求めることができる。</p>
<p>第二百二十一条</p> <p>公司合并时，合并各方的债权、债务，应当由合并后存续的公司或者新设的公司承继。</p>	<p>第221条</p> <p>会社が合併する場合、合併の各当事者の債権及び債務は、合併後に存続する会社又は新設された会社が承継しなければならない。</p>
<p>第二百二十二条</p> <p>公司分立，其财产作相应的分割。</p> <p>公司分立，应当编制资产负债表及财产清单。公司应当自作出分立决议之日起十日内通知债权人，并于三十日内在报纸上或者国家企业信用信息公示系统公告。</p>	<p>第222条</p> <p>会社を分割する場合、会社の財産は相応に分割する。</p> <p>会社を分割する場合、貸借対照表及び財産リストを作成しなければならない。会社は、分割を決議した日から10日以内に債権者に通知し、且つ30日以内に新聞又は国家企業信用情報公示システムにて公告しなければならない。</p>
<p>第二百二十三条</p> <p>公司分立前的债务由分立后的公司承担连带责任。但是，公司在分立前与债权人就债务清偿达成的书面协议另有约定的除外。</p>	<p>第223条</p> <p>会社分割前の債務は、分割後の会社が連帯責任を負う。ただし、会社が分割前に債権者との間で債務弁済について合意した書面契約が別途規定を有する場合を除く。</p>
<p>第二百二十四条</p> <p>公司减少注册资本，应当编制资产负债表及财产清单。</p> <p>公司应当自股东会作出减少注册资本决议之日起十日内通知债权人，并于三十日内在报纸上或者国家企业信用信息公示系统公告。债权人自接到通知之日起三十日内，未接到通知的自公告之日起四十五日内，有权要求公司清偿债务或者提供相应的担保。</p> <p>公司减少注册资本，应当按照股东出资或者持有股份的比例相应减少出资额或者股份，法律另有规定、有限责任公司全体股东另有约定或者股份有限公</p>	<p>第224条</p> <p>会社が登録資本を減少させる場合、貸借対照表及び財産リストを作成しなければならない。</p> <p>会社は、株主会が登録資本の減少を決議した日から10日以内に債権者に通知し、且つ30日以内に新聞又は国家企業信用情報公示システムにて公告しなければならない。債権者は、通知を受けた日から30日以内に、又は通知を受けていない場合公告日から45日以内に、会社に対し債務の弁済又は相応の担保の提供を求める権利を有する。</p> <p>会社が登録資本を減少させる場合、株主の出資比率又は保有株式比率に応じて、相応に出資額又は株式を減らさなけれ</p>

<p>司章程另有規定的除外。</p>	<p>ばならない。ただし、法律が別途規定を有し、有限責任会社の全株主に別途約定が有り、又は株式有限会社の定款が別途規定を有する場合を除く。</p>
<p>第二百二十五条</p> <p>公司依照本法第二百一十四条第二款的规定弥补亏损后，仍有亏损的，可以减少注册资本弥补亏损。减少注册资本弥补亏损的，公司不得向股东分配，也不得免除股东缴纳出资或者股款的义务。</p> <p>依照前款规定减少注册资本的，不适用前条第二款的规定，但应当自股东会作出减少注册资本决议之日起三十日内在报纸上或者国家企业信用信息公示系统公告。</p> <p>公司依照前两款的规定减少注册资本后，在法定公积金和任意公积金累计额达到公司注册资本百分之五十前，不得分配利润。</p>	<p>第225条</p> <p>会社は、本法第214条第2項の規定に従って欠損を補填した後、なお欠損がある場合、登録資本を減少させて欠損を補填することができる。登録資本を減少させて欠損を補填する場合、会社は、株主に分配してはならず、株主の出資又は株式代金を払い込む義務を免除してはならない。</p> <p>前項の規定に従って登録資本を減少させる場合、前条第2項の規定は適用しない。ただし、株主会が登録資本の減少を決議した日から30日以内に、新聞又は国家企業信用情報公示システムにて公告しなければならない。</p> <p>会社が前2項の規定に従って登録資本を減少させた後、法定積立金及び任意積立金の累計額が会社の登録資本の50%に達するまでは、利益を分配してはならない。</p>
<p>第二百二十六条</p> <p>违反本法规定减少注册资本的，股东应当退还其收到的资金，减免股东出资的应当恢复原状；给公司造成损失的，股东及负有责任的董事、监事、高级管理人员应当承担赔偿责任。</p>	<p>第226条</p> <p>本法の規定に違反して登録資本を減少させた場合、株主は、受領した資金を返還しなければならず、株主の出資を減免する場合は、原状回復しなければならない。会社に損失をもたらした場合、株主並びに責任を負う董事、監事及び高級管理者は、賠償責任を負わなければならない。</p>
<p>第二百二十七条</p> <p>有限责任公司增加注册资本时，股东在同等条件下有权优先按照实缴的出资比例认缴出资。但是，全体股东约定不按照出资比例优先认缴出资的除外。</p> <p>股份有限公司为增加注册资本发行新股时，股东不享有优先认购权，公司章程另有规定或者股东会决议决定股东享有优先认购权的除外。</p>	<p>第227条</p> <p>有限責任会社が登録資本を増加する場合、株主は同等の条件下で優先的に払込み済みの出資比率に応じて出資払込みを引き受ける権利を有する。ただし、全株主が出資比率に応じて出資払込みを優先的に引き受けないことを約定している場合を除く。</p> <p>株式有限会社が登録資本増加のために新株を発行する場合、株主は優先購入引受権を有せず、会社の定款が別途規定を有する場合、又は株主会決議により株主が優先購入引受権を有すると決定する場合を除く。</p>
<p>第二百二十八条</p> <p>有限责任公司增加注册资本时，股东认缴新增资本的出资，依照本法设立有限责任公司缴纳出资的有关规定执行。</p> <p>股份有限公司为增加注册资本发行新股时，股东认购新股，依照本法设立股份有限公司缴纳股款的有关规定执行。</p>	<p>第228条</p> <p>有限責任会社が登録資本を増加する場合、株主が新規増加資本の出資払込みを引き受けるときは、本法の有限責任会社設立による出資払込みに関する規定に従って実行する。</p> <p>株式有限会社が登録資本を増加するために新株を発行する場合、株主が新株の購入を引き受けるときは、本法の株式有限会社設立による株式代金納付に関する規定に従って実行する。</p>
<p>第十二章 公司解散和清算</p>	<p>第12章 会社の解散及び清算</p>
<p>第二百二十九条</p> <p>公司因下列原因解散：</p> <p>（一）公司章程规定的营业期限届满或者公司章程规定的其他解散事由出现；</p>	<p>第229条</p> <p>会社は、以下の原因により解散する。</p> <p>(1) 会社の定款に規定する営業期間が満了し、又は会社の定款に規定する他の解散事由が生じたとき</p>

<p>(二) 股东会决议解散;</p> <p>(三) 因公司合并或者分立需要解散;</p> <p>(四) 依法被吊销营业执照、责令关闭或者被撤销;</p> <p>(五) 人民法院依照本法第二百三十一条的规定予以解散。</p> <p>公司出现前款规定的解散事由,应当在十日内将解散事由通过国家企业信用信息公示系统予以公示。</p>	<p>(2) 株主会が解散を決議したとき</p> <p>(3) 会社の合併又は分割により解散する必要があるとき</p> <p>(4) 法に基づき営業許可証を没収され、閉鎖を命ぜられ、又は取り消されたとき</p> <p>(5) 人民法院が本法第231条の規定により解散させるとき</p> <p>会社に前項に規定する解散事由が生じた場合、10日以内に解散事由を国家企業信用情報公示システムにより公示しなければならない。</p>
<p>第二百三十条</p> <p>公司有前款第一款第一项、第二项情形,且尚未向股东分配财产的,可以通过修改公司章程或者经股东会决议而存续。</p> <p>依照前款规定修改公司章程或者经股东会决议,有限责任公司须经持有三分之二以上表决权的股东通过,股份有限公司须经出席股东会会议的股东所持表决权的三分之二以上通过。</p>	<p>第230条</p> <p>会社は、前条第1項第1号又は第2号の状況に該当し、且つ株主に財産を分配していない場合、会社の定款の変更により、又は株主会の決議を経て存続することができる。</p> <p>前項の規定に従い、会社の定款を変更し、株主会の決議を経る場合、有限責任会社は3分の2以上の表決権を有する株主により可決を経なければならず、株式有限会社は株主会議に出席する株主が保有する表決権の3分の2以上の可決を経なければならない。</p>
<p>第二百三十一条</p> <p>公司经营发生严重困难,继续存续会使股东利益受到重大损失,通过其他途径不能解决的,持有公司百分之十以上表决权的股东,可以请求人民法院解散公司。</p>	<p>第231条</p> <p>会社の経営管理に重大な困難が生じ、引き続き存続した場合は株主の利益に重大な損失をもたらす、他の方法によって解決することができない場合、会社の10%以上の表決権を有する株主は、人民法院に会社の解散を請求することができる。</p>
<p>第二百三十二条</p> <p>公司因本法第二百二十九条第一款第一项、第二项、第四项、第五项规定而解散的,应当清算。董事为公司清算义务人,应当在解散事由出现之日起十五日内组成清算组进行清算。</p> <p>清算组由董事组成,但是公司章程另有规定或者股东会决议另选他人的除外。</p> <p>清算义务人未及时履行清算义务,给公司或者债权人造成损失的,应当承担赔偿责任。</p>	<p>第232条</p> <p>会社は、本法第229条第1項第1号、第2号、第4号又は第5号の規定により解散する場合、清算しなければならない。董事を会社の清算義務者とし、解散事由が生じた日から15日以内に清算組を構成して清算しなければならない。</p> <p>清算組は董事によって構成される。ただし、会社の定款が別途規定を有する場合、又は株主会が他の者を別途選出することを決議した場合を除く。</p> <p>清算義務者が速やかに清算義務を履行せず、会社又は債権者に損失をもたらした場合、賠償責任を負わなければならない。</p>
<p>第二百三十三条</p> <p>公司依照前条第一款的规定应当清算,逾期不成立清算组进行清算或者成立清算组后不清算的,利害关系人可以申请人民法院指定有关人员组成清算组进行清算。人民法院应当受理该申请,并及时组织清算组进行清算。</p> <p>公司因本法第二百二十九条第一款第四项的规定而解散的,作出吊销营业执照、责令关闭或者撤销决定的部门或者公司登记机关,可以申请人民法院指定有关人员组成清算组进行清算。</p>	<p>第233条</p> <p>会社は、前条第1項の規定に従って清算しなければならない場合において、期限を過ぎても清算組を設置して清算を行わず、又は清算組を設置した後に清算しないとき、利害関係者は、関係者を指定して清算組を構成し、清算するよう人民法院に申請することができる。人民法院は当該申請を受理し、且つ速やかに清算組を組織して清算しなければならない。</p> <p>会社が本法第229条第1項第4号の規定により解散する場合、営業許可証の没収、閉鎖命令又は取消しを決定した部門又は会社登記機関は、関係者を指定して清算組を構成し、清算するよう人民法院に申請することができる。</p>

<p>第二百三十四条</p> <p>清算組在清算期間行使下列職權：</p> <p>（一）清理公司財產，分別編制資產負債表和財產清單；</p> <p>（二）通知、公告債權人；</p> <p>（三）處理與清算有關的公司未了結的業務；</p> <p>（四）清繳所欠稅款以及清算過程中產生的稅款；</p> <p>（五）清理債權、債務；</p> <p>（六）分配公司清償債務後的剩餘財產；</p> <p>（七）代表公司參與民事訴訟活動。</p>	<p>第234条</p> <p>清算組は、清算期間中に以下の職權を行使する。</p> <p>(1) 会社の財産を整理し、貸借対照表及び財産リストをそれぞれ作成する</p> <p>(2) 債権者に通知し、又は公告する</p> <p>(3) 清算に関連し、会社が未だ完了させていない業務を処理する</p> <p>(4) 未納の税金及び清算過程において発生した税金を完納する</p> <p>(5) 債権及び債務を整理する</p> <p>(6) 会社が債務を弁済した後の剰余財産を分配する</p> <p>(7) 会社を代表して民事訴訟活動に参加する</p>
<p>第二百三十五条</p> <p>清算組应当自成立之日起十日內通知債權人，并于六十日內在報紙上或者國家企業信用信譽公示系統公告。債權人应当自接到通知之日起三十日內，未接到通知的自公告之日起四十五日內，向清算組申報其債權。</p> <p>債權人申報債權，應當說明債權的有關事項，並提供證明材料。清算組應當對債權進行登記。</p> <p>在申報債權期間，清算組不得對債權人進行清償。</p>	<p>第235条</p> <p>清算組は、設置日から10日以内に債権者に通知し、且つ60日以内に新聞又は国家企業信用情報公示システムにて公告しなければならない。債権者は、通知を受けた日から30日以内に、通知を受けていない場合公告日から45日以内に、清算組に債権を申告しなければならない。</p> <p>債権者が債権を申告する場合、債権に関する事項を説明し、且つ証明資料を提供しなければならない。清算組は、債権について登記しなければならない。</p> <p>債権の申告期間において、清算組は、債権者に対して弁済を行ってはならない。</p>
<p>第二百三十六條</p> <p>清算組在清理公司財產、編制資產負債表和財產清單後，應當制訂清算方案，並報股東會或者人民法院確認。</p> <p>公司財產在分別支付清算費用、職工的工資、社會保險費用和法定補償金，繳納所欠稅款，清償公司債務後的剩餘財產，有限責任公司按照股東的出資比例分配，股份有限公司按照股東持有的股份比例分配。</p> <p>清算期間，公司存續，但不得開展與清算無關的經營活動。公司財產在未依照前款規定清償前，不得分配給股東。</p>	<p>第236条</p> <p>清算組は、会社の財産を整理し、貸借対照表及び財産リストを作成した後、清算案を作成し、且つ株主会又は人民法院に報告して確認を受けなければならない。</p> <p>会社の財産から清算費用、従業員の賃金、社会保険料及び法定の補償金をそれぞれ支払い、未納税金を納付し、会社の債務を弁済した後の剰余財産について、有限責任会社は株主の出資比率に応じて分配し、株式有限会社は株主が保有する株式比率に応じて分配する。</p> <p>清算期間において、会社は存続する。ただし、清算と関係の無い経営活動を展開してはならない。会社の財産は、前項の規定により弁済されるまで、株主に分配してはならない。</p>
<p>第二百三十七條</p> <p>清算組在清理公司財產、編制資產負債表和財產清單後，發現公司財產不足清償債務的，應當依法向人民法院申請破產清算。</p> <p>人民法院受理破產申請後，清算組應當將清算事務移交給人民法院指定的破產管理人。</p>	<p>第237条</p> <p>清算組は、会社の財産を整理し、貸借対照表及び財産リストを作成した後、会社の財産が債務の弁済に不足することが発覚した場合、法に基づき人民法院に破産清算を申請しなければならない。</p> <p>人民法院が破産申請を受理した後、清算組は清算事務を人民法院が指定する破産管理人に移管しなければならない。</p>
<p>第二百三十八條</p> <p>清算組成員履行清算職責，負有忠實義務和勤勉義務。</p>	<p>第238条</p> <p>清算組の構成員は、清算の職責を履行し、忠実義務及び勤勉義務を負う。</p>

<p>清算组成员怠于履行清算职责,给公司造成损失的,应当承担赔偿责任;因故意或者重大过失给债权人造成损失的,应当承担赔偿责任。</p>	<p>清算組の構成員は、清算の職責の履行を怠り、会社に損失をもたらした場合、賠償責任を負わなければならない。故意又は重大な過失により債権者に損失をもたらした場合は、賠償責任を負わなければならない。</p>
<p>第二百三十九条 公司清算结束后,清算组应当制作清算报告,报股东会或者人民法院确认,并报送公司登记机关,申请注销公司登记。</p>	<p>第239条 会社の清算が終了した後、清算組は、清算報告を作成し、株主会に報告又は人民法院に報告して確認を受け、且つ会社登記機関に提出し、会社登記の抹消を申請しなければならない。</p>
<p>第二百四十条 公司在存续期间未产生债务,或者已清偿全部债务的,经全体股东承诺,可以按照规定通过简易程序注销公司登记。 通过简易程序注销公司登记,应当通过国家企业信用信息公示系统予以公告,公告期限不少于二十日。公告期限届满后,未有异议的,公司可以在二十日内向公司登记机关申请注销公司登记。 公司通过简易程序注销公司登记,股东对本条第一款规定的内容承诺不实的,应当对注销登记前的债务承担连带责任。</p>	<p>第240条 会社は、存続期間中に債務が発生せず、又は全ての債務を弁済した場合、全株主の承諾を経て、規定に従い簡易手続により会社登記を抹消することができる。 簡易手続により会社登記を抹消する場合、国家企業信用情報公示システムにより公告しなければならず、公告期限は20日を下回らない。公告期間が満了した後、異議がない場合、会社は、20日以内に会社登記機関に会社登記の抹消を申請することができる。 会社が簡易手続により会社登記を抹消した場合、株主は、本条第1項に規定する内容に対する誓約が不実のとき、登記抹消前の債務に対して連帯責任を負わなければならない。</p>
<p>第二百四十一条 公司被吊销营业执照、责令关闭或者被撤销,满三年未向公司登记机关申请注销公司登记的,公司登记机关可以通过国家企业信用信息公示系统予以公告,公告期限不少于六十日。公告期限届满后,未有异议的,公司登记机关可以注销公司登记。 依照前款规定注销公司登记的,原公司股东、清算义务人的责任不受影响。</p>	<p>第241条 会社が営業許可証を没収され、閉鎖を命ぜられ、又は取り消された場合において、3年間会社登記機関に会社登記の抹消を申請していないとき、会社登記機関は、国家企業信用情報公示システムにより公告することができ、公告期間は60日を下回らない。公告期間が満了した後、異議が無い場合、会社登記機関は、会社登記を抹消することができる。 前項の規定に従って会社登記を抹消する場合、元の会社の株主及び清算義務者の責任は影響を受けない。</p>
<p>第二百四十二条 公司被依法宣告破产的,依照有关企业破产的法律实施破产清算。</p>	<p>第242条 会社が法に基づき破産を宣告された場合、企業の破産に関する法律に基づいて破産清算を実施する。</p>
<p>第十三章 外国公司的分支机构</p>	<p>第13章 外国会社の分支機構</p>
<p>第二百四十三条 本法所称外国公司,是指依照外国法律在中华人民共和国境外设立的公司。</p>	<p>第243条 本法にいう外国会社とは、外国の法律に基づき中華人民共和国外で設立された会社を指す。</p>
<p>第二百四十四条 外国公司在中华人民共和国境内设立分支机构,应当向中国主管机关提出申请,并提交其公司章程、所属国的公司登记证书等有关文件,经批准后,向公司登记机关依法办理登记,领取营业执照。 外国公司分支机构的审批办法由国务院另行规定。</p>	<p>第244条 外国会社が中華人民共和国の国内で分支機構を設立する場合、中国の主管機関に申請し、且つ会社の定款、所在国の会社登記証書等の関連文書を提出し、認可を経た後、会社登記機関にて法に基づき登記手続を行い、営業許可証を受領しなければならない。 外国会社の分支機構の審査認可弁法は、國務院が別途規定する。</p>

<p>第二百四十五条</p> <p>外国公司在中华人民共和国境内设立分支机构，应当在中华人民共和国境内指定负责该分支机构的代表人或者代理人，并向该分支机构拨付与其所从事的经营活动相适应的资金。</p> <p>对外国公司分支机构的经营资金需要规定最低限额的，由国务院另行规定。</p>	<p>第245条</p> <p>外国企業が中華人民共和国の国内で分支機構を設立する場合、中華人民共和国の国内で当該分支機構に責任を負う代表者又は代理人を指定し、且つ当該分支機構に対し、従事する経営活動に適した資金を拠出しなければならない。</p> <p>外国会社の分支機構の経営資金について最低限度額を規定する必要がある場合は、國務院が別途規定する。</p>
<p>第二百四十六条</p> <p>外国公司的分支机构应当在其名称中标明该外国公司的国籍及责任形式。</p> <p>外国公司的分支机构应当在本机构中置备该外国公司章程。</p>	<p>第246条</p> <p>外国会社の分支機構は、その名称中に当該外国会社の国籍及び責任形式を明記しなければならない。</p> <p>外国会社の分支機構は、機構内に当該外国会社の定款を備え置かなければならない。</p>
<p>第二百四十七条</p> <p>外国公司在中华人民共和国境内设立的分支机构不具有中国法人资格。</p> <p>外国公司对其分支机构在中华人民共和国境内进行经营活动承担民事责任。</p>	<p>第247条</p> <p>外国会社が中華人民共和国の国内に設立した分支機構は、中国の法人格を有しない。</p> <p>外国会社は、自社の分支機構が中華人民共和国の国内で経営活動を行うことに対して民事責任を負う。</p>
<p>第二百四十八条</p> <p>经批准设立的外国公司分支机构，在中华人民共和国境内从事业务活动，应当遵守中国的法律，不得损害中国的社会公共利益，其合法权益受中国法律保护。</p>	<p>第248条</p> <p>認可を経て設立された外国会社の分支機構は、中華人民共和国の国内で業務活動に従事する場合、中国の法律を遵守しなければならない。中国の社会公共の利益を損なってはならず、その合法的權益は中国の法律の保護を受ける。</p>
<p>第二百四十九条</p> <p>外国公司撤销其在中华人民共和国境内的分支机构时，应当依法清偿债务，依照本法有关公司清算程序的规定进行清算。未清偿债务之前，不得将其分支机构的财产转移至中华人民共和国境外。</p>	<p>第249条</p> <p>外国会社が、中華人民共和国の国内の分支機構を取り消す場合、法に基づき債務を弁済し、本法の会社清算手順に関する規定に従って清算しなければならない。債務を弁済するまでは、その分支機構の財産を中華人民共和国の国外に移転してはならない。</p>
<p>第十四章 法律责任</p>	<p>第14章 法的責任</p>
<p>第二百五十条</p> <p>违反本法规定，虚报注册资本、提交虚假材料或者采取其他欺诈手段隐瞒重要事实取得公司登记的，由公司登记机关责令改正，对虚报注册资本的公司，处以虚报注册资本金额百分之五以上百分之十五以下的罚款；对提交虚假材料或者采取其他欺诈手段隐瞒重要事实的公司，处以五万元以上二百万元以下的罚款；情节严重的，吊销营业执照；对直接负责的主管人员和其他直接责任人员处以三万元以上三十万元以下的罚款。</p>	<p>第250条</p> <p>本法の規定に違反し、登録資本を虚偽報告し、虚偽の資料を提出し、又は他の詐欺手段を用いて重要事実を隠し、会社登記を取得した場合、会社登記機関が改善を命じ、登録資本を虚偽報告した会社に対しては、虚偽報告した登録資本額の5%以上15%以下の罰金に処する。虚偽の資料を提出し、又は他の詐欺手段を用いて重要事実を隠した会社に対しては、5万元以上200万元以下の罰金に処する。情状が重い場合は、営業許可証を没収する。直接責任を負う主管者及び他の直接責任者に対しては、3万元以上30万元以下の罰金に処する。</p>
<p>第二百五十一条</p> <p>公司未依照本法第四十条规定公示有关信息或者不如实公示有关信息的，由公司登记机关责令改正，可以处以一万元以上五万元以下的罚款。情节严重的，处以五万元以上二十万元以下的罚款；对直接</p>	<p>第251条</p> <p>会社が本法第40条の規定に従って関連情報を公示せず、又は事実どおりに関連情報を公示しない場合、会社登記機関が改善を命じ、1万元以上5万元以下の罰金に処することができる。情状が重い場合は、5万元以上20万元以下の罰金に処す</p>

<p>负责的主管人员和其他直接责任人员处以一万元以上十万元以下的罚款。</p>	<p>る。直接責任を負う主管者及び他の直接責任者に対しては、1万元以上10万元以下の罰金に処する。</p>
<p>第二百五十二条 公司的发起人、股东虚假出资，未交付或者未按期交付作为出资的货币或者非货币财产的，由公司登记机关责令改正，可以处以五万元以上二十万元以下的罚款；情节严重的，处以虚假出资或者未出资金额百分之五以上百分之十五以下的罚款；对直接负责的主管人员和其他直接责任人员处以一万元以上十万元以下的罚款。</p>	<p>第252条 会社の発起人又は株主が虚偽の出資を行い、出資とする貨幣又は非貨幣財産を交付せず、又は期限どおりに交付しない場合、会社登記機関が改善を命じ、5万元以上20万元以下の罰金に処することができる。情状が重い場合は、虚偽の出資額又は未出資額の5%以上15%以下の罰金に処する。直接責任を負う主管者及び他の直接責任者に対しては、1万元以上10万元以下の罰金に処する。</p>
<p>第二百五十三条 公司的发起人、股东在公司成立后，抽逃其出资的，由公司登记机关责令改正，处以所抽逃出资金额百分之五以上百分之十五以下的罚款；对直接负责的主管人员和其他直接责任人员处以三万元以上三十万元以下的罚款。</p>	<p>第253条 会社の発起人又は株主が、会社設立後、出資を秘密裏に引き揚げた場合、会社登記機関は改善を命じ、秘密裏に引き揚げた出資額の5%以上15%以下の罰金に処する。直接責任を負う主管者及び他の直接責任者に対しては、3万元以上30万元以下の罰金に処する。</p>
<p>第二百五十四条 有下列行为之一的，由县级以上人民政府财政部门依照《中华人民共和国会计法》等法律、行政法规的规定处罚： （一）在法定的会计账簿以外另立会计账簿； （二）提供存在虚假记载或者隐瞒重要事实的财务会计报告。</p>	<p>第254条 以下の行為のいずれかがある場合、県級以上の人民政府財政部門が『中華人民共和國會計法』等の法律、行政法規の規定に基づいて処罰する。 (1) 法定の会計帳簿以外に別途会計帳簿を置いた (2) 虚偽の記載が存在し、又は重要事実を隠した財務会計報告を提出した</p>
<p>第二百五十五条 公司在合并、分立、减少注册资本或者进行清算时，不依照本法规定通知或者公告债权人的，由公司登记机关责令改正，对公司处以一万元以上十万元以下的罚款。</p>	<p>第255条 会社が合併、分割、登録資本の減少又は清算の実行のとき、本法の規定に従って債権者に通知又は公告をしていない場合、会社登記機関が改善を命じ、会社に対しては、1万元以上10万元以下の罰金に処する。</p>
<p>第二百五十六条 公司在进行清算时，隐匿财产，对资产负债表或者财产清单作虚假记载，或者在未清偿债务前分配公司财产的，由公司登记机关责令改正，对公司处以隐匿财产或者未清偿债务前分配公司财产金额百分之五以上百分之十以下的罚款；对直接负责的主管人员和其他直接责任人员处以一万元以上十万元以下的罚款。</p>	<p>第256条 会社が清算するとき、財産を隠し、貸借対照表又は財産リストに虚偽記載を行い、又は債務を弁済するまでに会社の財産を分配した場合、会社登記機関が改善を命じ、会社に対しては、隠した財産又は債務を弁済するまでに分配した会社の財産の金額の5%以上15%以下の罰金に処する。直接責任を負う主管者及び他の直接責任者に対しては、1万元以上10万元以下の罰金に処する。</p>
<p>第二百五十七条 承担资产评估、验资或者验证的机构提供虚假材料或者提供有重大遗漏的报告的，由有关部门依照《中华人民共和国资产评估法》、《中华人民共和国注册会计师法》等法律、行政法规的规定处罚。 承担资产评估、验资或者验证的机构因其出具的评估结果、验资或者验证证明不实，给公司债权人造</p>	<p>第257条 資産評価、出資監査、又は検証を担う機関が虚偽の資料を提出し、重大な漏れのある報告を提供した場合、関連部門が『中華人民共和國資産評価法』、『中華人民共和國公認會計士法』等の法律、行政法規の規定に従って処罰する。 資産評価、出資監査又は検証を担う機関は、発行する評価結果、出資監査又は検証証明が不実であることにより、会社</p>

<p>成損失的, 除能够证明自己没有过错的外, 在其评估或者证明不实的金额范围内承担赔偿责任。</p>	<p>の債権者に損失を与えた場合、自らに過誤の無いことを証明することができる場合を除き、評価又は証明の不実の金額範囲内において賠償責任を負う。</p>
<p>第二百五十八条 公司登记机关违反法律、行政法规规定未履行职责或者履行职责不当的, 对负有责任的领导人员和直接责任人员依法给予政务处分。</p>	<p>第258条 会社登記機関が法律、行政法規の規定に違反して職責を履行せず、又は職責履行が正しくない場合、責任を負う指導者や直接責任者に対しては、法に基づき政務処分を与える。</p>
<p>第二百五十九条 未依法登记为有限责任公司或者股份有限公司, 而冒用有限责任公司或者股份有限公司名义的, 或者未依法登记为有限责任公司或者股份有限公司的分公司, 而冒用有限责任公司或者股份有限公司的分公司名义的, 由公司登记机关责令改正或者予以取缔, 可以并处十万元以下的罚款。</p>	<p>第259条 法に基づいて有限責任会社又は株式有限会社として登記せず、有限責任会社又は株式有限会社の名義を詐称している場合、又は法に基づいて有限責任会社又は株式有限会社の分公司として登録せず、有限責任会社又は株式有限会社の分公司の名義を詐称している場合、会社登記機関が改善を命じ又は取締りを行い、併せて10万元以下の罰金に処することができる。</p>
<p>第二百六十条 公司成立后无正当理由超过六个月未开业的, 或者开业后自行停业连续六个月以上的, 公司登记机关可以吊销营业执照, 但公司依法办理歇业的除外。 公司登记事项发生变更时, 未依照本法规定办理有关变更登记, 由公司登记机关责令限期登记; 逾期不登记的, 处以一万元以上十万元以下的罚款。</p>	<p>第260条 会社設立後に正当な理由なく6ヶ月を超えても開業せず、又は開業後に自ら連続6ヶ月以上操業停止している場合、会社登記機関は、営業許可証を没収することができる。ただし、会社が法に基づき休眠手続きを行っている場合を除く。 会社の登記事項に変更が生じた場合において、本法の規定に従って関連の登記変更を行っていないときは、会社登記機関が期限を定めて登記を命じる。期限を過ぎても登記しない場合は、1万元以上10万元以下の罰金に処する。</p>
<p>第二百六十一条 外国公司违反本法规定, 擅自在中华人民共和国境内设立分支机构的, 由公司登记机关责令改正或者关闭, 可以并处五万元以上二十万元以下的罚款。</p>	<p>第261条 外国会社が本法の規定に違反し、無断で中華人民共和國の国内に分支機構を設立した場合、会社登記機関が改善又は閉鎖を命じ、併せて5万元以上20万元以下の罰金に処することができる。</p>
<p>第二百六十二条 利用公司名义从事危害国家安全、社会公共利益的严重违法行为的, 吊销营业执照。</p>	<p>第262条 会社の名義を利用して国家の安全、社会公共の利益に危害を及ぼす重大な違法行為に従事する場合、営業許可証を没収する。</p>
<p>第二百六十三条 公司违反本法规定, 应当承担民事赔偿责任和缴纳罚款、罚金的, 其财产不足以支付时, 先承担民事赔偿责任。</p>	<p>第263条 会社は、本法の規定に違反し、民事賠償責任及び行政上又は刑事上の罰金を納付しなければならない場合において、財産が支払いに不足するときは、まず民事賠償責任を負う。</p>
<p>第二百六十四条 违反本法规定, 构成犯罪的, 依法追究刑事责任。</p>	<p>第264条 本法の規定に違反し、犯罪を構成する場合、法に基づき刑事責任を追及する。</p>
<p>第十五章 附則</p>	<p>第15章 附則</p>
<p>第二百六十五条 本法下列用语的含义: (一) 高级管理人员, 是指公司的经理、副经理、财务负责人, 上市公司董事会秘书和公司章程规定的其他人员。</p>	<p>第265条 本法の以下の用語の定義は、次のとおりとする。 (1) 高級管理者とは、会社の総経理、副総経理、財務責任者、上場会社の董事会秘書及び会社の定款に規定する他の人員を指す。</p>

<p>(二) 控股股东，是指其出资额占有限责任公司资本总额超过百分之五十或者其持有的股份占股份有限公司股本总额超过百分之五十的股东；出资额或者持有股份的比例虽然低于百分之五十，但依其出资额或者持有的股份所享有的表决权已足以对股东会的决议产生重大影响的股东。</p> <p>(三) 实际控制人，是指通过投资关系、协议或者其他安排，能够实际支配公司行为的人。</p> <p>(四) 关联关系，是指公司控股股东、实际控制人、董事、监事、高级管理人员与其直接或者间接控制的企业之间的关系，以及可能导致公司利益转移的其他关系。但是，国家控股的企业之间不仅因为同受国家控股而具有关联关系。</p>	<p>(2) 支配株主とは、有限責任会社の資本総額に占める自らの出資額が50%を超える株主、又は株式有限会社の株式総額に占める自らの保有株式が50%を超える株主、及び出資額又は保有株式の比率が50%を下回るものの自らの出資額又は保有株式によって有する表決権が株主会の決議に重大な影響を及ぼすに足る株主を指す。</p> <p>(3) 実質的支配者とは、投資関係、契約又はその他の取決めにより、実際に会社の行為を支配することができる者を指す。</p> <p>(4) 関連関係とは、会社の支配株主、実質的支配者、董事、監事、高級管理者と、自らの直接又は間接的に支配する企業との間の関係及び会社の利益移転を招く可能性のあるその他の関係を指す。ただし、国が支配する企業の間において、同じく国の支配を受けることのみによっては関連関係を有しない。</p>
<p>第二百六十六条</p> <p>本法自2024年7月1日起施行。</p> <p>本法施行前已登记设立的公司，出资期限超过本法规定的期限的，除法律、行政法规或者国务院另有规定外，应当逐步调整至本法规定的期限以内；对于出资期限、出资额明显异常的，公司登记机关可以依法要求其及时调整。具体实施办法由国务院规定。</p>	<p>第266条</p> <p>本法は、2024年7月1日から施行する。</p> <p>本法の施行前に既に登記設立された会社は、出資期限が本法に規定する期限を超える場合、法律、行政法规又は国务院が別途規定を有する場合を除き、本法が規定する期限以内になるよう逐次調整しなければならない。出資期限、出資額が明らかに異常である場合、会社登記機関は、法に基づき速やかに調整することを当該会社に要求することができる。具体的な実施弁法は、国务院が規定する。</p>

データ越境移転の促進及び規範化に関する規定 促进和规范数据跨境流动规定

国家インターネット情報弁公室令 第16号

「データ越境移転の促進及び規範化に関する規定」は、2023年11月28日国家インターネット情報弁公室 2023年第26回室務会議にて審議、可決したため、ここに公布し、公布日より施行する。

国家インターネット情報弁公室主任 庄栄文

2024年3月22日

翻訳：華鐘コンサルタントグループ

中国語原文	日本語対訳
<p>第一条 为了保障数据安全，保护个人信息权益，促进数据依法有序自由流动，根据《中华人民共和国网络安全法》、《中华人民共和国数据安全法》、《中华人民共和国个人信息保护法》等法律法规，对于数据出境安全评估、个人信息出境标准合同、个人信息保护认证等数据出境制度的施行，制定本规定。</p>	<p>第1条 データの安全を保障し、個人情報の権益を保護し、データの合法的で秩序ある移転を促進するために、「中華人民共和国ネットワーク安全法」、「中華人民共和国データ安全法」、「中華人民共和国個人情報保護法」等の法律法規に基づき、データ出国安全評価、個人情報出国標準契約、個人情報保護認証等のデータ出国制度の施行に対し、本規定を制定する。</p>
<p>第二条 数据处理者应当按照相关规定识别、申报重要数据。未被相关部门、地区告知或者公开发布为重要数据的，数据处理者不需要作为重要数据申报数据出境安全评估。</p>	<p>第2条 データ処理者は、関連規定に従って重要データを識別、申告しなければならない。関連の部門や地域から重要データとして告知されていない、又は公表されていない場合、データ処理者は重要なデータとしてデータ出国安全評価を申告する必要はない。</p>
<p>第三条 国际贸易、跨境运输、学术合作、跨国生产制造和市场营销等活动中收集和产生的数据向境外提供，不包含个人信息或者重要数据的，免于申报数据出境安全评估、订立个人信息出境标准合同、通过个人信息保护认证。</p>	<p>第3条 国際貿易、越境輸送、学術合作、国を越えた生産製造及びマーケティング等の活動において収集、生成したデータを国外に提供するが、個人情報又は重要なデータを含まない場合は、データの出国安全評価の申告、個人情報出国標準契約の締結、個人情報保護認証の取得を免除する。</p>
<p>第四条 数据处理者在境外收集和产生的个人信息传输至境内处理后向境外提供，处理</p>	<p>第4条 データ処理者が国外で収集、生成した個人情報を国内に伝送し、処理した後</p>

<p>过程中没有引入境内个人信息或者重要数据的，免于申报数据出境安全评估、订立个人信息出境标准合同、通过个人信息保护认证。</p>	<p>に国外に提供するとき、処理過程において国内の個人情報又は重要データを導入していない場合、データ出国安全評価の申告、個人情報出国基準契約の締結、個人情報保護認証の取得を免除する。</p>
<p>第五条 数据处理者向境外提供个人信息，符合下列条件之一的，免于申报数据出境安全评估、订立个人信息出境标准合同、通过个人信息保护认证：</p> <p>（一）为订立、履行个人作为一方当事人的合同，如跨境购物、跨境寄递、跨境汇款、跨境支付、跨境开户、机票酒店预订、签证办理、考试服务等，确需向境外提供个人信息的；</p> <p>（二）按照依法制定的劳动规章制度和依法签订的集体合同实施跨境人力资源管理，确需向境外提供员工个人信息的；</p> <p>（三）紧急情况下为保护自然人的生命健康和财产安全，确需向境外提供个人信息的；</p> <p>（四）关键信息基础设施运营者以外的数据处理者自当年1月1日起累计向境外提供不满10万人个人信息（不含敏感个人信息）的。</p> <p>前款所称向境外提供的个人信息，不包括重要数据。</p>	<p>第5条 データ処理者が国外に個人情報を提供し、以下の条件のうちのひとつに該当する場合、データ出国安全評価の申告、個人情報出国標準契約の締結、個人情報保護認証の取得を免除する。</p> <p>(1) 個人を当事者の一方とする契約、例えば越境ショッピング、越境郵送、越境送金、越境支払、越境の口座開設、航空券やホテルの予約、査証手続き、試験サービス等の契約を締結、履行するために、国外へ個人情報を提供する確たる必要がある場合。</p> <p>(2) 法に基づき制定された労働規則制度や法に基づき締結した集団契約に従い国境を越えた人的資源の管理を実施し、国外に従業員の個人情報を提供する確たる必要がある場合。</p> <p>(3) 緊急の状況下で、自然人の生命の健康と財産の安全を保護するために、国外に個人情報を提供する確たる必要がある場合。</p> <p>(4) 重要情報インフラ運営者以外のデータ処理者が、国外に個人情報（デリケートな個人情報を含まない）を提供するが、当年1月1日から累計で10万人に満たない場合。</p> <p>前項でいうところの国外へ提供する個人情報には、重要なデータを含まない。</p>
<p>第六条 自由贸易试验区在国家数据分类分级保护制度框架下，可以自行制定区内需要纳入数据出境安全评估、个人信息出境标准合同、个人信息保护认证管理范围的数据清单（以下简称负面清单），经省级网络安全和信息化委员会批准后，报国家网信部门、国家数据管理部门备案。</p> <p>自由贸易试验区内数据处理者向境外提</p>	<p>第6条 自由貿易試験区は、国家データ種類別等級別保護制度の枠組みのもとで、自ら区内でデータ出国安全評価、個人情報出国標準契約、個人情報保護認証管理範囲に組み入れる必要のあるデータのリスト（以下、ネガティブリストという）を制定ことができ、省級ネットワーク安全及び情報化委員会の認可を得た上で国家インター</p>

<p>供负面清单外的数据，可以免于申报数据出境安全评估、订立个人信息出境标准合同、通过个人信息保护认证。</p>	<p>ネット情報部門、国家データ管理部門に届出を行う。</p> <p>自由貿易試験区内のデータ処理者が国外にネガティブリスト外のデータを提供する場合、データ出国安全評価の申告、個人情報出国標準契約の締結、個人情報保護認証の取得を免除することができる。</p>
<p>第七条 数据处理者向境外提供数据，符合下列条件之一的，应当通过所在地省级网信部门向国家网信部门申报数据出境安全评估：</p> <p>（一）关键信息基础设施运营者向境外提供个人信息或者重要数据；</p> <p>（二）关键信息基础设施运营者以外的数据处理者向境外提供重要数据，或者自当年 1 月 1 日起累计向境外提供 100 万人以上个人信息（不含敏感个人信息）或者 1 万人以上敏感个人信息。</p> <p>属于本规定第三条、第四条、第五条、第六条规定情形的，从其规定。</p>	<p>第 7 条 データ処理者が国外にデータを提供し、以下の条件のうちひとつに該当する場合、所在地の省級インターネット情報部門を通じて国家インターネット情報部門にデータ出国安全評価を申告しなければならない。</p> <p>(1) 重要情報インフラ運営者が、国外に個人情報又は重要データを提供する場合。</p> <p>(2) 重要情報インフラ運営者以外のデータ処理者が国外に重要データを提供し、又は当年 1 月 1 日から累計で 100 万人以上の個人情報（デリケートな個人情報を含まない）又は 1 万人以上のデリケートな個人情報を国外に提供する場合。</p> <p>本規定第 3 条、第 4 条、第 5 条、第 6 条に規定する状況に該当する場合、その規定に従う。</p>
<p>第八条 关键信息基础设施运营者以外的数据处理者自当年 1 月 1 日起累计向境外提供 10 万人以上、不满 100 万人个人信息（不含敏感个人信息）或者不满 1 万人敏感个人信息的，应当依法与境外接收方订立个人信息出境标准合同或者通过个人信息保护认证。</p> <p>属于本规定第三条、第四条、第五条、第六条规定情形的，从其规定。</p>	<p>第 8 条 重要情報インフラ運営者以外のデータ処理者が、当年 1 月 1 日から累計 10 万人以上 100 万人未満の個人情報（デリケートな個人情報を含まない）又は 1 万人未満のデリケートな個人情報を国外に提供する場合、法に基づいて国外の受領者と個人情報出国標準契約を締結し、又は個人情報保護認証を取得しなければならない。</p> <p>本規定第 3 条、第 4 条、第 5 条、第 6 条に規定する状況に該当する場合、その規定に従う。</p>
<p>第九条 通过数据出境安全评估的结果有效期为 3 年，自评估结果出具之日起计算。有效期届满，需要继续开展数据出境活动且未</p>	<p>第 9 条 データ出国安全評価による結果の有効期間は 3 年であり、評価結果が発行された日から起算する。有効期間が満了して、</p>

<p>发生需要重新申报数据出境安全评估情形的，数据处理者可以在有效期届满前 60 个工作日内通过所在地省级网信部门向国家网信部门提出延长评估结果有效期申请。经国家网信部门批准，可以延长评估结果有效期 3 年。</p>	<p>データ出国活動の継続を必要とし、かつ、データ出国安全評価を再申告すべき状況が発生していない場合、データ処理者は、有効期間満了前 60 営業日以内に、所在地の省級インターネット情報部門を通じて国家インターネット情報部門に評価結果有効期間の延長申請を提出することができる。国家インターネット情報部門の認可を得て、評価結果有効期間を 3 年間延長することができる。</p>
<p>第十条 数据处理者向境外提供个人信息的，应当按照法律、行政法规的规定履行告知、取得个人单独同意、进行个人信息保护影响评估等义务。</p>	<p>第 10 条 データ処理者が国外に個人情報を提供する場合、法律、行政法規の規定に従った告知、個人単独の同意の取得、個人情報保護影響評価等の義務を履行しなければならない。</p>
<p>第十一条 数据处理者向境外提供数据的，应当遵守法律、法规的规定，履行数据安全保护义务，采取技术措施和其他必要措施，保障数据出境安全。发生或者可能发生数据安全事件的，应当采取补救措施，及时向省级以上网信部门和其他有关主管部门报告。</p>	<p>第 11 条 データ処理者が国外にデータを提供する場合、法律法規の規定を遵守し、データ安全保護義務を履行し、技術措置やその他必要な措置を講じて、データ出国の安全を保障しなければならない。データセキュリティ事件が発生した場合、又は発生する可能性がある場合、救済措置を講じ、速やかに省級以上のインターネット情報部門及びその他の関係主管部門に報告しなければならない。</p>
<p>第十二条 各地网信部门应当加强对数据处理者数据出境活动的指导监督，健全完善数据出境安全评估制度，优化评估流程；强化事前事中事后全链条全领域监管，发现数据出境活动存在较大风险或者发生数据安全事件的，要求数据处理者进行整改，消除隐患；对拒不改正或者造成严重后果的，依法追究法律责任。</p>	<p>第 12 条 各地のインターネット情報部門は、データ処理者のデータ出国活動に対する指導・監督を強化し、データ出国安全評価制度を健全化して整備し、評価プロセスを最適化しなければならない。事前事中事後の全プロセス、全領域に対する監督管理を強化し、データ出国活動に比較的大きなリスクが存在すること、又はデータ安全事件の発生が発覚した場合、データ処理者に対し、改善とリスクの除去を求めなければならない。改正を拒否した場合、又は深刻な結果をまねいた場合、法に基づき法的責任を追及する。</p>
<p>第十三条 2022 年 7 月 7 日公布的《数据出境</p>	<p>第 13 条 2022 年 7 月 7 日公布の「データ</p>

<p>安全评估办法》（国家互联网信息办公室令第11号）、2023年2月22日公布的《个人信息出境标准合同办法》（国家互联网信息办公室令第13号）等相关规定与本规定不一致的，适用本规定。</p>	<p>出国安全評価弁法」（国家インターネット情報弁公室令第11号）、2023年2月22日公布の「個人情報出国標準契約弁法」（国家インターネット情報弁公室令第13号）等の関連規定が本規定と一致しない場合、本規定を適用する。</p>
<p>第十四条 本規定自公布之日起施行。</p>	<p>第14条 本規定は公布日から施行する。</p>



華鐘諮詢

中国における外国人ビジネスパーソンの仕事・生活に関する手引 (2024年版)

注意事項

日常生活面でのサービス

1. 通信カードの手続き
2. 銀行カードの取得
3. モバイル決済の開通
4. 外貨から人民元現金への両替
5. 交通機関の利用
6. 宿泊手続き

中国での滞在、居留について

1. ビザの延長手続き
2. 居留許可の手続き

ソーシャル・サービス

1. 工作許可証の手続き
2. 社会保険の手続き
3. 個人所得税の納付

注意事項

1. 中国に入国後、できるだけ早く臨時宿泊登記を行う

(1) ホテルに宿泊する場合は、ホテルが登記手続きを行う。

有効なパスポートまたはその他の国際旅行証明書を持ち、ホテルのフロントで手続きを行う。

(2) その他の場所に宿泊する場合は、都市部では24時間以内に居住地の派出所に申告し、農村部では72時間以内に居住地の派出所に申告すること。

有効なパスポートまたはその他の国際旅行証明書、賃貸借契約書または不動産所有権証を持ち、居住地の派出所にて手続きを行う。

2. 中国で勤務、生活する期間においては、以下の事項に注意しなければならない

(1) ビザの有効期間

ビザを保有して入国し、中国国内で勤務、生活する予定の方は、入国日から30日以内に、条件に基づき居留許可に変更する。ビザの滞在期間を延長する必要がある場合は、ビザに記載された滞在期間満了の7日前までに、滞在地の県級以上の地方人民政府公安機関出入国管理部門に申請し、要求に従い申請事由に関する資料を提出しなければならない。

(2) 居留許可の有効期間

居留許可の期間満了後も引き続き中国に滞在する場合、期間満了の30日前までに延長を申請しなければならない。有効な居留許可の保持者が新しいパスポートに交換する場合、または他の居留証明の登記事項に変更が生じた場合、10日以内に、公安機関の出入国管理部門で情報変更の申請手続きを行わなければならない。

(3) 工作許可証の有効期間

- ① 工作許可通知を取得し、かつZビザを保持して入国している場合は、ビザに記載された滞在期限に従って中国に滞在しなければならない。滞在期間が90日を超える場合、入国日から30日以内に、勤務先所在地の「外国人来華工作管理部門」で「外国人工作許可証」を申請、受領し、記載された有効期間に従って中国で勤務しなければならない。
- ② 「外国人工作許可証」の有効期間満了の30日前までに、勤務先所在地の「外国人来華工作管理部門」で延長を申請しなければならない。
- ③ 個人情報（氏名、パスポート番号、職務）などの事項に変更が発生した場合、変更事項の発生日から10営業日以内に、勤務先所在地の「外国人来華工作管理部門」で変更

を申請しなければならない。

(4) その他の注意事項

- ①中国のソーシャルプラットフォームにメッセージを残す場合は、中国の法律法規を遵守しなければならない。
- ②猫や犬などのペットを飼育する場合は、関連の規定を遵守しなければならない。
- ③国が直接軍事目的に用いる建築物、場所、施設などの軍事施設の写真を撮らないこと。

3. 中国における緊急連絡先

人身または財産が侵害されたとき：「110」に電話をする

火災が発生したとき：「119」に電話をする

救急車を呼びたいとき：「120」に電話をする

パスポートを紛失したとき：直ちに紛失地の派出所へ紛失届を出す

日常生活面でのサービス

1. 通信カードの手続き

- (1) パスポートまたは外国人永久居住身分証を持参し、中国電信、中国移动、中国聯通、中国広電などの通信事業者の営業所でSIMカードの取得手続きを行い、モバイル通信サービスを開通させる。
- (2) モバイル通信サービスのセットプランには通常、通話時間、データ通信量などが含まれる。通信事業者ごとに、ユーザーのニーズに応じた様々な通信プランを提供しており、ユーザーは必要に応じて適切なプランを選択することができる。
※通常、通信量には上限がある。通信プランに含まれる通信量が少ない場合、ネットワークを使用しないときには、オンライン機能をストップさせることができる。大容量にしたい場合は、通信事業者に問い合わせ、適切な通信プランを選択するようお勧めする。

2. 銀行カードの取得

- (1) パスポートまたは外国人永久居住身分証、工作許可証、中国国内の携帯電話番号を持参し、商業銀行の営業所で手続きする（銀行により具体的な要求が異なるため、詳細は各営業所の顧客担当者に問い合わせること）。
- (2) 口座開設申請表に記入し、銀行カードの申請手続きを行う。
- (3) 銀行カードを取得した後は、速やかにATMでパスワードの検証または変更を行う。カード手続きをする際に、対応する銀行のインターネットバンキングのアプリをダウンロードすることをお勧めする。
- (4) カードは適切に保管し、紛失したり、他人または犯罪者に盗用されたりしないようにすること。紛失した場合は、速やかに銀行に紛失届を出さなければならない。

3. モバイル決済の開通

- (1) 携帯電話を使用する際は「微信（WeChat）」または「支付宝（アリペイ）」のアプリをダウンロードしてインストールし、アプリの手引に従って登録して、中国国内または

国外の携帯電話番号などの情報を入力する。

- (2) アプリを開き、マスターカード、ビザカード、JCB、ダイナース、ディスカバーなどの国際キャッシュカード、または「銀聯（ユニオンペイ）」マークのついた中国国内の銀行カードと紐付けする。
- (3) 支払いの際にはアプリを開き、業者の受け取り用 QR コードまたは業者が示す支払い用 QR コードを読み取る。

国際キャッシュカードと紐付けする際の注意事項

- ① 支付宝、微信を用いて国際キャッシュカードと紐付けする場合、中国国外のカード発行銀行の授権同意を得なければならない。一部のカード発行銀行は、システムが連結情報を認識できないことにより紐付けの要求を拒否する可能性があるため、カード発行銀行の顧客サービスに連絡するか、または中国国内の銀行カードに変更することをお勧めする。
 - ② 支付宝、微信を用いて国際キャッシュカードと紐付けし QR コードを読み取る際に、1 回あたりの金額が 200 元を超えなければ、ユーザーは別途手数料を支払う必要はない。1 回あたりの金額が 200 元を超える場合、ユーザーは取引金額の 3% のサービス手数料を支払わなければならない。
 - ③ 支付宝、微信が紐付けた国際キャッシュカードの消費限度額は年間 6.5 万元を超えず、1 回あたり 6,500 元を超えないものとする。国際キャッシュカードのユーザーは、利用シーンに合わせてモバイル決済を用いることをお勧めする。
- (4) アリペイ香港（香港特別行政区）、mPay（マカオ特別行政区）、Kakao Pay（韓国）、Touch' nGo eWallet（マレーシア）、HiPay（モンゴル）、Changi Pay（シンガポール）、華僑銀行（シンガポール）、Naver Pay（韓国）Toss Pay（韓国）、TrueMoney（タイ）の電子ウォレットユーザーは、上記ウォレットを中国国内で使用し、直接 QR コードを読み取り支払いをすることができる。

4. 外貨から人民元現金への両替

- (1) 中国への入国前、国外から訪中する人は関連の国・地域において事前に人民元（現金）に両替して携帯し、入国することができる（出入国者ひとり 1 回につき携帯できる人民元の上限額は 2 万元）。
- (2) 中国への入国後、国際空港、陸路のイミグレーション、港湾などの入国の際のイミグレーション所在地の商業銀行のカウンター、外貨両替機関、自動両替機などで両替す

ることも、ATM で国外の銀行カードを用いて人民元（現金）を引き出すこともできる。

5. 交通機関の利用

(1) 列車

チケットの購入について

①証明書の使用

外国人旅客が、駅のチケット窓口、鉄道チケット販売代理業者のチケット販売所、または列車内でのチケット購入、精算時に使用できる有効な身分証には、外国人永久居住身分証、パスポート、出入国証、海員証、中国公安機関が発行した「外国人签证证件手里回执（外国人がビザ申請のためにパスポート提出中であることを証明する受領書）」、パスポート紛失届出証明、各国の在中国公館が発行した臨時国際旅行証明書（中国の公安機関が発行した有効な査証または滞在証明が添付されていること）を含む。ウェブサイト「12306」、アプリ「12306」、チケット予約電話によりチケットを購入する場合は、外国人永久居住身分証やパスポートを用いることができる。自動チケット販売機によりチケットを購入する場合は、外国人永久居住身分証を用いることができる。

②身元の確認

旅客輸送の安全と秩序を確保するため、鉄道運営会社は、関連規定に従い実名制チケット販売を実施する。外国人旅客はチケットを購入する際に身元の確認を完了していなければならない。ひとつは、「12306」の英語版サイトまたは「12306」アプリにアクセスし、システムの提示に従って氏名、国籍、証明書の番号などの情報を入力して、システムが自動的に身元確認を完了する。オンラインでパスポート情報ページの写真を提出し、人が検査する方法を選択してもよい。2 つ目は、本人の有効なパスポートを携帯し、鉄道の駅のチケット販売窓口にて身元確認手続きを行う。

③チケットの購入

身元確認が終われば、外国人旅客はチケットを購入することができる。「12306」英語版サイトまたは「12306」アプリを通じてオンラインで購入する場合は、支付宝、微信、銀聯カードを用いて代金を支払うことができる。鉄道の駅のチケット販売窓口にてチケットを購入する場合は、現金、支付宝、微信、銀聯カードを用いて代金を支払うことができる。一部の駅では更に、自動券売機で購入することもできる。

チケットの変更について

外国人旅客は、「12306」英語版サイト、「12306」アプリ、鉄道の駅のチケット販売窓口にて変更手続きを行うことができる。

チケットのキャンセルについて

外国人旅客は、「12306」英語版サイト、「12306」アプリ、鉄道の駅のチケット販売窓口にてチケットのキャンセル手続きを行うことができる。キャンセル時期によっては手数料が発生することがある。

駅の入り及び乗車

チケット購入時に使用した有効な身分証の原本を持ち、自動改札機または駅員がサポートしている通路から入場、出場すること。乗車中の検札に協力すること。

詳細は中国鉄道サイト「12306」または中国鉄道の携帯端末用「12306」にアクセスして関連の規則を入手するか、もしくは中国鉄道カスタマーサービス「12306」へ電話で問い合わせることができる。

12306 ウェブサイト：<https://www.12306.cn/en/index.html>

(2) 航空機

外国人旅客が国内で航空機を利用する際は、航空会社の公式アプリ、航空会社のミニプログラムなどのチケット購入プラットフォームにて、オンラインで航空券を予約することができる。

チケットの購入について

- ①航空会社の公式アプリ、ミニプログラムでチケットを購入する場合、支付宝、微信、銀聯カードを用いて支払うことができる。
- ②空港の窓口で購入する場合は、現金、支付宝、微信、銀行カードを用いて代金を支払うことができるが、具体的には航空会社の規定に準拠する。

変更及びキャンセル

外国人旅客は、チケット購入プラットフォームまたは空港の窓口で変更、キャンセルをすることができる。変更またはキャンセルには費用が発生する可能性があり、具体的には航空会社の規定に準拠する。

(3) 地下鉄

現在、中国では計 45 の都市で地下鉄が開通している。外国人の乗客は、地下鉄の駅にて乗車カードを購入するか、もしくは支付宝のアプリを用いて乗車することができる。

- ①地下鉄駅のチケット販売窓口または自動券売機で 1 回分の乗車カードを購入する。頻繁に利用する場合は、パスポートを持参して地下鉄駅のチケット販売窓口にて交通 IC カード「一卡通」を購入することができる。カードを購入する際には現金、微信、支付宝で支払うことができる。

- ②携帯電話の支付宝を開き、「出行（お出かけ）」をクリックし、所在都市を選択し、本人確認が完了した後、地下鉄カードのQRコードを取得する。QRコードを提示してスキャンすることで、地下鉄駅の改札口を通ることができる。

(4) 路線バス

外国人乗客は、現金支払い、交通カードの取得、支付宝アプリの使用のいずれかを選択し、路線バスに乗車することができる。

- ①人民元を現金で支払い乗車する場合、路線バスは通常、釣銭の用意が無いため、乗客は事前に小銭を用意しておかなければならない。
- ②パスポートを持参して、路線バス運営会社の営業所にて交通カードを取得する場合、購入には現金、微信、支付宝を用いることができる。
- ③支付宝のアプリを開き、「お出かけ」をクリックし、所在都市を選択し、本人確認が完了した後、路線バスのQRコードを取得する。路線バスの乗下車時にQRコードをスキャンする。

(5) オンライン配車

外国人の乗客は、支付宝または微信のアプリで配車予約をすることができる。

- ①支付宝のアプリを開き、「お出かけ」をクリックし、「打車（車を呼ぶ）」を選択し、乗車場所、目的地をそれぞれ入力すれば予約することができる。
- ②微信のアプリを開き、「我（私）」をクリックし、「服務（サービス）」を選択し、「出行服務（お出かけサービス）」または「滴滴出行（配車アプリのディディ）」をクリックして、乗車地、目的地をそれぞれ入力すれば予約することができる。

(6) レンタカー

レンタカーは、国際空港でのレンタル、市内のレンタカー営業所でのレンタルをすることができるが、レンタカーアプリまたは支付宝、微信で「租車小程序（レンタカーミニプログラム）」を検索して借りることもできる。登録、登記を行った上でレンタカーを予約することができる。

- ①外国人が車両をレンタルする場合、パスポートや有効な居住証（または外国人永久居住身分証）、中国の有効な運転免許証、国際・国内クレジットカードを携帯する必要がある。

※初めて車両をレンタルする場合は、少なくとも1営業日前までにビザ、パスポート情報の確認が必要。

- ②外国人が中国の運転免許証を取得する場合、パスポート、国外の運転免許証及びその中国語翻訳版、直近のカラー写真（1インチサイズ、半身、帽子を被っていないもの、正面、背景色は白）などの資料を持参し、公安交管服務庁舎にて小型自動車臨時運転

許可（Provisional Driving Permits）を申請、受領する。短期滞在の場合、有効期間3ヶ月の臨時運転許可を取得することができる。滞在期間が3ヶ月を超える場合、有効期間を、1年を超えない期間に延長することができる。有効期間中は複数回の入国において使用することができ、入国ごとに申請する必要はない。

※中国は現在、フランス、セルビア、ベルギー、アラブ首長国連邦との間で運転免許の相互認証協定を締結しており、これらの国の運転免許証を保有する者には中国国内で直接運転する、または試験免除で運転免許を取得することを許可する。

6. 宿泊手続き

外国人は、携程（Ctrip、オンライン旅行会社）の国際版「Trip.com」アプリ、または電話などにより、ホテルを予約することができる。一部のホテルではホテル自身の条件が限られており、外国人旅客の宿泊手続きを行えないことがあるため、事前にホテルに対し外国人旅客の宿泊条件の有無を問い合わせるようお勧めする。

- (1) 宿泊するホテルにパスポート、外国人永久居住身分証などの有効な証明を提示し、ホテルのフロントで登記を行う。
- (2) ホテルでの支払い方法は、現金（人民元）、銀行カード、支付宝、微信から選択することができる。銀行カードで支払う場合は、事前にマスターカード、ビザなどの国際キャッシュカードが使えるかどうか、問い合わせること。一部のホテルは、Apple Pay や PayPal などの支払い方法に対応しているため、支払い前に事前に問合せすること。

中国での滞在、居留について

1. ビザの延長手続き

ビザを保有して入国する外国人が、当初の入国事由が終了していないため、またはその他の正当な事由により、ビザの滞在期間満了後も引き続き滞在する必要がある、且つビザの種類を変更する必要が無い場合、滞在期間を延長することができる。ビザの延長は、以下の資料を必要とする。

- (1) 有効なパスポートまたはその他の国際旅行証明書
- (2) 外国人ビザ申請表、直近の2インチサイズのカラー写真1枚（背景色は白、帽子を被っていないもの）
- (3) 申請事由に関する証明資料
- (4) その他、履行すべき手続き及び提出を要する証明資料

ビザの期間延長に必要な証明資料は、ビザの種類により若干異なるため、具体的には国家移民管理局の公式ウェブサイトアクセスし、「办事指南（手続きガイド）」の「外国人签证延期、换发、补发审批服务指南（外国人ビザ延長、更新、再発行に関する審査認可サービス指南）」から検索することができる。また、「办事机构（手続き機関）」で各地の公安出入国管理部門受理所の住所や連絡方法を検索することもできる。更に、サービスプラットフォーム「12367」に電話して問い合わせることもできる。

2. 居留許可の手続き

外国人が中国入国後、外交、公務以外の理由で中国国内に滞在する必要がある場合、規定に従い公安機関出入国管理機構にて居留証の発行、延期、更新、再発行を申請することができる。外国人が居留証を申請する場合、また延長、更新、再発行する場合、本人が公安機関出入国管理機構にて手続きを行わなければならない。国が必要とするハイレベル人材、喫緊に必要とし、不足している専門人材、16歳未満または満60歳以上の者、及び疾病などの理由で行動が不便な者は、招聘企業または個人、申請者の親族、関連の専門サービス機関が代理申請することができる。居留許可の申請手続きには以下の資料を必要とする。

- (1) 有効なパスポートまたはその他の国際旅行証明書
- (2) 外国人ビザ申請表、直近の2インチサイズのカラー写真1枚（背景色は白、帽子を被っていないもの）
- (3) 申請事由に関する証明資料
- (4) その他履行すべき手続き及び提出を要する証明資料

居留許可の手続きに必要な申請資料、要求、手続きの流れや方法、所要期間などの具体的な事項は、国家移民管理局の公式ウェブサイトアクセスし、「办事指南（手続きガイド）」の「外国人居留证件签发、延期、换发、补发服务指南（外国人居留証の発行、延長、更新、再発行に関するサービス指南）」から検索することができる。また、「办事机构（手続き機関）」で各地の公安出入国管理部門受理所の住所や連絡方法を検索することもできる。更に、サービスプラットフォーム「12367」に電話して問い合わせることもできる。

国家移民局ウェブサイト：<https://www.nia.gov.cn>

ソーシャル・サービス

1. 工作許可証の手続き

外国人の工作許可取得には、以下の資料を必要とする。

- (1) もれなく記入した「外国人中国工作許可申請表」
- (2) 勤務履歴の証明
- (3) 付加証明書（「外国公文書認証の取消に関する条約」に加入済の国）または中国の在外公館が認証した最高学位（学歴）証書、または関連の承認文書、職業資格証明
- (4) 無犯罪証明書
- (5) 健康診断証明
- (6) 招聘契約書または任職証明書（多国籍企業の任命派遣書を含む）
- (7) 申請者のパスポートまたは国際旅行証明
- (8) 申請者の直近6ヶ月以内の正面写真（帽子を被っていないもの）
- (9) 帯同家族の関連証明資料
- (10) その他の資料

手続き方法及び場所：勤務先企業がオンラインで申請し、各地の外国人中国勤務サービス窓口にて手続きする。

2. 社会保険の手続き

外国人が中国で勤務する場合、「中華人民共和国社会保険法」及び「中国国内で就業する外国人の社会保険加入暫定弁法」の関連規定に従い、社会保険に加入しなければならない。

保険加入対象者

- (1) 合法的に勤務し、法に基づき「外国人工作許可証」と外国人居留証を取得した外国人、及び外国人永久居住身分証を保有する外国人
- (2) 中国国内の勤務先企業と労働契約を締結し、勤務先が給与を支払っている者。または国外企業と契約を締結して中国に派遣され勤務し、中国国内の勤務先が給与を支払っている者。
- (3) 年齢が就業年齢の範囲内である者（男性60歳、女性55歳まで）

保険料の納付

- (1) 新規保険加入者が中国国内で勤務している場合、中国国内で就業を開始した月から保険料を納付する。
- (2) 外国人が加入する保険の納付基数、納付比率は、納付地の中国人保険加入者の基準に従って実施する。

相互免除規定

人的資源社会保障部ウェブサイトの情報によると、中国はドイツ、韓国、デンマーク、カナダ、フィンランド、スイス、オランダ、フランス、スペイン、日本、セルビア、ルクセンブルクなどの国と社会保障協定を締結している。中国と社会保障協定を締結している国の国籍を持つ者に対しては、協定に従い、その規定する保険の種類について、規定する期間内の保険料納付義務を免除することができる。

手続き場所：勤務先所在地の政務服務大庁、または人社局服務大庁

人的資源社会保障部ウェブサイト：<http://www.mohrss.gov.cn>

3. 個人所得税の納付

居住者と非居住者

外国人が中国国内で住所を有する場合、または住所を有しておらず、一納税年度内に中国国内での居住日数が累計 183 日を超える場合、中国税収の居住者であり、居住者個人は中国国内及び国外から取得した所得について、中国個人所得税法及び関連の規定に従って個人所得税を納付する。

中国国内で住所を有しておらず、居住しない場合、または住所を有しておらず 1 納税年度内に中国国内での居住日数が累計 183 日未満の個人は、非居住者である。非居住者個人が中国国内で取得した所得は、中国個人所得税法及び関連の規定に従って個人所得税を納付する。

確定申告

外国人が中国税収の居住者である場合、納税年度内に取得した給与賃金、役務報酬、原稿料、特許権使用料の 4 項目の総合所得について、取得した翌年の 3 月 1 日から 6 月 30 日の間に、「個人所得税年度自己納税申告表」に記入し、関連資料と共に、税務機関にて個人所得税の確定申告を行わなければならない。以下の条件に合致する外国人は、確定申告手続きを免除することができる。

- (1) 税収政策が規定する確定申告の申告免除条件に合致する場合
- (2) 前納済の税額と確定申告の税額が一致する場合
- (3) 確定申告の税金還付条件に合致するが、還付を申請しない場合

外国人は、自身が確定申告を必要とするか否かわからない場合、地元の税務機関の税務サービス窓口にて関連の政策を問い合わせたり、サポートを求めたりすることができる。

手続き方法：納税者は地元の政務サービス窓口又は税務機関の税務サービス窓口にて手続きすることも、携帯電話の個人所得税アプリをダウンロードするか、または自然人電子税務局ウェブサイトから手続きすることもできる。外国人が初めて個人所得税アプリまたは自然人電子税務局ウェブサイトを使用する際は、地元の税務サービス窓口にて申請し、登録番号を取得しなければならない。納税者は税務サービス窓口でサポートを受けることができる。

外国人が非居住者個人の場合、確定申告は行わない。

国家税務総局ウェブサイト自然人電子税務局：<https://etax.chinatax.gov.cn>

税収協定待遇の享受について

中国の二重課税免除協定ネットワークは114カ国・地域をカバーしている。協定の規定に従い減免または免税待遇を享受できる外国人は、自身で協定の待遇を受ける条件に合致すると判断する場合、自身で申告するかまたは源泉徴収納税義務者により、源泉徴収納税申告を行う際に協定待遇を受けることができ、関連の資料は保管して検査に備える。協定の詳細は国家税務総局ウェブサイトの税収条約に関するページを参照すること。

国家税務総局ウェブサイト税収条約ページ：

https://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810341/n810770/common_list_ssty.html

華鐘コンサルタントグループ

上海華鐘コンサルタントサービス(有)
上海華鐘投資コンサルティング(有)
上海華鐘信息管理コンサルティング(有)
上海華鐘国際貿易有限公司
株式会社華鐘コンサルティング



「国家統計局認定渉外調査許可証」



「上海市信用コンサルタント会社証」



総経理古林恒雄は「上海市外国投資促進センター」と「上海市対外投資促進センター」の顧問を委嘱されております

弊グループは上海市政府のバックアップのもとに、1994年4月に中国上海市にて設立された上海華鐘コンサルタントサービス(有)を中心とする日中合弁の総合コンサルタント会社です。日本・韓国等の外国企業及び中国現地法人、中国各地区の開発区等、合わせて会員企業約700社、会員企業様向けに中国進出経営に関わるトータルソリューションを提供しています。

「上海市信用コンサルタント会社」等の認定に加えて、外資系コンサルタント会社では初の「渉外代理資格(外国企業の代理申請が出来る資格)」と「国家統計局渉外調査許可企業(外国企業から受託して全国、全産業の調査を行える企業)」の資格を有すると共に、董事長の古林恒雄は45年にわたる中国事業の経験を買われて「上海市外商投資協会」常務理事副会長、渉外諮詢分会副会長、「上海市外国投資促進中心」と「上海市対外投資促進中心」高級顧問をはじめ、江蘇省、浙江省、山東省、広東省などの各都市人民政府、開発区などの顧問などを委嘱されております。

私どもは今後とも、中国進出と現地法人経営のあらゆる分野でお役に立てる総合的コンサルタント会社としてさらに努力を重ねてまいります。

主要業務ご案内

- ★ 中国進出に関するマーケットリサーチ、企業信用調査
 - ★ 会社設立に関する手続支援及びコンサルティング
 - ★ 労務、人事、法務等に関わるコンサルティング
 - ★ 会社財務・会計・税務全般の支援とコンサルティング
 - ★ 工場建設に関する各種許認可取得支援と施工管理
- ★ M&Aに関わる資産評価及びデューデリジェンス業務
 - ★ 商標登録出願申請に関する支援
 - ★ 合弁、分社化、買収、合弁撤退、清算等に関する支援業務
 - ★ 社内ITシステム構築、企業IT安全コンサルティング、ERPシステム導入コンサルティング関連業務

会員制度ご案内

- ★ 2万元/年(入会費:無し)
 - ★ 会費内でご利用いただけるコンサルティングサービス
- (1)面談、(2)日刊、週刊及び月刊の華鐘通信送付、(3)E-mailベースによる中国ビジネス相談、(4)会員パスワードによる弊社データベース検索ダウンロード、(5)会社設立等の有償業務の契約(案)の作成
- ★ ご入会方法:別添「会員登録票」と「会員サービス覚書」に必要事項ご記入のうえ、FAXにてお送り下さい。同入会書類は弊社ホームページ(<https://www.shcs.com.cn>)からもダウンロード頂けます。

会社概要ご案内

- ★ 住所 上海市淮海中路 755 号新華聯大廈東樓 23 層
- ★ 設立 上海華鐘コンサルタントサービス有限会社は 1994 年 4 月 7 日
上海華鐘投資コンサルティング有限会社は 2006 年 4 月 27 日
- ★ 資本金 上海 2 社合わせて 13,600 万円 (2019 年現在)
- ★ 出資者 (株)華鐘コンサルティング 60%、上海紡織対外経済技術合作有限公司 40%

連絡先

★ 上海華鐘投資コンサルティング有限会社

上海華鐘コンサルタントサービス有限会社

- ・住所 〒200020 上海市淮海中路 755 号新華聯大廈東樓 23 層
- ・電話番号 +86-(0)21-6467-1198 :担当者 張曉玲(会員部部长)
- ・FAX 番号 +86-(0)21-6467-9155 Email アドレス shcs@shcs.com.cn
- ・Homepage アドレス <https://www.shcs.com.cn>

★ 北京分公司

- ・住所 〒100027 北京市朝陽区東三環北路 3 号幸福大廈 A 座 11 樓 1115 室
- ・電話番号 +86-(0)10-8451-1257、1287 :担当者 趙姝(日本語可)
- ・FAX 番号 +86-(0)10-8451-1217 Email アドレス zhaoshu@shcs.com.cn

★ 広州分公司

- ・住所 〒510620 広州市林和西路 9 号耀中広場 B 座 1209 室
- ・電話番号 +86-(0)20-3801-1800 :担当者 許進(主任、日本語可)
- ・FAX 番号 +86-(0)20-3801-1810 Email アドレス xujin@shcs.com.cn

★ 蘇州分公司

- ・住所 〒215028 蘇州工業園区旺墩路 188 号建屋大廈 1203 室
- ・電話番号 +86-(0) 512-6809-4510 :担当者 李金姫(主任、日本語可)
- ・FAX 番号 +86-(0) 512-6809-9013 Email アドレス lijinji@shcs.com.cn

★ 上海華鐘信息管理コンサルティング有限会社

- ・住所 〒200020 上海市淮海中路 755 号 新華聯大廈 23 樓 C 室
- ・電話番号 +86-(0)21-6415-5323 :担当者 古林 将一(総経理)
- ・FAX 番号 +86-(0)21-6415-5323 Email アドレス shis@shcs.com.cn

★ 上海華鐘国際貿易有限公司

- ・住所 〒200131 中国(上海)自由貿易試験区冰克路 500 号 3 幢 3 層 315 室
- ・電話番号 +86-(0)21-6467-1198 :担当者 古林 将一(総経理)

★ 大阪 株式会社華鐘コンサルティング

- ・住所 〒541-0045 日本国大阪府中央区道修町二丁目 2 番 11 号ベルロード道修町ビル 4 階
- ・電話番号 +81-(0)6-6232-0775 :担当者 陳庚(コンサルティング部長、日本語可)
- ・FAX 番号 +81-(0)6-6232-0776 Email アドレス osaka.jhcs@shcs.co.jp

★ 東京 株式会社華鐘コンサルティング東京事務所

- ・住所 〒160-0023 日本国東京都新宿区西新宿 3-2-9 新宿ワシントンホテルビル本館 2F
THE HUB 新宿ワシントン
- ・電話番号 +81-(0)70-1464-5888 :担当者 高倉洋一(所長兼コンサルティング部長)
- ・Email アドレス takakura@shcs.co.jp

愛の種を蒔き、希望の火を燃やし育てる —華鐘希望工程奨学基金募集の呼びかけ—

「月刊華鐘通信」編集部

2002 年末、弊社が発起人となって「華鐘希望小学校」建設の呼びかけ、12 年を経て、弊社やそのグループ企業の寄付の下、既に以下の 6 ヶ所の華鐘希望小学校が設立されて約 1,750 名の教師、児童が勉学にいそしんでいます。

- ① 内蒙古赤峰市翁牛特旗華鐘第一希望小学
- ② 雲南省普洱県慶明華鐘第二希望小学
- ③ 雲南省雲龍県天灯華鐘第三希望小学
- ④ 雲南省禄勛県団街華鐘第四希望小学
- ⑤ 雲南省景谷県正興華鐘第五希望小学
- ⑥ 四川省榮經県華鐘第六希望小学校

希望プロジェクトの活動参加において、この活動は長期的関心と恒久的支援が不可欠なものであるとの実感から、弊社は寄付金による学校建設の外、希望小学校の生徒たちに対する以下の支援を継続的に実施しています。

1. 「華鐘希望工程奨学基金」の設立

2006 年、華鐘希望小学校の発展を促進させ、優秀な教師と成績優秀な生徒を奨励し、貧困による就学困難な児童を支援する為、弊社は董事会の承認を得て上海市青少年発展基金会と「華鐘希望工程奨学基金」を設立しました。2014 年、上海市青少年発展基金会と『華鐘希望工程奨学基金運営弁法(試行)』を改定・締結して、従来の華鐘希望学校の教師・児童への奨学金と学校修繕金支給に加え、優秀な卒業生への奨学金支給、自然災害被災地の希望小学校の再建支援、華鐘愛心希望文庫設置支援等まで支援の対象を拡げました。現在は毎年の春季・秋季の『華鐘』セミナーの会場で義捐金を募集し、上海希望工程弁公室を通じて『華鐘希望工程奨学基金』へ積み立てています。

2. 学習用品の寄付

6 校の華鐘希望小学校の生徒たちの学習、生活条件を改善する為、弊社の全従業員が一丸となって、毎年の年初に衣服類を集め、資金を拠出してカバン、字典、筆記用具等の学習用品を購入し、又、会員企業より 2 万本余りの



雲南華鐘希望小学校での贈呈式



衣服、学習用品、筆記具を受け取る生徒

ボールペン、鉛筆の寄付を受けて、春節前にこれらの衣服と学習用品を6校が所在する内蒙古及び雲南の青少年基金会に送り、基金会経由で各華鐘希望小学校への配布しました。

各華鐘希望小学校からは感謝の手紙と写真が届き、学校によっては、これらの衣服、学習用品、筆記用具の贈呈式を執り行い、生徒たち一人一人に手渡したとの事です。

3. 「華鐘希望プロジェクト」専用ホームページの立ち上げ

会員企業の皆様に適時最新の「華鐘希望プロジェクト」の近況を理解して頂く為に、弊社ホームページ内に「華鐘希望プロジェクト」専用ページを設けて、逐次、各学校の状況と生徒たちからの手紙や贈呈式の写真等を掲載していきます。

4. 「華鐘希望工程奨学基金」への義捐金募金の呼びかけ

弊社は広く会員企業様とその従業員の方々に、広く「華鐘希望工程奨学基金」への参加と奨学金原資のための義捐金募金を呼びかけます。会社からの募金は税前経費処理が可能で、個人の募金は領収書が発行されますので、心よりお待ちしております。

「華鐘希望工程奨学基金」義捐金募集要項

華鐘コンサルタントグループ

会員企業及び関連企業の皆様

弊社と華鐘グループ各社が6校の華鐘希望小学校建設後、これらの小学校の更なる発展と優秀な教師や生徒たちへの奨励及び貧困による学習困難な児童に学習の機会を与える為、弊社と上海市青少年発展基金会は共同して「華鐘希望工程奨学基金」の設立を致しました。今後、長期的に「華鐘希望工程奨学基金」を維持する為、弊社は自社と従業員にて寄付を行う他、会員企業やその従業員の皆様に対して積極的に当奨学金への参加を要請し、広く義捐金の募集を呼びかけます。

会員企業様におかれましては、以下の方法で直接弊社を通じて募金頂くか、或いは下記に義捐金をご送付いただくことが出来ます。弊社受領分は責任をもって上海市希望工程より交付される義捐金証書を受領して、皆様にお渡し致します。

更に多くの会員企業、従業員の皆様に華鐘希望小学校に関心を持って頂き、更に多くの愛の心が結集して、子供たちにとって暖かい愛の手となる事を希望します！

記

1. 募金所管：華鐘コンサルタントグループの全社員

Tel:021-6467-1198 Fax:021-6467-9155

2. 募金要領

1) 小切手か現金をご持参頂く場合：弊社副総経理以上か広報部担当迄

2) 郵便局振込の場合：住 所：巨鹿路 290 号 郵便番号：200020

受取人：上海市希望工程弁公室

3) 銀行振込の場合：上海市青少年発展基金会

口座番号：316531-00093050626 銀行名：上海銀行延中支行

注1：郵便局又は銀行振込の場合、振込伝票備考欄及び控え証憑に社名、電話番号及び「華鐘希望奨学基金」を明記下さい。

注2：募金 1,000 元以上の企業又は個人に対して希望工程弁公室より募金証書が交付されます。会社の場合はその証書をもって当年度の税前処理が可能となります。

提携関係にある開発区及びパートナーの紹介

江蘇・南通経済技術開発区	HomePage: www.netda.gov.cn
 <p>南通経済技術開発区は、1984年に設置された14ヶ所の国家級開発区の1つであり、管轄面積が184 km²で、揚子江デルタ地域で外資系企業の集中的な製造基地となっており、「蘇通大橋」、「崇啓大橋」、「滬蘇通鉄道」、「北揚子江沿い高鐵」などの交通ルート及び「上海南通国際空港」、「通州湾港」の建設に従い、上海1時間の経済圏で最も潜在力持ちの発展地となっている。</p> <p>当開発区は、国家環境保護総局から「ISO14000」国家模範区の称号が授与され、中国権威機構より選ばれた多国籍企業の進出において最も投資価値のあるトップ10の開発区であり、多国籍企業投資の最適な開発区でもあり、江蘇省政府から「社会治安安全区」の称号も授与されている。30カ国と地域からの投資者により、累計で約800社の外資系企業が設立されており、投資総額は250億ドル以上に達した。その内、日系企業が200社余りほど進出しており、世界ベスト500社の企業より、投資案件が約80件ほど達した。医薬ヘルスケア、次世態情報技術、新エネルギー、智能製造、等の産業を重点的に発展させる。「次世態未来産業園」、「医薬ヘルスケア産業園」、「次世態情報技術産業園」「智能製造園」、「新エネルギー産業園」、「ICテスト産業園」等の産業特化パークと「能達ビジネス区」、「綜合保税區」、「中央イノベーション・エリア」の功能区からなっている。</p>	
江蘇・蘇錫通科技産業園	HomePage: www.stpac.gov.cn
 <p>蘇錫通科技産業園区は、蘇通科技産業園区と錫通科技産業園区が合併して成立し、2020年5月に正式に一体化運営を開始しました。この内、2009年に成立した蘇通園区は江蘇省とシンガポールの重点提携プロジェクトである国際園区、中国とオーストリアの合作プラットフォームを持つ生態園区、蘇州と南通が揚子江を跨いで連動する合作園区で構成されています。</p> <p>2011年に成立した錫通園区は、南通と無錫が共同建設した揚子江融合試験区です。</p> <p>総開発計画面積は100平方キロで、世界ベスト500社を含む数百社以上の企業が進出。園区は多国合作、三地協力によって国家級の「揚子江に跨る融合発展示範区」を目指しています。</p> <p>交通条件：園区の周辺には高速道路、高速鉄道、空港、港が揃っており、水運、陸運、空運、鉄道を備えた立体的な交通ネットワークを有しています。</p> <p>主導産業： インテリジェント製造業、電子情報業及び生命科学業</p> <p>代表的な進出企業： 丸紅、オンド、広島アルミ、小森機械、華為、騰訊など</p> <p>レンタル工場の物件情報： Plainvim、GLP など著名なデベロッパーが揃っています。工場面積は2,500平米のものから10,000平米超まで、また1階建て、多層階のいずれもあり、オーダーメイドも可能です。多様な業界の企業様のご要望を満たすことができます。</p>	

江蘇・常熟經濟技術開發区	HomePage: www.cedz.org
 <p>常熟經濟技術開發区は華東地区に位置する国家級の開發区であり、上海市街地まで80KM、蘇州市と無錫市まで何れも40KMの好立地で、開發面積は156km²があります。1992年創立以来、600社余りの外商投資企業が既に進出し、総投資額は446億米ドルを超えています。G15沈海高速道路、S38常合高速道路及び上海からの高速鉄道が当開發区を通り、また、国際港である常熟港も区内にあり、交通の便が良く、製造業と物流業の理想の投資場所です。当開發区は自動車及び自動車部品、音響産業、電子情報、新材料新エネルギー、設備装置などの製造業を柱産業として育成しています。それ以外に、地域統括本社、研究開発センター及び貿易会社も積極的に誘致に取り組んでいます。</p> <p>当開發区には電気、上水、排水、ガス、蒸気、産廃処理等「十通一平」というインフラ施設が整っており、従業員も安定に確保できます。また、レンタル工場があり、電子情報、機械設備製造、自動車部品等の産業でもご利用頂けます。それ以外、市場監督管理局、税関、商品検査検疫局等の政府行政部署が当開發区内に事務所を設置して、現地法人の設立から稼働運営までワンストップサービスを無償に提供しています。</p>	

江蘇・常州西太湖科技產業園	HomePage: https://www.wj.gov.cn/html/czwj/2023/HCKJQAKP_0210/439217.html
 <p>常州西太湖科技產業園は2013年設立されおられます。現在の西太湖は常州市の新たな都市センターです。常州市両湖創新区の核心区と先頭区でもおられます。所在の常州市は揚子江デルタの中心に位置されて、交通が便利で、高度な工業基盤が整備されています。上海、杭州、南京三つの大都市は常州市で合流しており、地理位置は特に恵まれておられます。両湖創新区は、常州を長江デルタ地域により良く融合させ、スマート製造業を中心とする長江デルタ地域の中核都市に育てるために提出した新しい都市計画であります。園区は江蘇省政府の認可により設立されました省級經濟開發区で、総面積は70.5平方キロメートル、蘇南第二大の湖と隣接し生態環境はすごく優美です。</p> <p>園区は現在200社以上の外資企業と12社の上場企業を有しています。園区は医療健康産業、新エネルギー産業（水素エネルギー産業）、新素材産業、新智造産業をリード産業として重点的に発展させるクリーン工業区です。</p> <p>園区は長年引き続き日本企業向けの『日本中小企業工業園』を力尽くして発展しております。入居敷居なし、土地代、家賃、税金、人材政策など特別な優遇を提供しています。</p> <p>園区は「法治、誠心誠意、効率、Win-Win」を理念とし、全過程、全方位の良質サービスを提供致します。日本企業の投資をいつでも大歓迎致します。</p>	

江蘇・常州国家高新技术産業開発区	HomePage: cznd.changzhou.gov.cn
 <p>常州国家高新技术産業開発区は長江の南に位置し、長江デルタ地域の中心部に立地しています。1992年、第1グループとして認可成立された国家級高新技术産業開発区の1つであり、総面積は508.91km²、人口は約90万人です。区内のインフラ基盤は整っており、交通の便が良く、港、国際空港、高速鉄道、高速道路、地下鉄の全てが揃っています。2023年、常州市は中国第25番目のGDP一兆元を達する都市となり、そして人口が最も少なく、面積が小さく、発展レベルが高い兆元都市となりました。常州国家高新技术産業開発区は常州市全体での僅か九分の一の面積、六分の一の人口で、五分の一のGDPを提供しました。</p> <p>全区には計10万数社の企業が存在しており、このうち1.3万社以上が工業企業です。現時点での全区の外資導入実績は158億米ドルを突破しており、外資企業の入居数は2,000社超となっています。常州の新たな産業配置に基づき、常州国家高新技术産業開発区はソーラースマートエネルギー、炭素繊維及び複合材料、新エネルギー車・自動車コア部品、次世代情報技術、新医薬・医療機器、スマート装備製造などの産業を重点的に発展させる方針です。2022年1月、江蘇省の認可により、国際合作パークとして中日（常州）智能製造産業パークが成立しました、常州唯一の中日産業パークです。現時点で、同産業パークには累積約260社の日本企業が入居しています。また、区内には50店舗を超える日本料理店や居酒屋がある日本人街もあり、1,000人以上の日本人が生活しています。投資意向のある企業様の現地訪問視察をお待ちしております。</p>	

江蘇・太倉市招商局	HomePage: invest.taicang.gov.cn
 <p>太倉は江蘇省蘇州市に属し、総面積810キロメートル、総人口103万人、古来の「魚と米の郷」であり、春秋時代の呉王がここに穀物倉庫を建てたことから、その名が付いたと言う。太倉は絶好の立地条件を有し、上海とは一衣帯水で、上海中心部から僅か50キロメートル、車で1時間の距離にある。現段階では6つの高速鉄道が太倉で交差しており、15分で上海虹橋国際空港に着き、上海の10本以上の地下鉄とシームレスに繋がっている。太倉港は揚子江最大の港で、コンテナ取扱量は世界22位、中国8位にランクされ、219本の国内外航路がある。日本とは、東京・横浜・名古屋・大阪・神戸・門司・博多・川崎・那覇・下関と清水等13の埠頭と直結している。</p> <p>太倉は揚子江デルタ地域で最も投資価値の高い新興工業都市の一つであり、ハイエンド機器製造・新機能材料・物流貿易・航空宇宙工業・バイオメディシン等の産業を重点的に発展させている。現在すでに1700社以上の外資系企業が進出しており、中にはフォーチュン500企業が40社含まれている。また、中国の「ドイツ企業の郷」とも称され、ボッシュ、シェフラー等のドイツ系企業が500社あまりいる。西北工業大学と西安交通リバプール大学という2校の中国一流大学が太倉にキャンパスを設け、優秀な人材を現地企業に供給している。太倉にはホンダ、三井造船、ニトリ、アルパイン、堀場製作所等の日系企業193社が集まっており、総投資額が20億ドル以上に達している。太倉市政府は絶えず土地空間整備に取り組み、毎年130万平方メートル以上の新規工業土地を提供することによって、日本企業の長期的かつ安定した発展を支えるようにしている。</p> <p>「上海をつなぐ、上海をめざす」太倉は、上海との同一都市化を図ると共に、より優れたビジネス環境とより広い発展空間の提供に力を入れ、進出企業がしっかりと太倉に根を下ろし、ウィンウィンの発展を遂げられるよう全力を尽くしている。</p>	

浙江・嘉興経済技術開発区	HomePage: www.jxedz.gov.cn
 <p>嘉興経済技術開発区は1992年8月に設立され、嘉興市都市部と緊密につながる都市型開発区であり、浙江省五つ重点開発区の一つでもあります。2010年3月に国務院より国家級開発区に昇格されました。開発区の計画面積は110KM²、人口は30万人です。今、開発区には外資企業670社余り、中に日系企業60社余りがあり、自動車部品、精密機械、食品加工の産業群が形成されました。開発区は産業転換とアップグレードモデル区、科学教育商業総合区、国際商务区、先進製造業団地に分けられて、重点的に自動車部品、装備製造、食品、半導体産業、5G設備製造などの先進製造業と現代サービスを誘致しています。</p>	

浙江・独山港経済開発区	HomePage: www.pinghu.gov.cn/col/col11229446397/
 <p>浙江独山港経済開発区は省級の経済開発区で、長江デルタ地域の中心である上海市に隣接しています。また上海浦東国際空港や上海虹橋国際空港などの三大空港まではいずれも車で約1時間の距離で、非常に良い環境に恵まれています。</p> <p>独山港経済開発区は国家1類の港湾を擁し、石油化学ふ頭、コンテナふ頭、雑貨ふ頭を建設・保有しています。上海国際輸送センターを構成する重要な地域でもあり、国内最大のコンテナ港である洋山港からの距離は約40キロメートルです。</p> <p>当開発区の計画面積は111.9平方キロメートルで、ファインケミカル、設備製造、港湾物流を主要産業とし、現在は多くの外資企業が入居しています。現在、BASF、クラリアント、オルネクス、アデカ、SCS、PG、KBR、松川遠億など多くの著名企業が入居している。</p>	

浙江・中日韓半導体産業園	HomePage: -
 <p>紹興中日韓半導体産業園は、紹興市政府が紹興半導体産業の強化に向けた「万畝千億」のプラットフォームであり、半導体産業付帯生産基地の国際化を重点的に支援するために建設されました。主として半導体材料と装備分野における国産化、日韓及び欧米の成熟したプロセス企業向けの産業園です。</p> <p>中日韓半導体産業園は高速道路から近いほか、杭州蕭山国際空港まで僅か40分の距離であり、アクセスが便利です。</p> <p>また、紹興IC小鎮の中心部に位置し、中芯紹興、長電紹興、豪威科技などのリーディングカンパニーと隣接しています。園区の敷地面積は約100ムーで、延床面積は13万m²。11棟のガーデン式工場と1棟の科学研究イノベーションビルが在ります。工場はフロア毎に分割購入又はレンタルが可能で、地下駐車場、食堂、24時間営業のコンビニエンスストア、コンベンションセンター、展示センターなどが完備。ワンストップ式の執事サービスも提供しており、入居企業のプロジェクト全フローを支援します。</p> <p>中日韓半導体産業園に進出した場合、10年という長期の地方税収奨励が適用され、リーディングカンパニーや多くの産業ファンドの投資サポートもあります。半導体業界における優良企業とのご面談をお待ちしております。</p>	

山東・東營経済技術開発区	HomePage: www.dyedz.gov.cn
 <p>東營経済技術開発区は黄河デルタ地域初の国家級開発区です。黄河デルタ地域の中心都市であり、中国第二の規模を誇る勝利油田の所在地である東營市に立地しています。東營市の面積は8,257平方キロメートル、人口221万人、優越したロケーション、豊富な自然資源、堅実な産業基盤、優美な環境で住み易く、全国文明都市、中国優秀観光都市、国家生態ガーデン都市、第1期国際湿地都市であって、中国東部における最も発展潜在力のある都市です。東營市には8社の中国企業ベスト500社企業、15社の中国民営企業ベスト500社企業が存在し、そのランキング入りしている企業数は連続14年間山東省では第1位です。</p> <p>30.60ダブルカーボン目標という大きなバックグラウンドの下、山東省は3,500万kwの海上風力発電基地を計画、予定では『十五五』（第15期5ヶ年計画、2026年～2030年）末までに建設を完了します。さらに東營市では同時に山東省全省4,200万kwの海上太陽光発電計画、4,000万kwの魯北塩碱灘塗風力太陽光備蓄基地の主要用地でもあります。資源開発は巨大な量の装備市場需要をもたらし、東營経済技術開発区は敷地面積8,800ムーの東營海上風力発電装備産業パークの建設を計画しており、海上風力発電を主とし、海上陸上互換、全国最大、世界一流の全産業チェーン海上風力発電装備産業基地と風力発電マザーポートを徐々に確立して行きます。</p> <p>その主導産業は石油化工、ゴムタイヤ、石油装備、非鉄金属、新素材等であり、新エネルギー、バイオ医薬、交通装備、航空宇宙産業を重点的に発展させます。</p>	

山東・青島日本国際ビジネスハブ	HomePage: www.cjch-qd.com
 <p>青島日本国際客庁 Qingdao International Business Hub (Japan)</p> <p>青島日本国際ビジネスハブは、自由貿易試験区青島エリア・国際経済合作区内に立地しています。青島市が重点的に建設した五つの国際ビジネスハブのひとつであり、2020年5月19日に正式に使用が開始されました。国外向けには国際資源を繋げ、国内向けには国際資源を輸入し、中国市場に進出意向のある日本企業や商工会議所のために、そして国際資源とマッチング意向のある国内地方政府、企業のために、それぞれ展示、プロモーション、説明会、商談会、取引などの機能を集めて一体化した全方位サービスをご提供します。また法律、監査、会計、ビザ、生活などの付帯サービスもご提供します。ORIXグループと共同で「中日産業のスーパー連結者」というプラットフォームを立ち上げ、世界中の高質な日系企業が青島への進出を促進しています。中日地方経済合作の新理念を刷新して、中日交流合作の新たなメカニズムを確立し、新時代の青島市対日新高地の構築、中日合作の新たなプラットフォームの確立に努力しております。</p>	

遼寧・大連普湾経済区	HomePage: -
 <p>Dalian Puwan Economic Zone 大連普湾経済区</p> <p>大連普湾経済区は大連金普新区（国家レベル新区）の三大機能区の一つであり、大連市の地理中心に位置している。中日（大連）地方発展協力モデル区の二つの重要園区--中日生態モデル新城と松木島化学工業産業開発区はいずれも普湾経済区に位置している。中日生態モデル新城は新エネルギー自動車の整車と部品、ハイエンド設備製造産業を重点的に発展させ、日系企業の集積地を作り上げる。松木島化学工業産業開発区は遼寧省が認定された第一陣省レベル専門化学工業園区であり、ファインケミカル、新材料産業を重点的に発展している。普湾経済区は土地の積載空間が広くて、交通条件が便利で、産業インフラが完備し、投資政策が優越で、すでに多くの日系企業と深い協力関係を築してきた。</p>	



2024 年春季セミナー資料編

2024 年 5 月

華鐘コンサルタントグループ



上海華鐘コンサルタントサービス有限公司



上海華鐘投資コンサルティンク有限公司



上海華鐘信息管理コンサルティンク有限公司



上海華鐘国際貿易有限公司



株式会社華鐘コンサルティンク